令和８年度　中部ブロック発注者協議会

日時：令和８年１０月２８日（水）１３：３０～１５：００
場所：桜華会館４Ｆ（ＷＥＢ併用）

次　第

１．開　会

２．挨　拶

３．議　事

（１）発注者協議会について
　１）協議会の概要
　２）規約の改正

（２）第三次・全国統一指標および中部独自指標について
　１）「第三次・全国統一指標」と「中部独自指標」モニタリング結果

（３）各業団体等の意見について

（４）品質確保および持続可能な建設業等の実現に向けた取り組み
　１）中部地方整備局の取り組み等
　２）東海財務局からのお知らせ

（５）各機関の報告および意見交換
　１）各機関、ブロックの取り組み状況

４．報告等

５．総括

６．閉会

令和８年度　中部ブロック発注者協議会
出席者名簿

令和8年10月28日

機関・部局名	役　職	氏　名	備　考	WEB出席
国土交通省　中部地方整備局	局長	西村　拓		
農林水産省　東海農政局	局長	小峰　賢哉	代理出席：渡邊　雅彦（農村振興部長）	
警察庁　中部管区警察局	総務監察・広域調整部長	鈴木　康修	代理出席：中村　友亮（管財営繕係長）	
警察庁　中部管区警察学校	学校長	神代　和彦	代理出席：木全　茂孝（専門職）	
財務省　東海財務局	総務部次長	山下　有由		
財務省　名古屋税関	総務部次長	宇野 秀吾	代理出席：伊藤　哲也（会計課長）	
国税庁　名古屋国税局	総務部次長	藤澤　久志	代理出席：西脇　澄人（営繕監理官）	
厚生労働省　岐阜労働局	局長	原田　浩一	欠席　聴講者：今津　英之（会計第3係長）	
厚生労働省　静岡労働局	局長	國分　一行	欠席	
厚生労働省　愛知労働局	局長	久知良　俊二	代理出席：阿久根　毅（課長補佐）	
厚生労働省　三重労働局	局長	渡辺　聡	代理出席：前川　佳大（会計第二係長）	○
林野庁　中部森林管理局	局長	佐伯　知広	代理出席：松田　恵（名古屋事務所副所長）	
国土交通省　中部運輸局	局長	神谷　昌文	代理出席：柴田　愛弘（課長補佐）	
海上保安庁　第四管区海上保安本部	総務部長	大戸　貴之	代理出席：清水　省剛（総務部経理課専門官）	○
環境省　中部環境局	局長	松下　雄介	代理出席：磯村　秀次（技術管理専門官）	
岐阜県	副知事	足立　葉子	代理出席：古川　雄太（技術検査課長）	
静岡県	副知事	塚本　秀綱	代理出席：増田　慎一郎（技術調査課長）	
愛知県	副知事	江口　幸雄	代理出席：髙橋　秀直　（建設局技監）	
三重県	副知事	後田　和也	代理出席：水谷　覚　（県土整備部副部長）	
静岡市	副市長	吉田　信博	代理出席：岩瀬　睦一　（技術政策課長）	
浜松市	副市長	内藤　伸二朗	代理出席：山下　真司　（技術監理課長）	
名古屋市	副市長	杉野　みどり	代理出席：木村　真治　（契約監理課長）	
羽島市	市長	松井　聡	代理出席：番　昂太郎（係長）	○
大野町	町長	宇佐美　晃三	代理出席：神谷　涼介（建設課課長補佐）	
下田市	副市長	高野　茂章	代理出席：糸賀　浩　（財務課長）	
稲沢市	市長	加藤　錠司郎	代理出席：清水　澄（副市長）	
大口町	町長	鈴木　雅博	代理出席：近藤　昌利　（行政課専門員）	○
松阪市	市長	竹上　真人	代理出席：池内　正樹　（総務部契約･検査担当参事）	
東員町	町長	水谷　俊郎	欠席	
中日本高速道路株式会社　名古屋支社	支社長	末吉　寿明	代理出席：矢吹　太一（課長代理）	○
（独）都市再生機構　中部支社	中部支社長	小澤　誠一	代理出席：村上　修一（工務・検査課長）	
（国）日本原子力研究開発機構　東濃地科学センター	所長	見掛　信一郎	代理出席：川畑　玄紀（一般職）	○
（独）水資源機構　中部支社	中部支社長	平山　周作	代理出席：馬場　一博（次長）	
静岡県道路公社	理事長	矢野　弘典	代理出席：鈴木　正一（維持管理課長）	
愛知県道路公社	理事長	上田　敏隆	代理出席：武井　孝（事業部長）	
名古屋高速道路公社	理事長	松井 圭介	代理出席：中山 裕昭　（技術部長）	
名古屋港管理組合	副管理者	横地　玉和	代理出席：堀田　秀直　（技術課長）	
四日市港管理組合	副管理者	高間　伸夫	代理出席：河内　昭徳　（理事）	○
（地共）日本下水道事業団　東日本支社	東海事業部長	田中　考二		
法務省　名古屋法務局（ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ）	局長	土手　敏行	欠席	
厚生労働省　東海北陸厚生局（ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ）	局長	山本　要	欠席	
中部経済産業局（ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ）	－	－	欠席	
財務省　東海財務局	主計第二課長	鈴木　実		
参加者数		37		

令和８年度　中部ブロック発注者協議会

令和８年１０月２８日

中部ブロック発注者協議会（法的な位置づけ）

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）

第7条第3項（発注者の責務）

発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、**他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。**

第22条第4項（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

基本方針（公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針）

12　施策の進め方

各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に向け、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

運用指針（発注関係事務の運用に関する指針）

3　発注体制の強化等　3－2　発注者間の連携強化

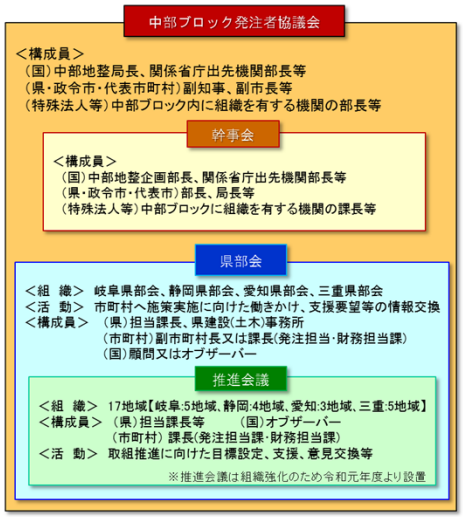
（発注者間の連携体制の構築）

各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

また、地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行い、**支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。**さらに、**国土交通省が全国の事務所等に設置している「品確法運用指針に関する相談窓口」を活用し、実務担当者間での意見交換等を実施するための体制を構築する。**

中部ブロック発注者協議会（組織構成）

国土交通省



中部ブロック発注者協議会

会　長：中部地方整備局長
副会長：東海農政局長

【幹事会】

幹 事 長：中部地方整備局　企画部長
副幹事長：東海農政局　農村振興部長

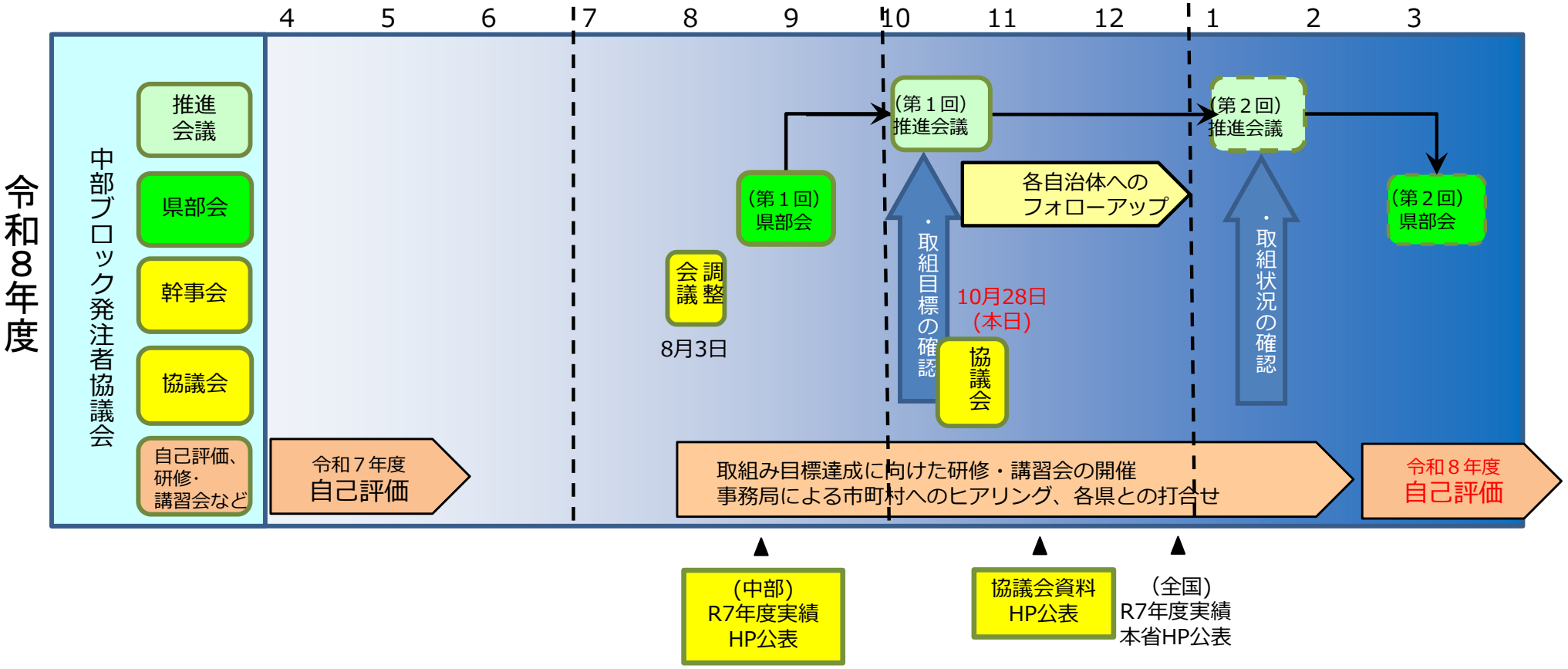
- **岐阜県部会**（岐阜県公共事業執行共同化協議会）
 - 西濃圏域
 - 岐阜圏域
 - 飛騨圏域
 - 東濃圏域
 - 中濃圏域
- **静岡県部会**
 - 西部地区
 - 中部地区
 - 賀茂地区
 - 東部地区
- **愛知県部会**（愛知県公共事業発注者協議会）
 - 尾張・一宮市区
 - 海部・知多地区
 - 三河地区
- **三重県部会**
 - 北勢ブロック
 - 中勢ブロック
 - 伊賀ブロック
 - 伊勢志摩ブロック
 - 東紀州ブロック

令和元年度から新たに設置

推進会議（仮称）

中部ブロック発注者協議会　令和8年度　取組スケジュール（案）

国土交通省



「中部ブロック発注者協議会」規約（案）

（設置）
第１条　「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）（平成17年法律第18号）」第７条第３項及び第~~21~~22条第４項に基づき中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）
第２条　協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携や、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者の支援等により、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する各種施策の推進・強化を図り、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）
第３条　協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。
一　品確法に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
二　地域を支える建設生産システム向上のための具体的な施策について
三　発注者に対する支援施策について
四　その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）
第４条　協議会は別紙１に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）
第５条　協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。
２　会長は会務を総理し、協議会を代表する。
３　協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
４　副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会の会議は、会長が招集する。
~~２　協議会の会議は、会長が議長を務める。~~
２~~３~~　委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
３~~４~~　会長は、必要がある時は、別紙１に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）
第７条　協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。
併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。
２　幹事会は、別紙２に掲げる幹事をもって構成する。
３　幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。
４　幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局農村振興部長がこれにあたる。

（部会）
第８条　全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

（庶務）
第９条　協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）
第１０条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則　この規約は、平成 20 年 11 月 18 日から施行する。
この規約は、平成 24 年 5 月 16 日から施行する。
この規約は、平成 25 年 1 月 21 日から施行する。
この規約は、平成 26 年 10 月 31 日から施行する。
この規約は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。
この規約は、平成 29 年 9 月 28 日から施行する。
この規約は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。
この規約は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。
この規約は、令和元年　7 月 25 日から施行する。
この規約は、令和２年　６月 19 日から施行する。
この規約は、令和３年　７月 30 日から施行する。
この規約は、令和４年　６月 24 日から施行する。
この規約は、令和５年　６月 30 日から施行する。
この規約は、令和６年　６月 28 日から施行する。
この規約は、令和７年　７月 3 日から施行する。
この規約は、令和８年　　月　日から施行する。

別紙１

第４条関係（委員）

会　　長	国土交通省　中部地方整備局長
副 会 長	農林水産省　東海農政局長
委　　員	警察庁　中部管区警察局　総務監察・広域調整部長
	警察庁　中部管区警察学校長
	財務省　東海財務局　総務部次長
	財務省　名古屋税関　~~総務部長~~　総務部次長
	国税庁　名古屋国税局　総務部次長
	厚生労働省　岐阜労働局長
	厚生労働省　静岡労働局長
	厚生労働省　愛知労働局長
	厚生労働省　三重労働局長
	林野庁　中部森林管理局長
	国土交通省　中部運輸局長
	海上保安庁　第四管区海上保安本部　総務部長
	環境省　~~中部地方環境事務所長~~　中部環境局長
	岐阜県　副知事
	静岡県　副知事
	愛知県　副知事
	三重県　副知事
	静岡市　副市長
	浜松市　副市長
	名古屋市　副市長
	岐阜県部会で決定する者
	静岡県部会で決定する者
	愛知県部会で決定する者
	三重県部会で決定する者
	中日本高速道路株式会社　名古屋支社長
	(独)都市再生機構　中部支社長
	(国) 日本原子力研究開発機構　東濃地科学センター　所長
	(独)水資源機構　中部支社長
	静岡県道路公社　理事長
	愛知県道路公社　理事長
	名古屋高速道路公社　理事長
	名古屋港管理組合　副管理者
	四日市港管理組合　副管理者
	（地共）日本下水道事業団　~~東海総合事務所長~~　東日本支社　東海事業部長
オブザーバー	法務省名古屋法務局
	厚生労働省　東海北陸厚生局長
	経済産業省　中部経済産業局　総務企画部長

別紙２

第７条関係（幹事）

幹 事 長	国土交通省　中部地方整備局　企画部長
副幹事長	農林水産省　東海農政局　農村振興部長
幹　　事	警察庁　中部管区警察局　総務監察・広域調整部　会計課長
	警察庁　中部管区警察学校　庶務部長
	財務省　東海財務局　会計課長
	財務省　名古屋税関　会計課長
	国税庁　名古屋国税局　総務部　営繕監理官
	厚生労働省　岐阜労働局　総務部長
	厚生労働省　静岡労働局　総務部長
	厚生労働省　愛知労働局　総務部長
	厚生労働省　三重労働局　総務部長
	林野庁　中部森林管理局　総務企画部長
	国土交通省　中部地方整備局　総務部長
	国土交通省　中部地方整備局　営繕部長
	国土交通省　中部地方整備局　港湾空港部長
	国土交通省　中部運輸局　総務部長
	海上保安庁　第四管区海上保安本部　経理課長
	環境省　~~中部地方環境事務所　統括自然保護企画官~~
	中部環境局　統括環境保全企画官
	岐阜県　県土整備部長
	静岡県　交通基盤部長
	静岡県　経済産業部農林水産統括部長
	愛知県　建設局長
	愛知県　農林基盤局長
	三重県　県土整備部理事
	三重県　農林水産部長
	静岡市　建設局長
	浜松市　財務部長
	名古屋市　財政局　担当局長（契約監理）
	岐阜県部会で決定する者
	静岡県部会で決定する者
	愛知県部会で決定する者
	三重県部会で決定する者
	中日本高速道路株式会社　名古屋支社　環境・技術管理部長
	(独)都市再生機構　中部支社　住宅経営部次長
	(国) 日本原子力研究開発機構　東濃地科学センター
	保安・施設管理課長
	(独)水資源機構　中部支社　次長
	静岡県道路公社　道路部長
	愛知県道路公社　事業部長
	名古屋高速道路公社　~~総務部長~~　技術部長
	名古屋港管理組合　建設部長
	四日市港管理組合　経営企画部理事
	（地共）日本下水道事業団　~~東海総合事務所~~　東日本支社　東海事業部
	施工管理課長

オブザーバー	法務省名古屋法務局
	国土交通省　中部地方整備局　建政部
	厚生労働省　東海北陸厚生局　総務課長

経済産業省　中部経済産業局　総務企画部　会計課長

【第三次・全国統一指標】目標値の設定[R11目標]

国土交通省

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年１月28日
大臣官房技術調査課

令和11年度に向けた「第三次・全国統一指標（令和７年度～）」の目標値等を決定
～公共工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組目標を定めました～

改正品確法の理念を現場で実現するため、令和７年６月に国土交通省において「第三次・全国統一指標」を決定したところですが、今般、全国の地域ブロック発注者協議会において、指標の基準値・目標値を決定しました。

将来にわたる公共工事の品質確保、持続可能な建設業等を実現するため、令和６年６月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和７年２月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を関係省庁申合せにより行い、都道府県や市町村を含む全ての公共工事等の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者等の責務を果たしていくこととしています。
改正品確法の理念を実現するため、令和７年６月に国土交通省において「第三次・全国統一指標」を決定したところですが、今般、全国の地域ブロック発注者協議会において、これまで取り組んできた「新・全国統一指標」の結果も踏まえ、第三次・全国統一指標の基準値及び目標値を決定しました。
引き続き毎年フォローアップしていくとともに、令和11年度の目標値の達成に向け、公共発注者が一丸となって公共工事や業務に関する品質確保や働き方改革に取り組んでまいります。

記

<第三次・全国統一指標の狙い>

◆工事
①地域平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）
これまでの閑散期の改善に加え、繁忙期の数値も確認することで、年間通じた改善に取り組む

②週休２日の達成状況（休日の確保）
これまでの取組により、多くの工事で週休２日対象工事として公告しており、今後は実際に週休２日を達成できたかの確認を行う

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）
設定している県域も多いが、県域によって差があったことから、引き続き確認を行う

◆測量、調査及び設計（業務）
①地域平準化率（履行期限の分散）
改善傾向ではあるが、これまでの取組で目標を達成出来なかった地域ブロック・県域が多く、引き続き確認を行う

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）
設定している県域も多いが、県域によって差があったことから、引き続き確認を行う

※これらに加え、これまでの取組状況を踏まえた地域独自の指標も地域ごとに設定
「第三次・全国統一指標」掲載ページ（https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001285.html）

【問合せ先】
大臣官房技術調査課 建設技術調整室　TEL 代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8220
◆工事　課長補佐 川面（かわつら）、係長 島田（内線 22334、22337）
◆測量、調査及び設計（業務）　課長補佐 前田、係長 直海（内線 22357、22358）

品質確保・働き方改革のための取組目標　～第三次・全国統一指標～

○令和6年の品確法改正を踏まえ、新たな全国統一指標を設定し、取組を強化していく。
○これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

第三次・全国統一指標（工事）

①地域平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）
国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）
（地域ブロック単位・県域単位で公表）
※地域平準化率の内訳となる各団体別の地域平準化率（ボトムアップ・ピークカット）の取組状況についても公表
※コリンズデータを用いて前年度実績により算出

②週休２日の達成状況（休日の確保）
国等・都道府県・政令市の発注工事の実際の週休２日の達成割合（４週８休以上達成状況）
（地域ブロック単位・県域単位で公表）
※対象期間において、実際に4週8休以上（現場閉所・交代制問わず）を行ったと認められる工事の割合。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）
都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）
※対象金額は、都道府県・政令市は400万円を超える工事（随契除く）、市区町村は200万円を超える工事（随契除く）である。
※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することで ダンピング対策を図っているものを含む。

第三次・全国統一指標（測量、調査及び設計（業務））

①地域平準化率（履行期限の分散）
国等・都道府県・政令市の発注業務の第４四半期履行期限設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）
都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）
※対象業務は、土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント
※対象金額は、都道府県・政令市は200万円を超える業務（随契除く）、市区町村は100万円を超える業務（随契除く）である。

地域独自指標

・・・これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

中部ブロック

（工事）	基準値	目標値
・適正な工期設定	82%	100%
・建設ICTの導入	20%	100%
・受発注者間の工事情報の共有状況	40%	100%

（業務）	基準値	目標値
・受発注者間の情報の共有状況	10%	100%

【第三次・全国統一指標】目標値の設定[R11目標]①

上段：目標値･･･令和11年度
下段：基準値･･･令和６年度の実績値［うち国等・県・政令市の実績値］

※令和7年度中部ブロック発注者協議会資料より抜粋

	No	第三次･全国統一指標	中部ブロック	県域			
				岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
工事	1-1	平準化率（閑散期のボトムアップ） 4～6月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数	***0.80*** (0.70)	***0.80*** (0.71)	***0.80*** (0.71)	***0.80*** (0.68)	***0.80*** (0.63)
	1-2	平準化率（繁忙期のピークカット） 1～3月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数	***1.08*** (1.10)	***1.07*** (1.07)	***1.07*** (1.08)	***1.08*** (1.12)	***1.10*** (1.18)
	2	週休2日の達成状況（休日の確保） 当該年度に完了した工事（災害復旧工事等を除く）のうち、実際に4週8休以上（現場閉所・交代制問わず）行ったと認められる工事件数 / 当該年度の工事完了件数（災害復旧工事等除く）	***1.00*** (0.74) [0.90]	***1.00*** (0.63) [0.99]	***1.00*** (0.80) [0.93]	***1.00*** (0.65) [0.80]	***1.00*** (0.98) [0.99]
	3	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 設定した工事件数 / 年度の工事契約件数	―	***1.00*** (0.80)	***1.00*** (0.98)	***1.00*** (0.96)	***1.00*** (0.99)

- 目標値は県域単位（県・政令市・市町村）も国等・県・政令市も同一です。
- 週休２日の達成状況と平準化率（第４四半期納期率）について全国の公表の対象は、国等・県・政令市の数値（[]内の数値）ですが、この取組は市町村まで含めた取組みのため、中部ブロック発注者協議会としては、市町村まで含めた数値（()内の数値）にてフォローしていきます。

【第三次・全国統一指標】目標値の設定[R11目標]②

※令和7年度中部ブロック発注者協議会資料より抜粋

上段：目標値･･･令和11年度
下段：基準値･･･令和６年度の実績値［うち国等・県・政令市の実績値］

	No	第三次･全国統一指標	中部ブロック	県域			
				岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
業務	1	平準化率（第４四半期納期率） 第４四半期[1～3月]に完了する業務件数 / 年度の業務稼働件数	***0.40*** (0.50) [0.46]	***0.40*** (0.49) [0.41]	***0.40*** (0.47) [0.45]	***0.40*** (0.58) [0.51]	***0.40*** (0.46) [0.43]
	2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 設定した業務件数 / 年度の業務契約件数	－	***1.00*** (0.67)	***1.00*** (0.93)	***1.00*** (0.73)	***1.00*** (0.95)

- 目標値は県域単位（県・政令市・市町村）も国等・県・政令市も同一です。
- 週休２日の達成状況と平準化率（第４四半期納期率）について全国の公表の対象は、国等・県・政令市の数値（[]内の数値）ですが、この取組は市町村まで含めた取組みのため、中部ブロック発注者協議会としては、市町村まで含めた数値（()内の数値）にてフォローしていきます。

【第三次・中部独自指標】目標値の設定[R11目標]

※令和7年度中部ブロック発注者協議会資料より抜粋

【 工 事 】

上段：目標値･･･令和11年度
下段：基準値･･･令和６年度の実績値

運用指針	No	指　標	中部ブロック
必ず実施すべき事項	1	適正な工期設定	***100%*** （82%）
実施に努める事項	5	建設ICTの導入 ※導入、一部導入	***100%*** （20%）
	6	受発注者間の工事情報の共有 ※情報共有システム（ＡＳＰ等）の活用	***100%*** （40%）

【 業 務 】

運用指針	No	指　標	中部ブロック
実施に努める事項	9	受発注者間の情報の共有状況 ※情報共有システム（ＡＳＰ等）の活用	***100%*** （10%）

【第三次・中部独自指標】　自己評価指標［工事］

※令和7年度中部ブロック発注者協議会資料より抜粋

指標ではないが、次の２項目の取組状況を把握する

工事	≪取組状況把握≫ 工事書類の統一化	書類作成時間の削減に向け、土木分野において工事書類の統一化を推進する。	R11年度までに中部ブロック地方公共団体における統一化１００%を目指す。
	工事書類を統一化した組織数/ 中部ブロック組織数		
	≪取組状況把握≫ 工事書類の簡素化	書類作成時間の削減に向け、土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）を参考にして、スリム化（簡素化）することを推進する。	R11年度までに中部ブロック地方公共団体における簡素化１００%を目指す。
	工事書類を簡素化した組織数/ 中部ブロック組織数		

中部ブロック発注者協議会（自己評価結果）

○第3次・全国統一指標および第3次・中部独自指標の各機関毎の取組状況（R7実績、R8目標）を中部地方整備局ホームページで公表

○更なる取組の余地がある指標について、取組が進まない要因を分析

- 週休２日の達成状況 （全国統一指標）
- 建設ICTの導入 （中部独自指標）
- 受発注者間の工事情報の共有 （中部独自資料）

週休2日の達成状況　R7実績・R8目標

国土交通省

第3次・全国統一指標

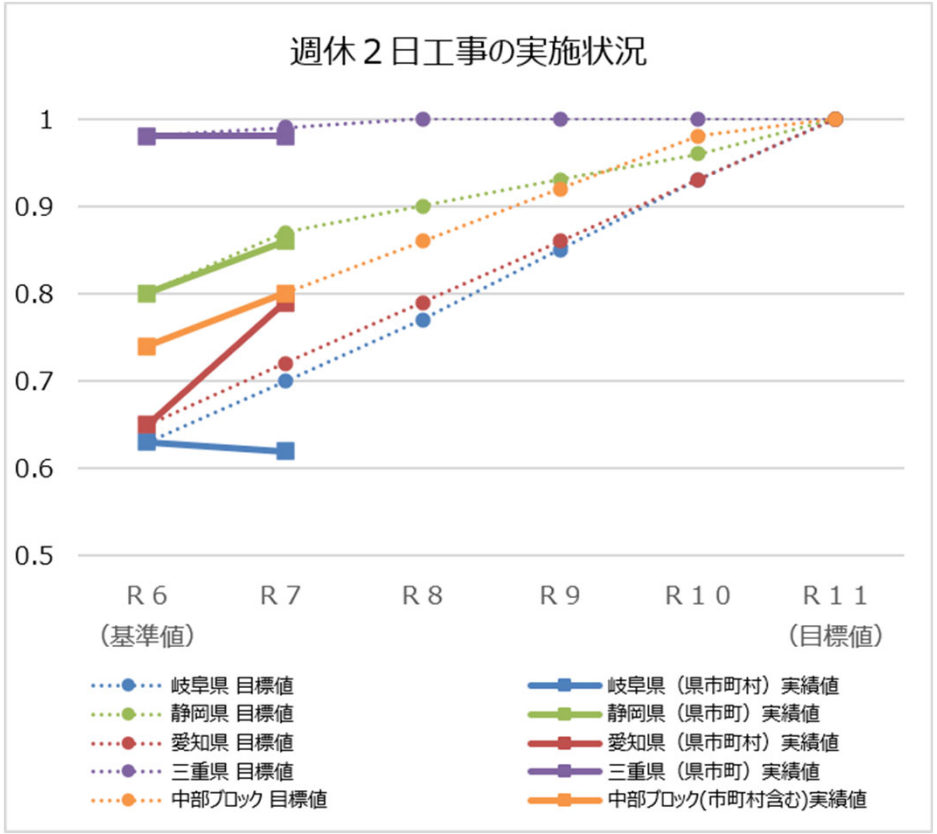
$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休以上達成件数}}{\text{年度の工事完了件数}}$$

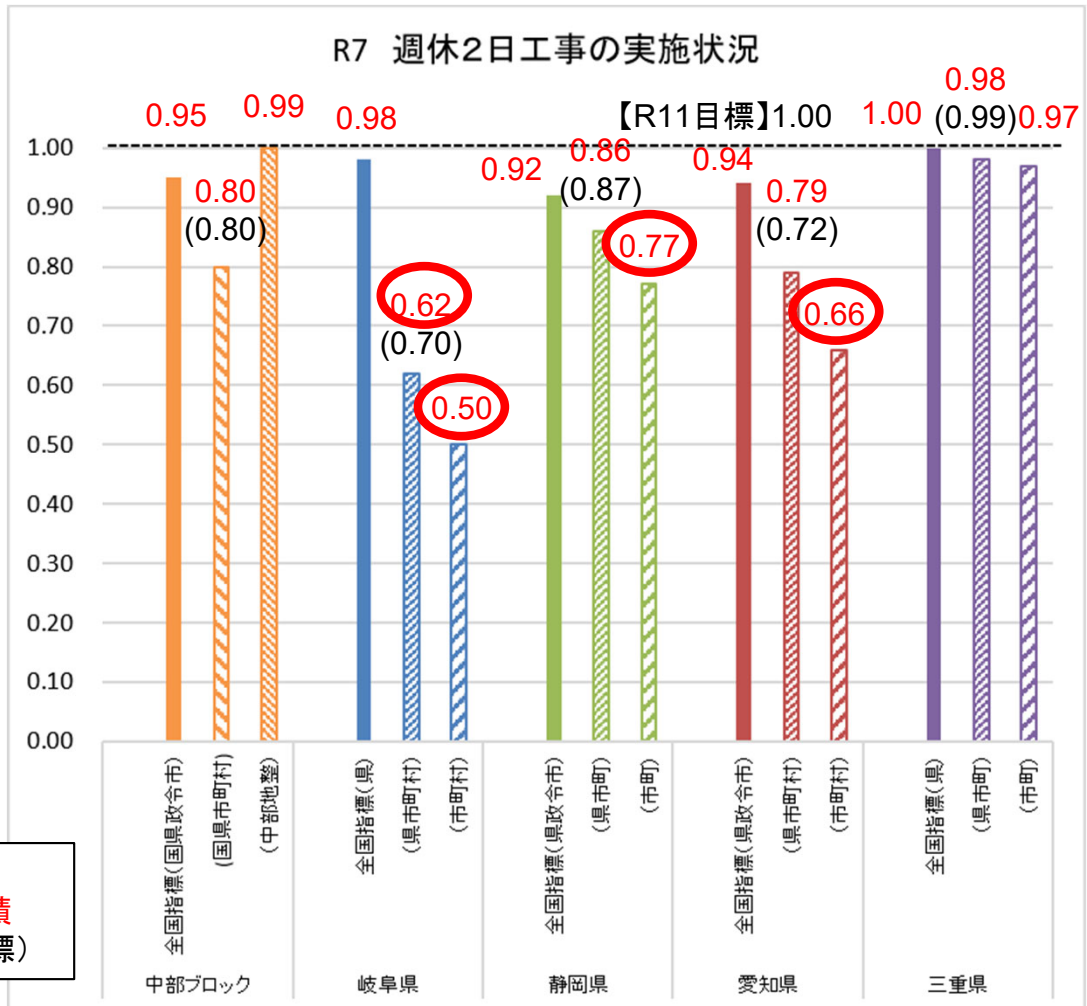
対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）に完了した工事
4週8休以上達成件数：対象期間内に完了した工事（災害緊急復旧工事等の週休2日が実施困難な工事を除く）のうち、4週8休以上（現場閉所・交代制問わず）を達成した工事の件数
年度の工事完了件数：対象期間内に完了した工事（災害緊急復旧工事等の週休2日が実施困難な工事を除く）の件数

※地域ブロック単位：地域ブロック管内の国等（国土交通省以外の国の機関を含む）、都道府県、政令市発注の集計対象工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。

※県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の集計対象工事を足し合わせて算出





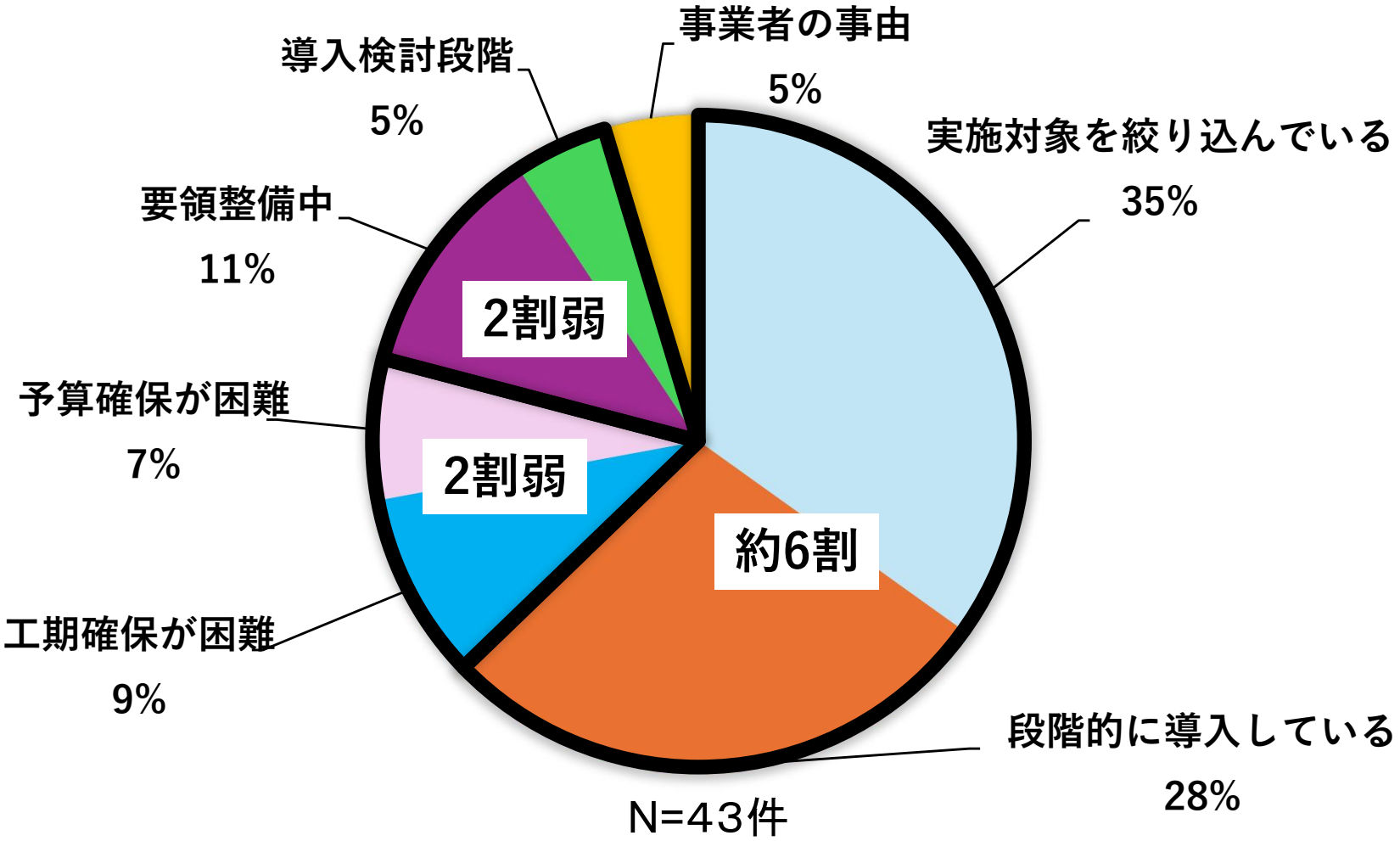
凡例
R7実績
（R7目標）

※中部ブロック発注者協議会では、市町村まで含めた実績でフォローしている

週休2日の取組が進まない理由

○「実施対象を絞り込んでいる」や「段階的に導入している」が約6割、
「工期確保が困難」や「予算確保が困難」が2割弱、
「要領整備中」や「導入検討段階」が2割弱。

○<u>令和8年度からは週休2日の実現を前提とした積算基準に変わっていく</u>ため、休工による工期や費用を担保した発注となっていく。
また、要領については各県のサポートがある状況。



建設ICTの導入（要領整備率） R7実績・R8目標

国土交通省

中部ブロック独自指標

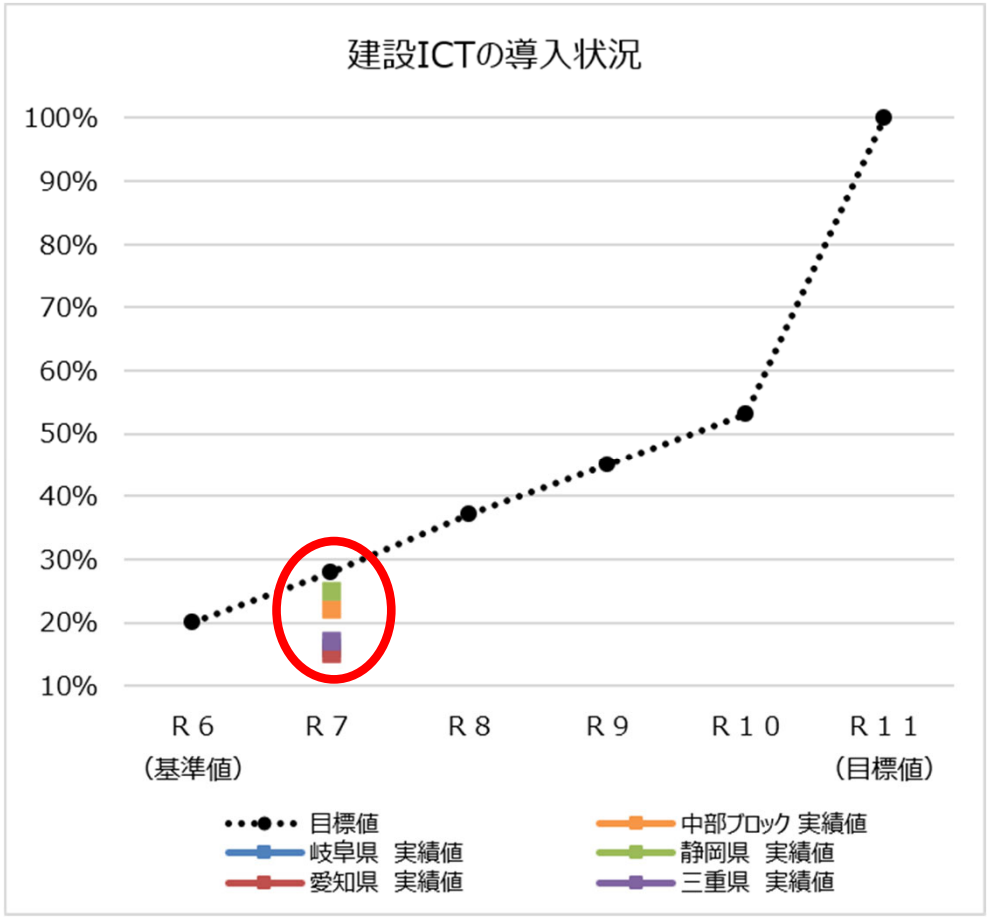
【建設ICTの導入状況】

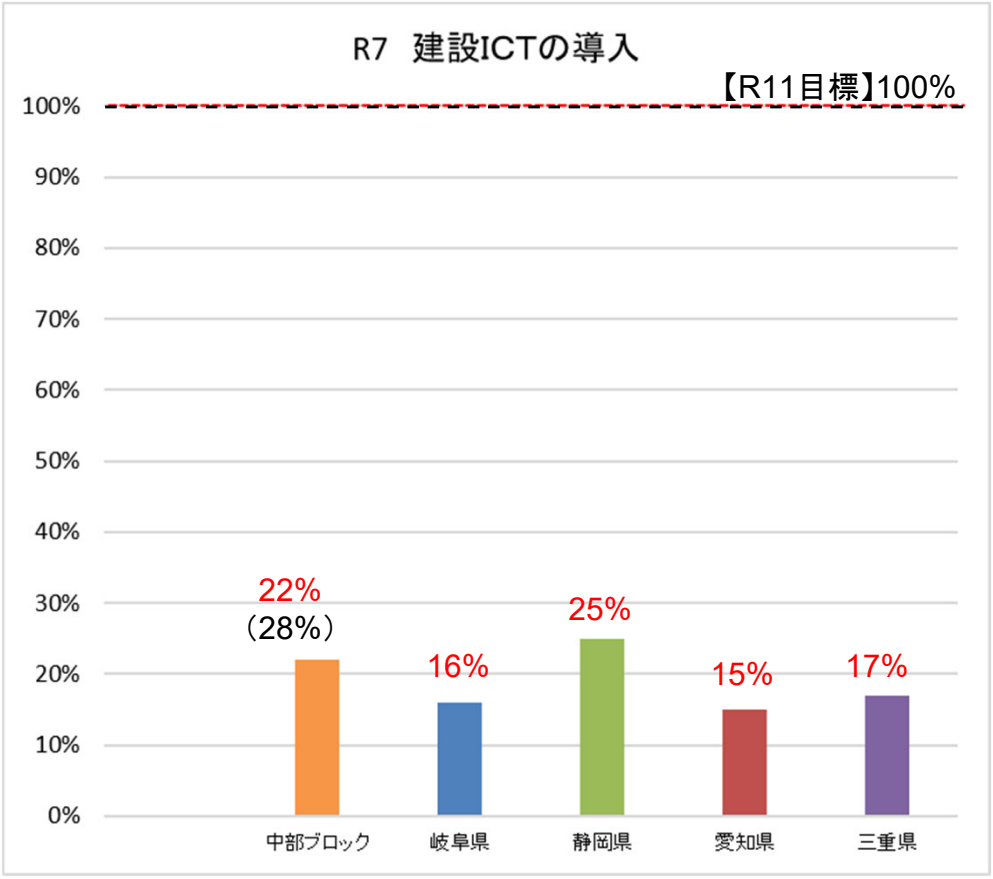
$$要領整備率＝\frac{要領等を整備した組織数}{中部ブロック組織数}$$

※地域ブロック単位：地域ブロック管内の国等（国土交通省以外の国の機関を含む）、都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。

※県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

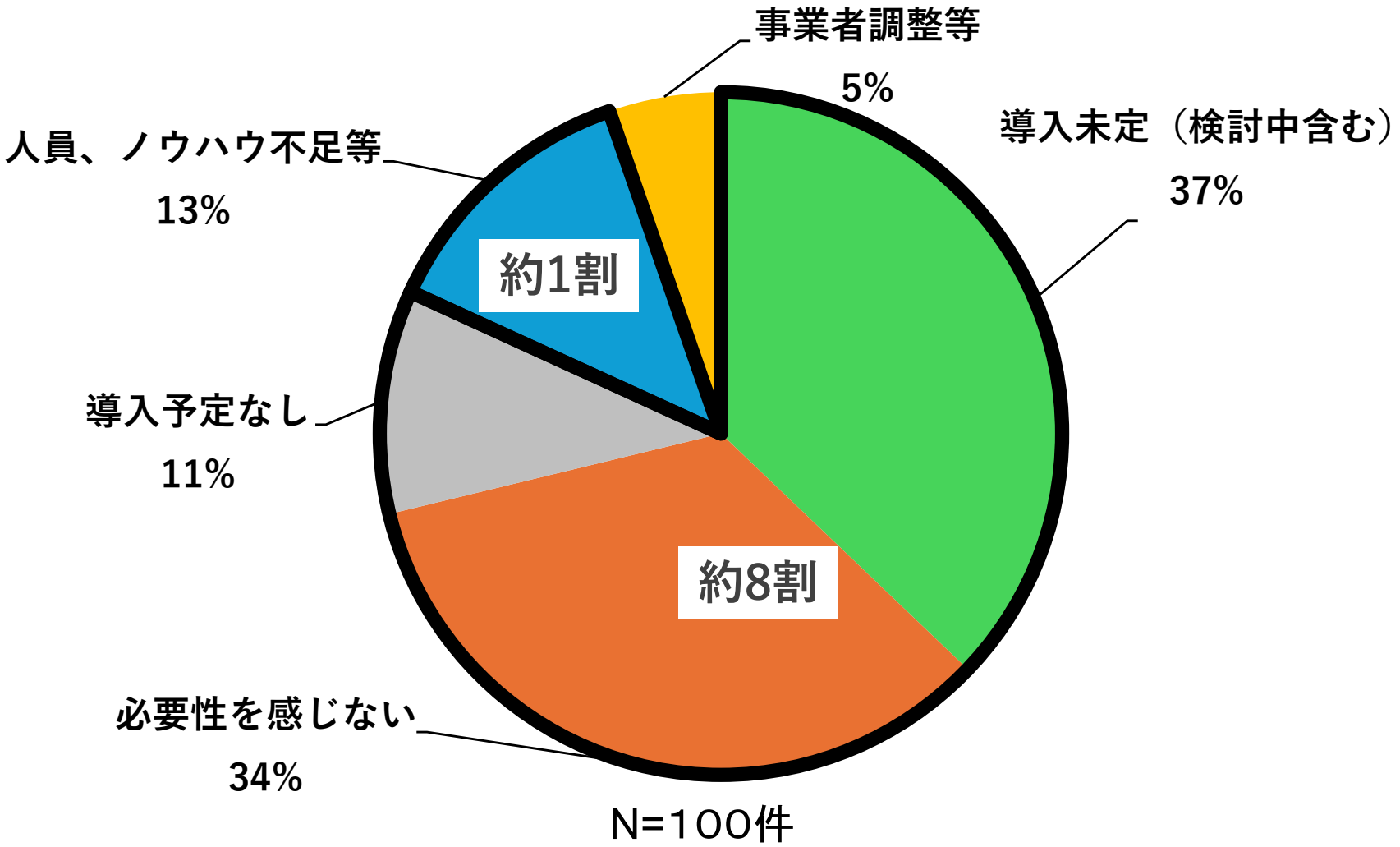




凡例
R7実績
（R7目標）

建設ICTの導入（要領整備）が進まない理由

○「導入未定（検討中含む）」、「必要性を感じない」、「導入予定なし」が約8割
「人員不足」、「ノウハウ不足」等が約1割。
○効率化や品質向上が期待されるICTを“**受注者が希望するときにいつでも活用できる**“よう、
”要領を整備“しておくことが主旨。
要領整備については、各県のサポートがある状況。



受発注者間の工事情報の共有（要領整備率） R7実績・R8目標

国土交通省

中部ブロック独自指標

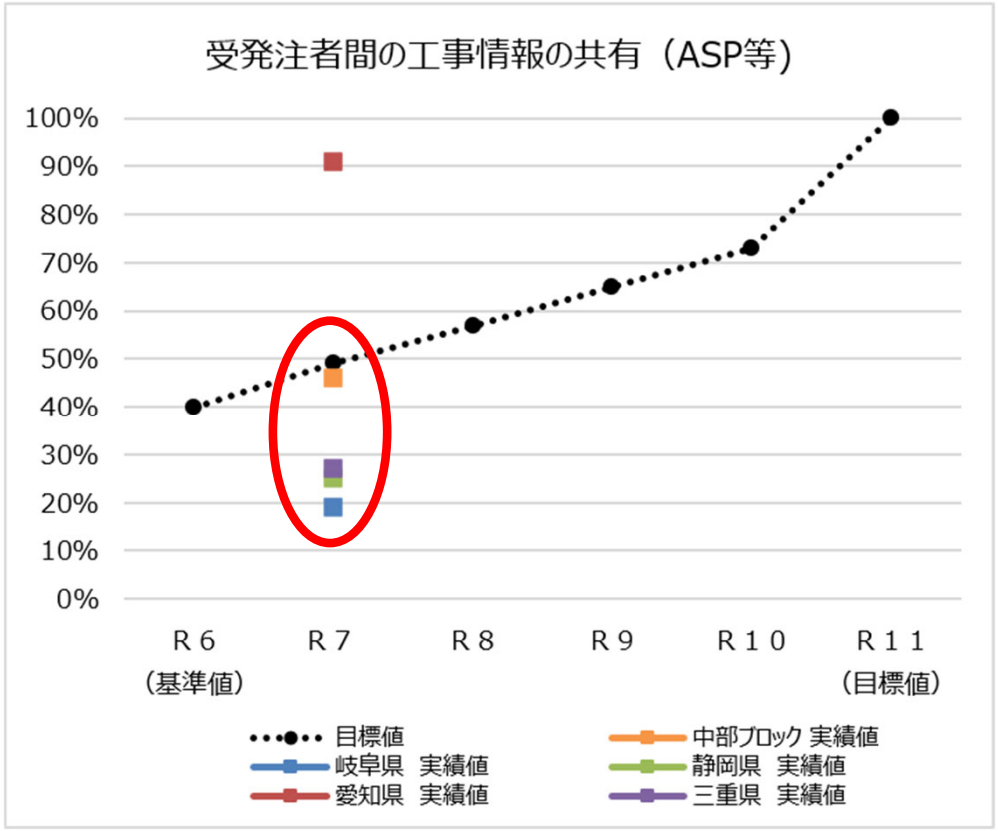
【受発注者間の工事情報の共有（ASP等）】

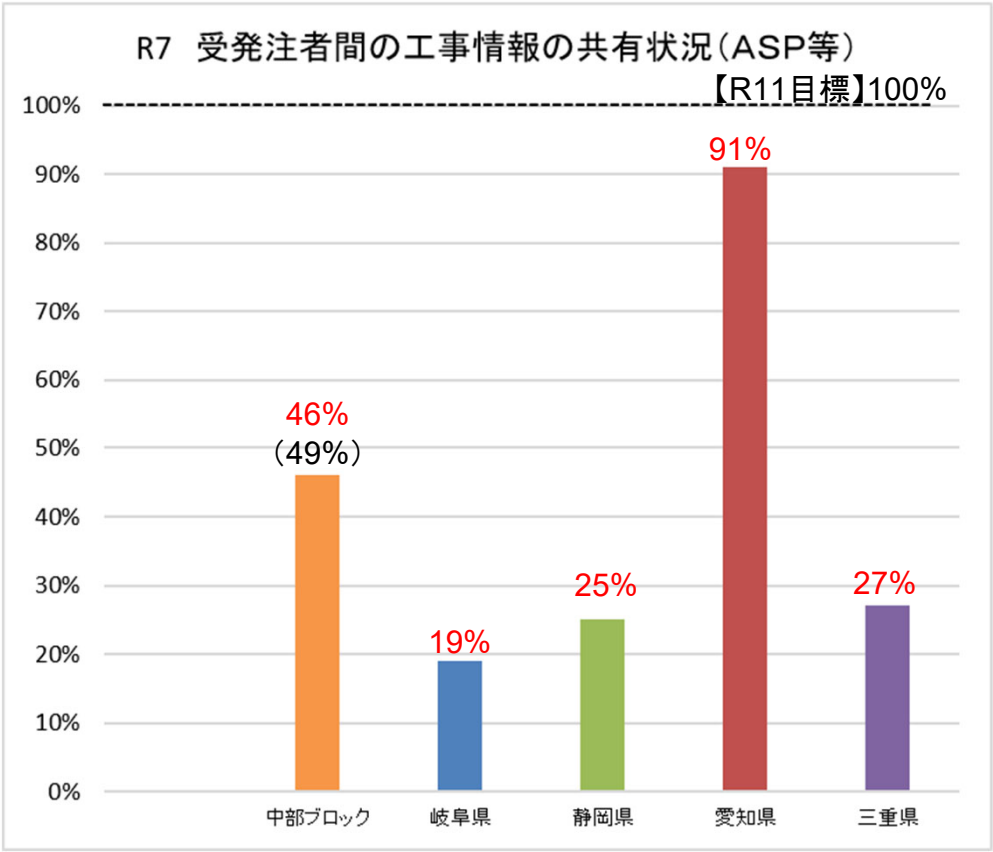
$$要領整備率＝\frac{要領等を整備した組織数}{中部ブロック組織数}$$

※地域ブロック単位：地域ブロック管内の国等（国土交通省以外の国の機関を含む）、都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。

※県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

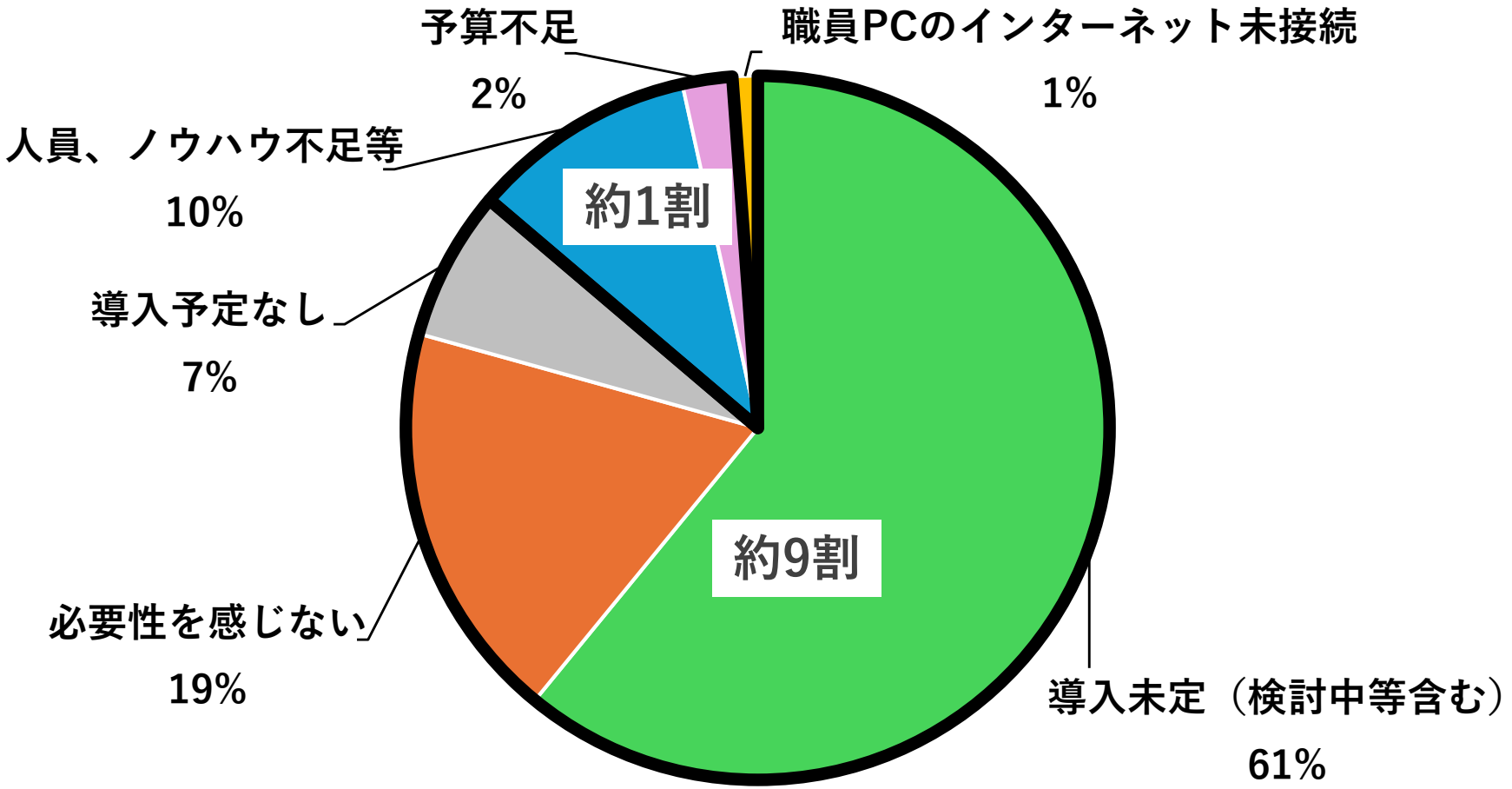




凡例
R7実績
（R7目標）

ASP等の導入（要領整備）が進まない理由

○「導入未定（検討中含む）」、「必要性を感じない」、「導入予定なし」が約9割
　「人員不足」「ノウハウ不足」「予算不足」が約1割
○現場立会や打ち合わせなどを効率化できるツールを、“**受注者が希望するときにいつでも活用できる**“よう、”要領を整備“しておくことが主旨。
　要領整備については、各県のサポートがある状況。
　また、システム活用に要する費用は、すでに積算に組み込まれている状況。



N= 87件

第三次・担い手３法（令和６年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手３法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁（労務費へのしわ寄せ防止）	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進　●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ＩＣＴ活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ＩＣＴ指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（ＪＶ方式・労災保険加入）	
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

（参考）

◇公共工事品質確保法等の改正
- 公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）
- 誘導的手法（理念、責務規定）

◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正
- 民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）
- 規制的手法など

技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

国土交通省

○ 建設業者に対し、**労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化**（建設業法25条の27）。

○ 中央建設業審議会が**「労務費に関する基準」を作成**（同法３４条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。

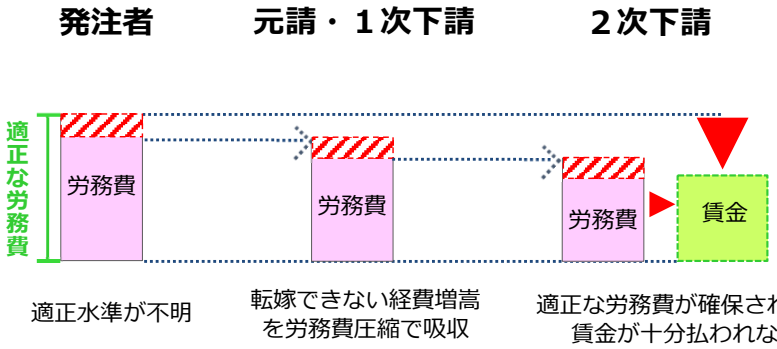
○ 併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**（同法２０条、19条の３）し、**違反した業者は指導・監督**（同法２8条）、**発注者は勧告・公表**（同法２０条）の対象。

これらの措置により、**適正な労務費が**、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において確保**され、**技能者の賃金として支払われる**ようにする。

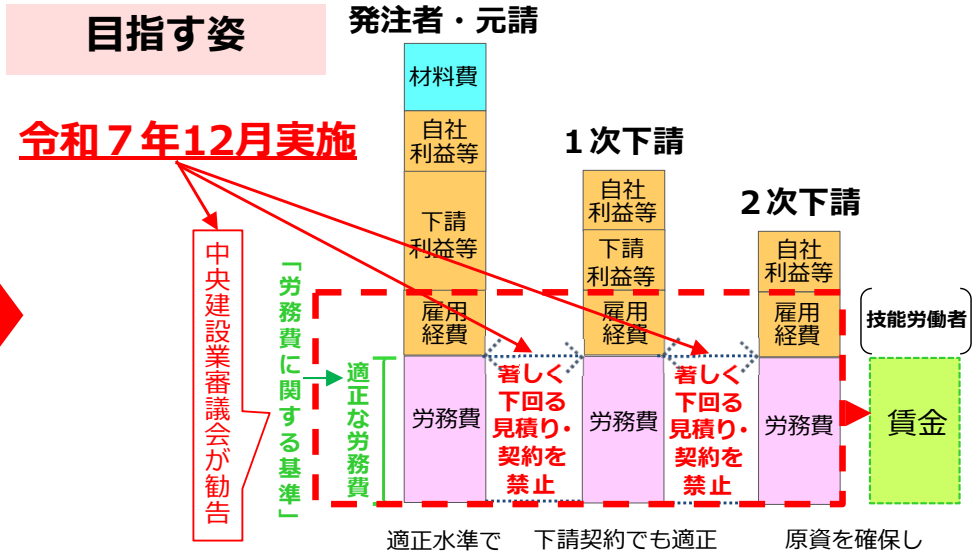
労務費確保 のイメージ

現状

建設工事請負契約に係る特有の課題



目指す姿



労務費に関する基準の基本的考え方

国土交通省

➢ 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

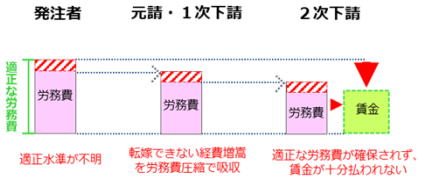
・公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、**「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」（＝適正な労務費）の相場観**として作成。

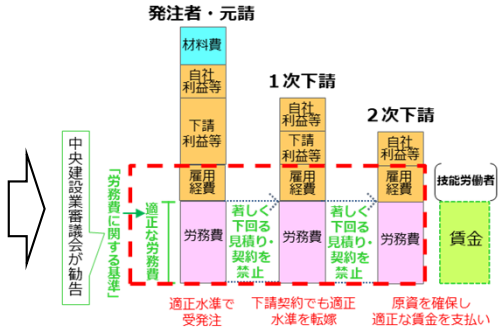
・個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時**（公共工事であれば入札時）**に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要**。

・本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

建設工事の請負契約特有の課題





「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

・技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。

・この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、**「適正な労務費」を公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする**。
（高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。）

通常必要と認められる労務費
＝適正な労務費

＝ 設計労務単価 × 労働時間
＝ 設計労務単価 × 歩掛 × 数量

○**労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しない**こと、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。

○**個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

公共工事における実効性確保策

○　公共工事の特性を踏まえ、適正な労務費の確保に際し、公共工事の受発注者においては、公金支出の適切性の担保・健全な競争環境の実現と公共工事の品質確保のための担い手確保について、一定の役割を果たすことが必要

中長期的に目指すべき将来像		実効性確保策
契約段階（入口）において適正な労務費を確保	○公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為を排除すること。	**入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化** ・応札者は、労務費に関する基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書の提出が必要。 **公共発注者による労務費ダンピング調査の実施** ・公共発注者は、労務費の適正性を確認するため「労務費ダンピング調査」を実施するなど、現行のダンピング対策を強化することが必要。
支払い段階（出口）において適正な労務費・賃金を確保	○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。 ○公共工事の発注者において、受注者の協力のもと、労務費・賃金の支払い状況、労働時間等の把握に努めること。	**コミットメント制度の導入** ・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのでなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。 →請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「コミットメント制度」とする）を標準請負契約約款に導入 →任意の制度としつつ、活用を推奨する。 **賃金・労働時間等の実態調査の実施と活用方法の検討** ・公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共工事設計労務単価と当該総労働時間から計算される「支払われるべき労務費」と「実際に支払われた労務費」の比較を国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その実施方法や比較結果を用いた適切な事業者選定の方法を検討。

入札契約適正化キャラバン（各地方整備局等）

○各地方整備局等において、入札契約の取組が遅れている市区町村に対し、個別訪問による働きかけを実施（全国10ブロック、地方整備局等単位）。
○令和８年度はダンピング対策・週休２日工事の実施などを重点テーマに約190団体に対して実施（令和８年４月～）。
○中東情勢の変化を踏まえ、資材価格の高騰等を踏まえた適正な価格転嫁を重点テーマに追加（令和８年６月～）

●令和８年度　キャラバン実施概要

目的・趣旨

入札契約の取組が遅れている**市区町村への働きかけの加速化**

重点項目

- **ダンピング対策**
- **週休２日工事の実施**
- **中東情勢を踏まえた価格転嫁の徹底、公共工事への影響のヒアリング**
- **地域の特性に応じた項目（地整等において独自に実施）**

実施内容

市区町村を直接訪問するなどにより、令和８年度の重点項目２点を中心に適正化を働きかけたうえで、フォローアップを実施。

※都道府県との連携（調整・情報共有等）のうえ実施。必要に応じ、その他の猛暑対策サポートパッケージや平準化事例集、独自歩掛事例集等についても情報提供を実施。

実施主体

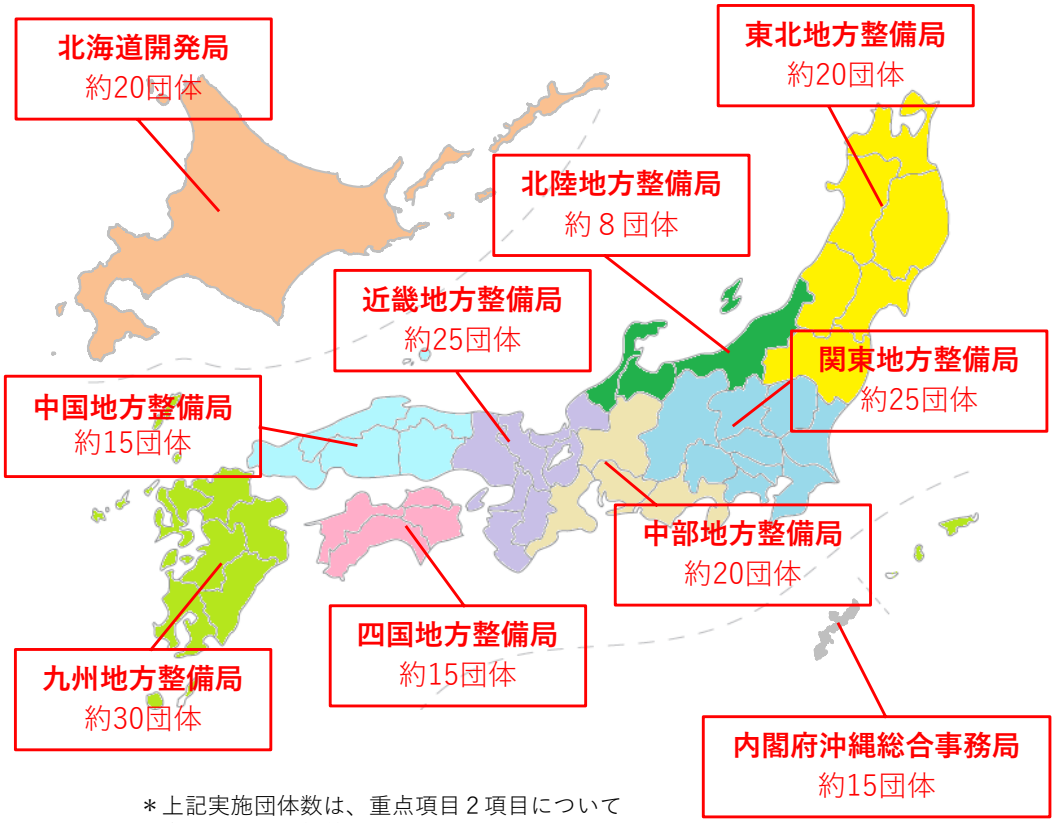
各地方整備局等建政部　入札契約適正化担当者

対象自治体

全国計　約190団体＊（ブロック別内訳は右図参照）

＊ダンピング対策：調査基準価格・最低制限価格制度のいずれかについて未導入もしくは設定水準が適切でない市区町村を中心として選定。
＊週休２日工事の実施：令和８年３月時点において週休２日工事未実施の市区町村を中心として選定。

●令和８年度　キャラバン実施地域



＊上記実施団体数は、重点項目２項目について選定した延べ団体数である。

個別対話型の働きかけを通じ、入札契約の適正化を目指す。

地域建設業経営強化融資制度導入状況の記者発表（R8.5.27）

国土交通省

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年５月27日
中部地方整備局

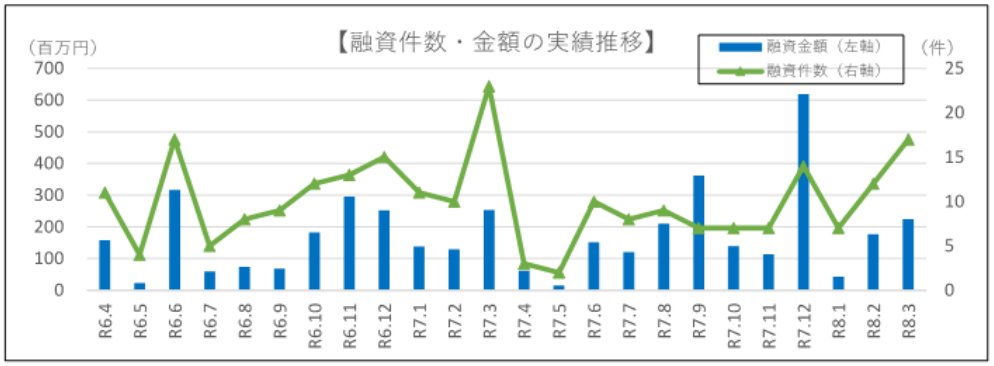
地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて
～地域建設業経営強化融資制度の導入が85%に上昇～

中部地方整備局管内４県（岐阜・静岡・愛知・三重）164の地方公共団体について、令和８年４月30日現在、地域建設業経営強化融資制度は約85%にあたる140団体が制度を導入していることが確認されました。

○　中部地方整備局では、地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化のため、管内の地方公共団体を訪問し、中間前金払制度や地域建設業経営強化融資制度の導入・活用の促進に努めております。

○　地域建設業経営強化融資制度は、昨年５月以降、新たに15団体が導入し、中部地方整備局管内の導入率が76%（R7.4.30時点）から85%に上昇しました。

当該制度は、発注者・元請け企業とも簡易な手続きで、工期中の出来高に応じて元請け企業が融資を受けられるものです。年末、年度末にご利用件数・融資額が伸びており、地域の中小・中堅元請け企業のみなさまの資金繰りをサポートしています。



○　中間前金払制度は全団体が導入済み（R6.4.1時点）となっています。

※導入確認にあたり東日本建設業保証株式会社に協力をいただいております。

・中間前金払制度：当初の請負代金の４割の前金払に加え、工期半ばで２割（合計６割）を追加する前金払制度

・地域建設業経営強化融資制度：元請企業が公共工事の請負代金債権を担保に、一定の民間事業者等から出来高に応じて融資を受けられる制度

○　建設業法では、下請代金の支払いについて、労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮を求めています。また、元請企業が低廉なコストで資金調達が可能となる中間前金払制度や地域建設業経営強化融資制度等を活用し、手許資金の充実を図ることは重要であり、ひいては下請企業や労働者に対する円滑な下請代金、賃金の支払いに繋がることが期待されます。

配布先　　中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、
静岡県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ（三重）

＜問い合わせ先＞　国土交通省　中部地方整備局
建政部　建設産業課　課　長　　佐藤　誠
課長補佐　寺田　進
電話：052-953-8572　ＦＡＸ：052-953-8606

当該融資制度は、一時的に資金需要が発生した元請企業・発注者の双方が簡易な手続きで、元請企業が工事請負代金を担保に融資を受けられる制度。

地域の守り手である、下請企業・労働者への円滑な代金・賃金支払いのためにも元請企業の資金繰りをサポートすることが大切。

地域建設業経営強化融資制度とは・・・

国土交通省

地域建設業経営強化融資制度の概要

○ 地域建設業経営強化融資制度とは、中小・中堅元請建設企業が、公共工事等の工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から**出来高に応じて融資を受けられる**制度。

○ また、未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、金融機関から融資を受ける際に保証事業会社の金融保証を受けることが可能。

○ 建設業の**資金調達の円滑化支援**として、H20.10.17に国が制度を創設。

○ 次の要件を満たしている場合、融資事業者の出来高査定を受けたうえで、融資を受けることが可能。

- ■ 工事の進捗出来高が請負金額の２分の１以上に達していること
- ■ 発注者による工事請負代金の債権譲渡の承諾を受けていること
- ■ 低入札価格調査の対象工事ではないこと

発注者のメリット

○ 中小・中堅元請建設企業に対する**新たな金融支援策の提供**が可能。

○ 零細な元請建設企業の**資金繰りの安定化**、元下間の請負代金支払・労働者に対する**賃金支払に関するトラブルの抑制**などにより、**適正な施工に寄与**。

建設企業のメリット

○ 工事請負代金債権が担保となる為、保証人・不動産を担保とすることなく、**新たな資金調達手段の確保**が可能。

○ 資材業者、下請業者、労働者等に対する速やかな支払並びに現金での支払が円滑となり、**関係事業者間における信用力の向上**、**労使関係の安定化**につながるとともに、法令遵守の観点からも適切な対応。

○ 地域建設業経営強化融資制度を利用した借入金については、経営事項審査の経営状況分析における「負債回転期間」の負債合計から控除することが認められており、**経営事項審査において利点**。

地域建設業経営強化融資制度の導入状況

国土交通省

中部地方整備局管内の自治体１６４団体のうち、**１４０団体（全体の約８５％）**が**地域建設業経営強化融資制度**を導入済み

地域建設業経営強化融資制度　導入状況

導入状況	導入済みの自治体								
岐阜県内	岐阜県	岐阜市	大垣市	高山市	多治見市	関市	中津川市	美濃市	瑞浪市
	羽島市	恵那市	美濃加茂市	土岐市	各務原市	可児市	山県市	瑞穂市	飛騨市
	本巣市	郡上市	下呂市	海津市	岐南町	笠松町	養老町	垂井町	関ケ原町
	神戸町	輪之内町	安八町	揖斐川町	大野町	池田町	北方町	富加町	八百津町
（40/43）　93%	白川町	東白川村	御嵩町	白川村					
静岡県内	静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	熱海市	三島市	富士宮市	伊東市	島田市
	富士市	磐田市	焼津市	掛川市	藤枝市	御殿場市	袋井市	下田市	裾野市
（27/36）　75%	湖西市	伊豆市	御前崎市	菊川市	伊豆の国市	牧之原市	長泉町	小山町	森町
愛知県内	愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市
	津島市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市	犬山市	常滑市
	江南市	小牧市	稲沢市	新城市	東海市	大府市	知多市	知立市	尾張旭市
	高浜市	岩倉市	豊明市	日進市	田原市	愛西市	清須市	北名古屋市	弥富市
（45/55）　81.8%	みよし市	あま市	長久手市	扶桑町	南知多町	美浜町	設楽町	東栄町	豊根村
三重県内	三重県	津市	四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市
	亀山市	鳥羽市	熊野市	志摩市	伊賀市	木曽岬町	菰野町	朝日町	川越町
	多気町	明和町	大台町	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	紀北町	御浜町
（28/30）　93.3%	紀宝町								

※ 赤字は令和7年5月1日以降に制度を導入した自治体。

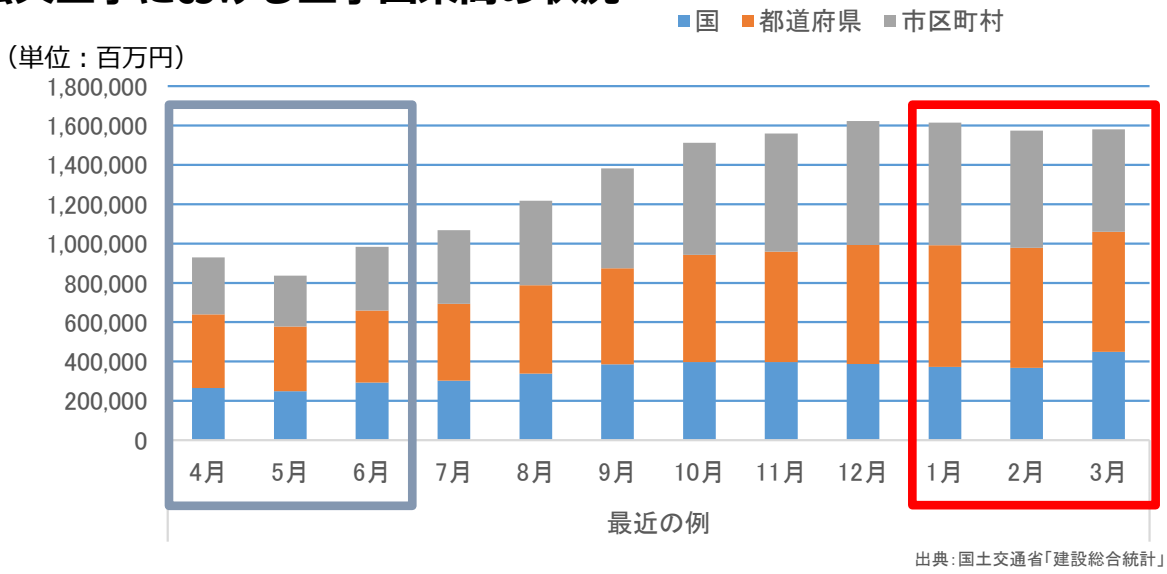
（令和8年4月30日現在　東日本建設業保証㈱調べ）

施工時期の平準化の必要性

国土交通省

○ 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が発生
○ 工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者（技能者）の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、技能者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながることが懸念

公共工事における工事出来高の状況



出典：国土交通省「建設総合統計」

閑散期（青枠の期間、4月～６月）
（技能者）　仕事が少ないため、収入が不安定になる
（建設業者）人材・機材が需要に対して過剰

繁忙期（赤枠の期間、１月～３月）
（技能者）　仕事が多く、休暇を取得することが困難となり、長時間労働に陥りがち
（建設業者）技術者が不足する懸念

⇒公共工事品質確保法では、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定。また、入札契約適正化法では、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることが努力義務とされている。

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

○ 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
○ 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
○ 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
○ 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

○ 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
○ 中長期的な公共工事の担い手の確保
○ 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

→ 施工時期の平準化を推進する必要 ←

施工時期の平準化の必要性

経済財政運営と改革の基本方針2026より抜粋

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」
1.「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現

（補正予算依存からの脱却、基金や複数年度にわたる予算措置の見直し）
　従来続いていた、大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運営から脱却し、補正予算については緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する。補正予算と当初予算の区分の考え方を検討し、2026年内に改定する予算編成の基本方針に反映する。なお、今般の補正予算は、中東情勢が不透明である中で、経済活動や国民生活に支障が生じないよう必要な額を措置するとともに、市中への国債発行額にも配慮しつつ対応したものである。今秋以降に補正予算が必要となる場合であっても、真に緊要性の高い施策に限定する。

地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する取組の推進について

国土交通省

○　経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）において「従来続いていた、大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運営から脱却し、補正予算については緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する」と記載。
○　閑散期（4～6月）の工事量確保のためには、令和8年度内に契約を締結する等、早期発注の取組が重要。
○　政府において、国庫債務負担行為の活用に向けて環境整備を実施するとともに、地方公共団体に対しても、以下のとおり、施工時期の平準化を働きかけ。

入契法適正化指針に基づく取組

○計画的な発注
○他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表
○柔軟な工期の設定
○積算の前倒し
○繰越明許費やゼロ債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期設定

社会資本総合整備計画に係る交付金事業

○交付金事業における債務負担行為の活用
　ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することが可能
○一括設計審査や早期着手交付申請の活用
　※「社会資本整備総合計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について」（令和2年3月31日付け総行行第93号・国土入企第127号）参照

予算編成における取組

○財政部局と発注部局の連携、議会の十分な理解及び支援の下、地方公共団体の令和8年度補正予算編成における具体的な取組の実施（施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額の設定等）

平準化に資するための補助事業に係る債務負担行為の活用

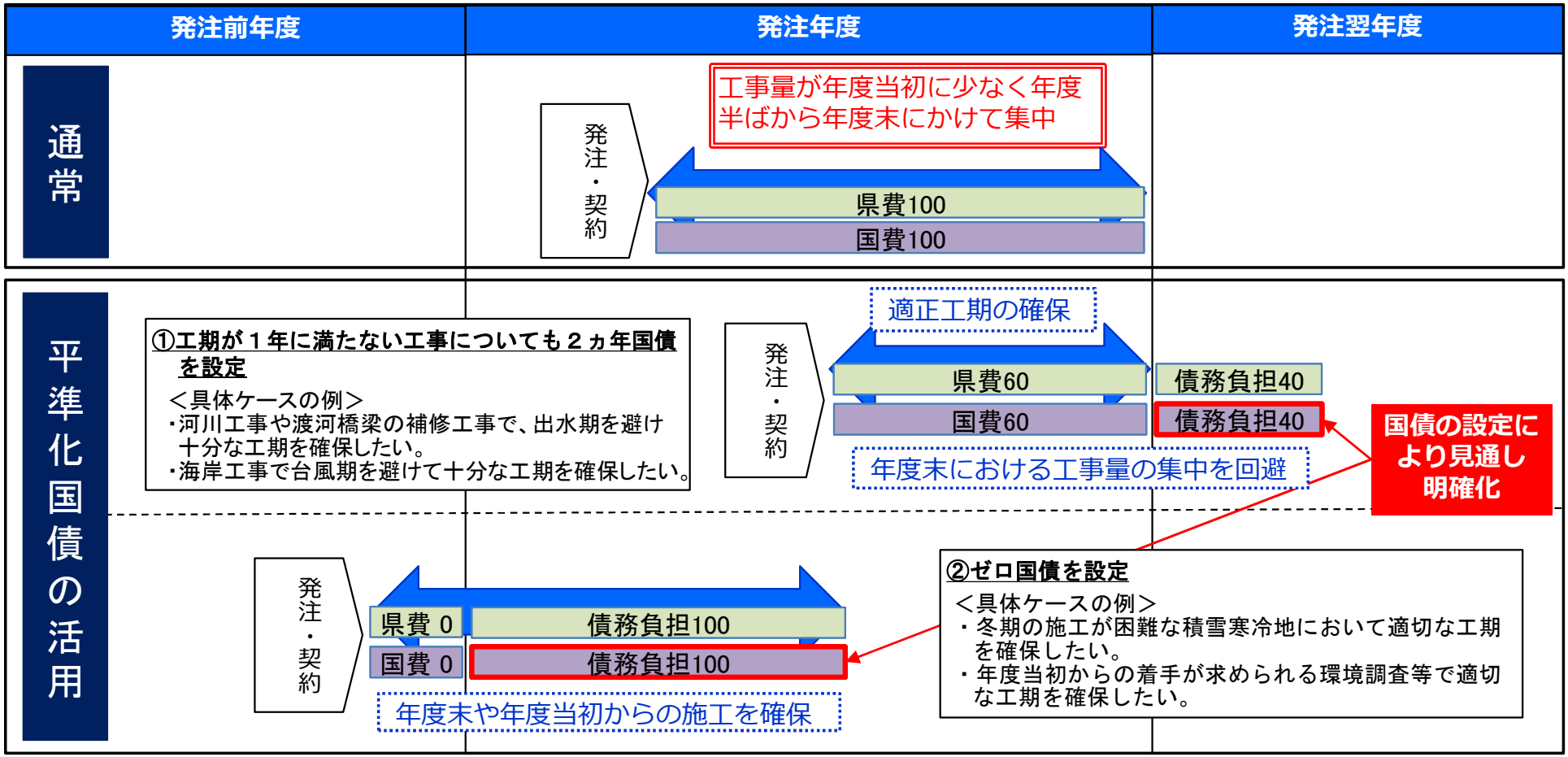
国土交通省

○ **補助事業についても**、以下のような**平準化に資する国庫債務負担行為の設定が可能**

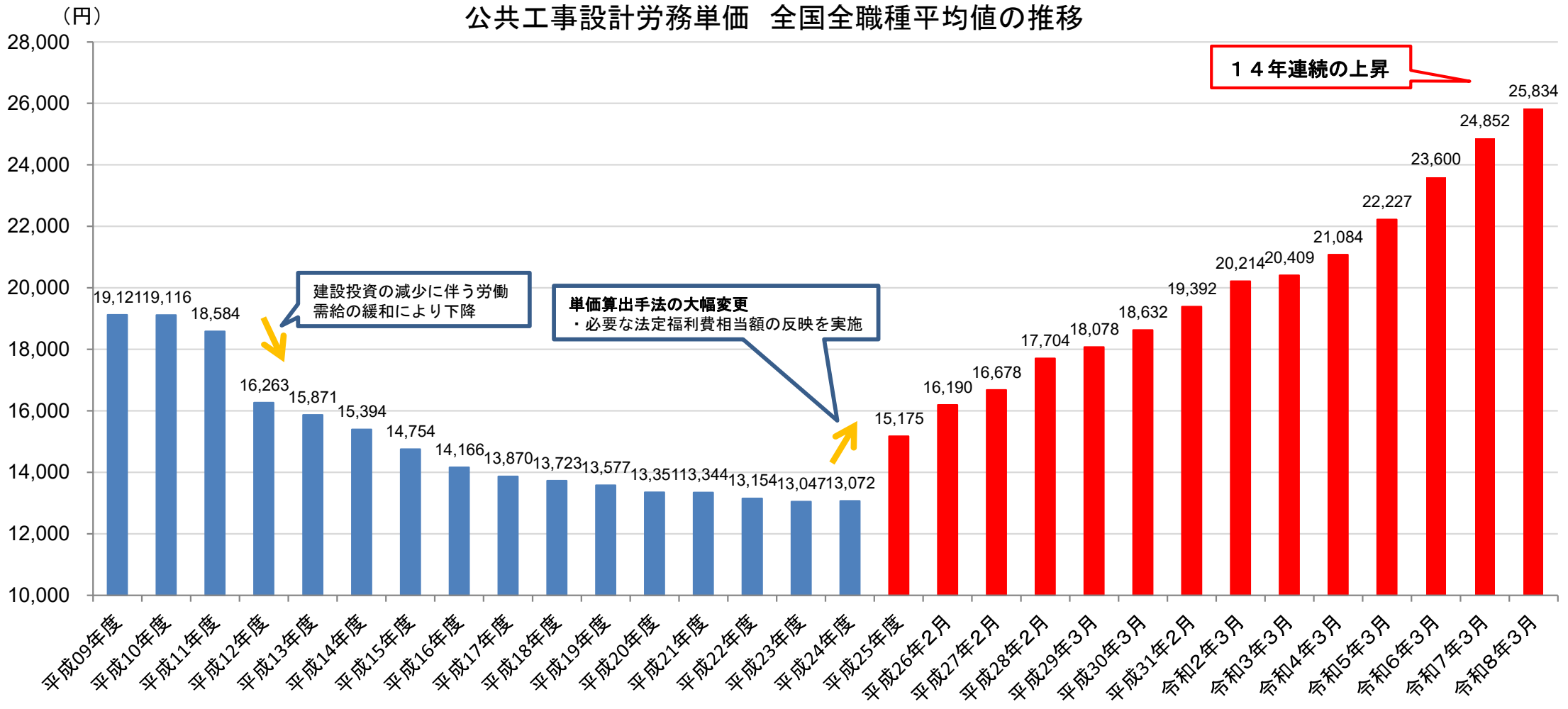
○ 地方公共団体においては、**国債の設定により次年度にわたる国庫負担の見通し**を持ちつつ、自ら債務負担行為を設定し、**施工時期の平準化や切れ目ない事業執行を推進することが可能**

① 適正な工期を確保するとともに年度末における工事量の集中を回避する観点から、工期が１年以上の公共工事のみならず工期が１年に満たない工事についても２ヵ年債を設定すること

② 年度末や年度当初からの施工を確保する観点等から、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債」）を設定すること



令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全　職　種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	→ +5.9%	→ +6.0%	→ +4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	→ +6.2%	→ +5.6%	→ +4.2%	+93.4%

注1）金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2）平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3）伸び率は単純平均値より算出した。

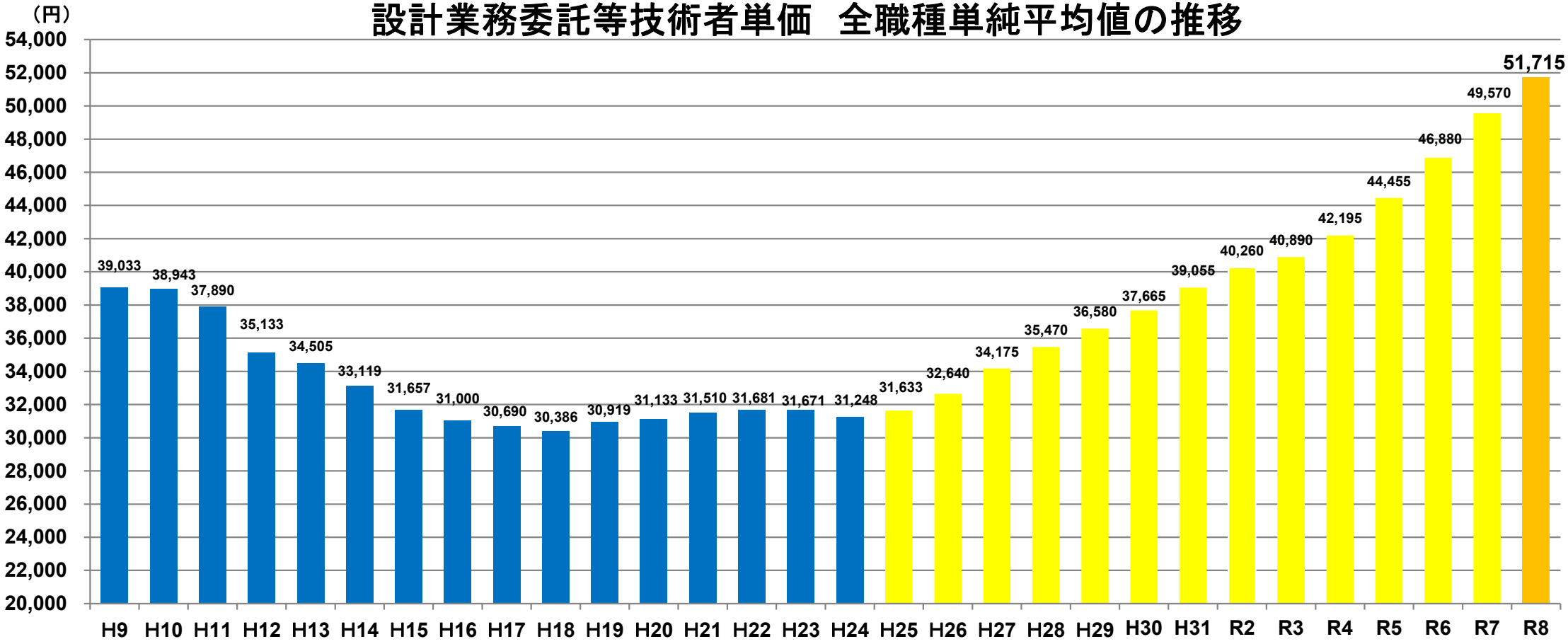
令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

国土交通省

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均　51,715円　R７年３月比；＋４．３%
（平成24年度比+６５．５%）



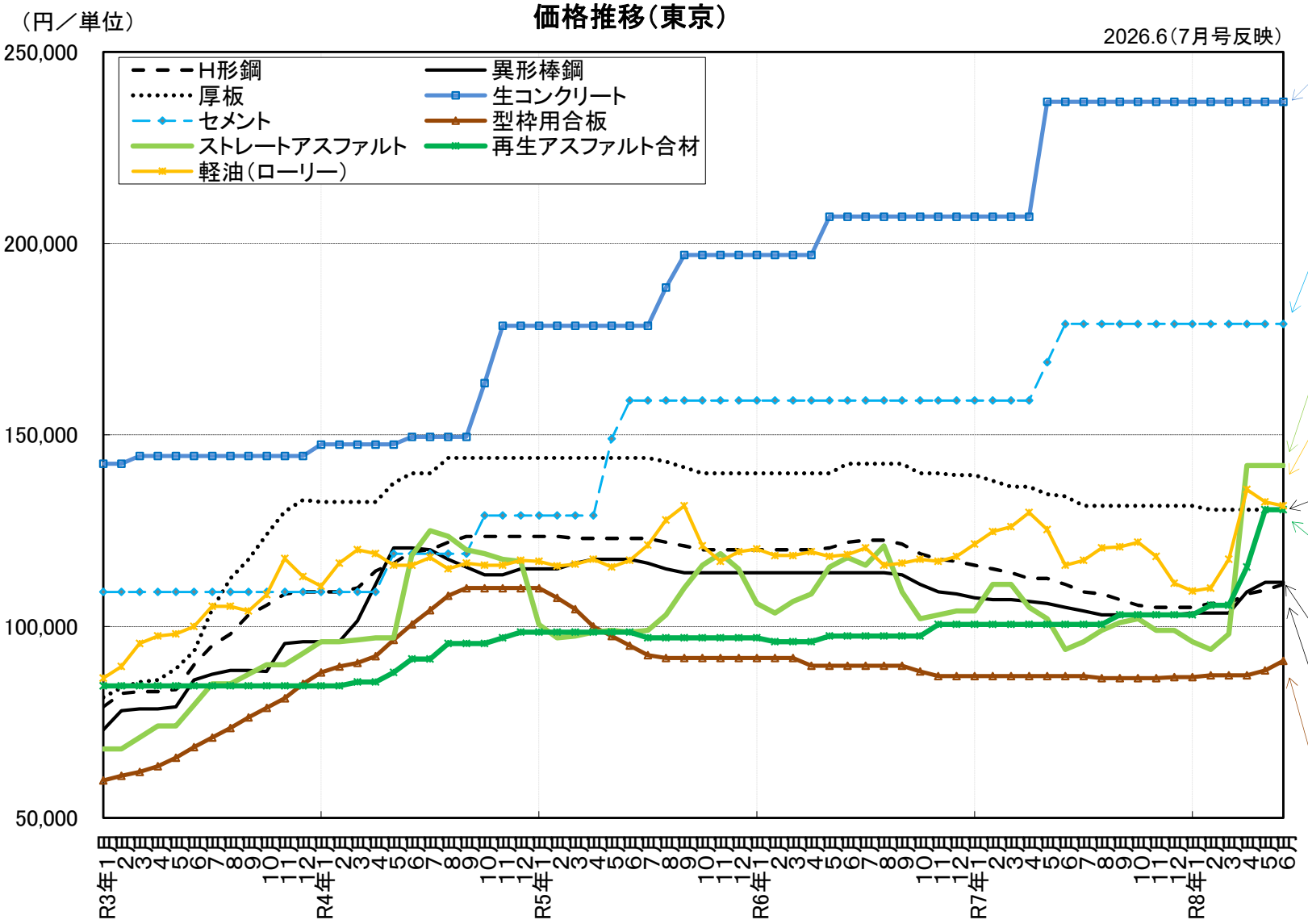
参考：直近10か年の伸び率（全職種（職階）単純平均）

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	H24比
全職種	+3.8% →	+3.1% →	+3.0% →	+3.7% →	+3.1% →	+1.6% →	+3.2% →	+5.4% →	+5.5% →	+5.7% →	+4.3%	+65.5%

主要建設資材の価格推移

国土交通省

○ 2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
○ 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりしており、2026年4月以降、中東情勢の影響により石油由来の資材が高騰。
○ 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート（円／10㎥）
2026年6月 ¥237,000（±0.0%）
（2025年6月 ¥237,000）

セメント（円／10t）
2026年6月 ¥179,000（±0.0%）
（2025年6月 ¥179,000）

ストレートアスファルト（円／t）
2026年6月 ¥142,000（+51.1%）
（2025年6月 ¥94,000）

軽油（円／kl）
2026年6月 ¥131,500（+13.4%）
（2025年6月 ¥116,000）

厚板（円／t）
2026年6月 ¥130,500（−2.6%）
（2025年6月 ¥134,000）

再生アスファルト合材（円／10t）
2026年6月 ¥130,500（+29.9%）
（2025年6月 ¥100,500）

異形棒鋼（円／t）
2026年6月 ¥111,500（+6.2%）
（2025年6月 ¥105,000）

H形鋼（円／t）
2026年6月 ¥111,000（±0.0%）
（2025年6月 ¥111,000）

型枠用合板（円／50枚）
2026年6月 ¥91,000（+4.6%）
（2025年6月 ¥87,000）

括弧内は前年同月比

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
出典：「建設物価」（一般財団法人　建設物価調査会）、「積算資料」（一般財団法人　経済調査会）を基に国土交通省で作成

国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて

国土交通省

価格変動が・・・

●通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担

●通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド （第１～４項）	単品スライド （第５項）	インフレスライド （第６項）
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の１．５％	対象工事費の１．０％ （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の１．０％ （30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「１％」を採用。）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能

業務スライドの試行導入

国土交通省

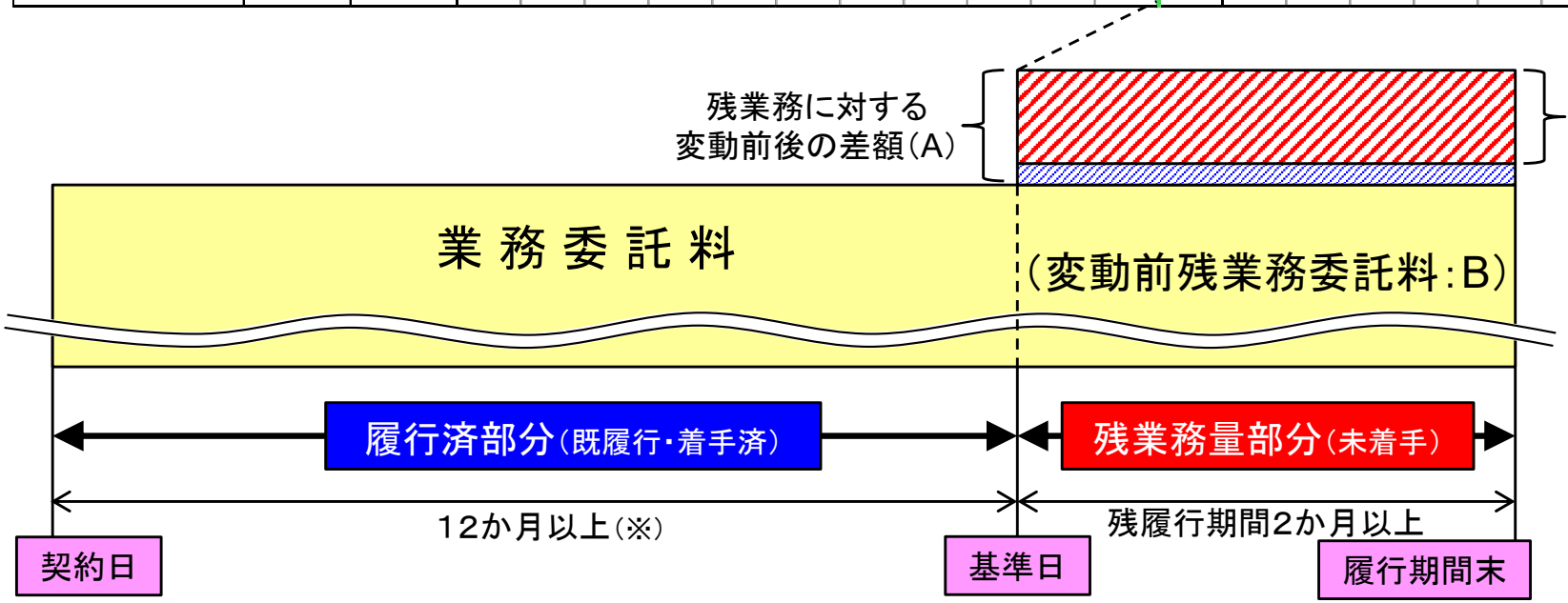
○業務委託の価格転嫁対策を強化するため、令和8年度以降に新規契約する建設コンサルタント業務等からスライド制度（業務スライド）を試行導入

○まずはスライド額を適切に算定できる業務（賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務）などから適用を開始

業務スライド（増額）イメージ

履行済量：　残業務量：

主な業務（例）	総括単位	内訳単位	初年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	次年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
河川巡視支援業務																										
一般巡視	（月）式	日																								
目的別巡視	式	日																								
業務打合せ	（回）式																									



■ 全体スライド変更額
A－B×1.5%
ただし、A>B×1.5%の場合のみ全体スライド適用可能

■ インフレスライド変更額
A－B×1.0%
ただし、A>B×1.0%の場合のみインフレスライド適用可能

※：全体スライドは、契約締結から12か月以上経過した業務が対象。インフレスライドは、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象。

建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

国土交通省
工　事

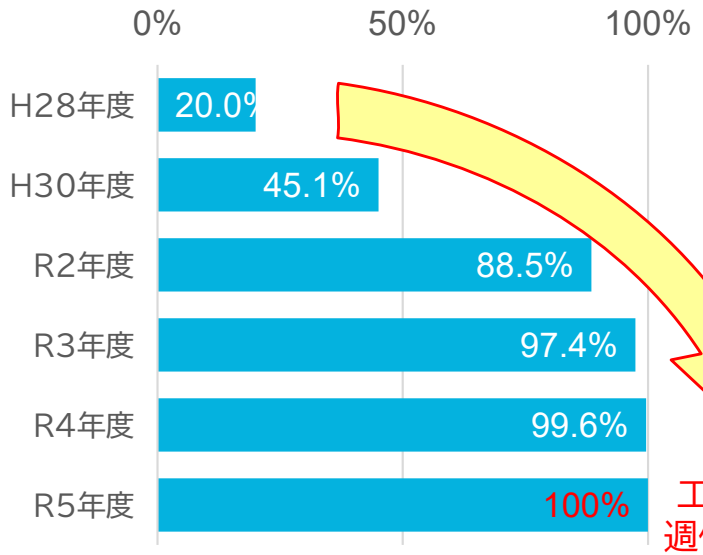
○ 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休２日を含む週休２日が可能な業界であることを確認。
○ 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。

※直轄土木工事は「工事における週休２日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了とし、多様な働き方の実現を支援してまいります。

これまでの週休２日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5 週休2日の取組の拡大

週休2日工事（工期全体）の実施率（直轄）



工期全体の週休2日達成

R6～R7 週休2日の質の向上

R6～
月単位の週休2日制を推進

R7～
週単位の週休2日制を含む多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が達成できることを確認

R8～ 多様な働き方の実現

- 週休2日としての働き方
- 気候（猛暑対策等）を踏まえた働き方
- 変形労働時間制を適用した柔軟な働き方
- ICT・DX等を活用した効率的な働き方
- 担い手の多様化に合わせた働き方

令和8年度 土木工事積算基準等の改定項目

国土交通省

１．直轄工事等における主な積算改定項目

- 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
 - 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援
 - 一般管理費等率の改定
- 公共工事に従事する者の労働環境の改善
 - 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充
 - 快適トイレの費用計上の拡充
- 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定
- 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

２．円滑な施工体制の確保

- 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛
- 品確法を踏まえた災害協定に基づく労災保険等の積算

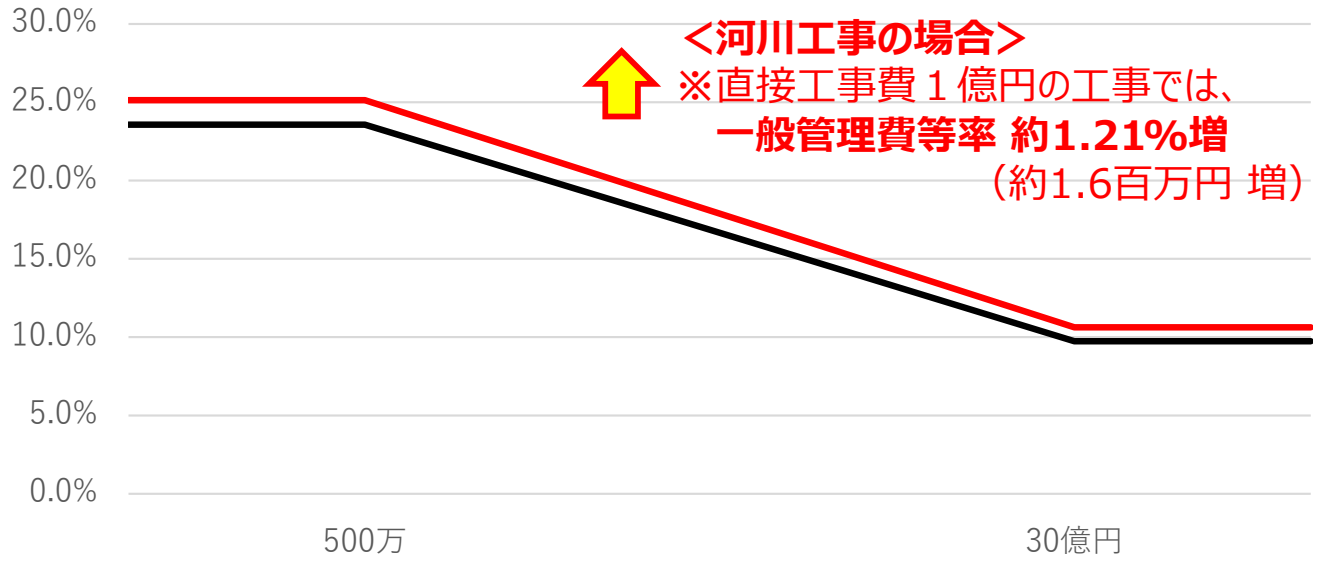
３．その他の現場実態を踏まえた改定

- 土木工事標準歩掛の改定
- 施工パッケージ型積算関係の改定
- 市場単価の一部廃止
- 鋼橋製作
- ICT
- 新技術基準類の制定
- 電気通信設備積算基準
- 機械設備積算基準
- 建設機械等損料
- 維持・修繕工事の積算等における留意事項

一般管理費等率の改定

○ 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
○ 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	-4.97802×LOG(Cp)+56.92101	9.74%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	-5.21826×LOG(Cp)+60.08343	10.63%

Cp：工事原価(円)
※前払金支出割合が３５%を超え４０%以下の場合

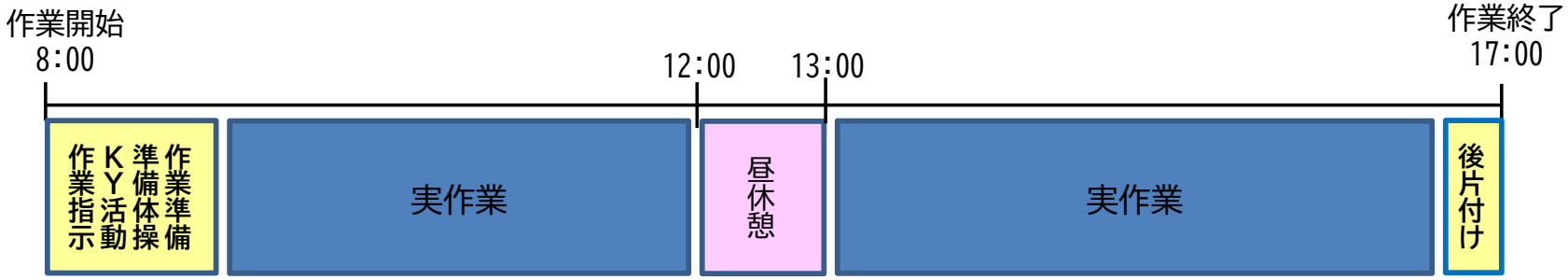
移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

国土交通省
工　事

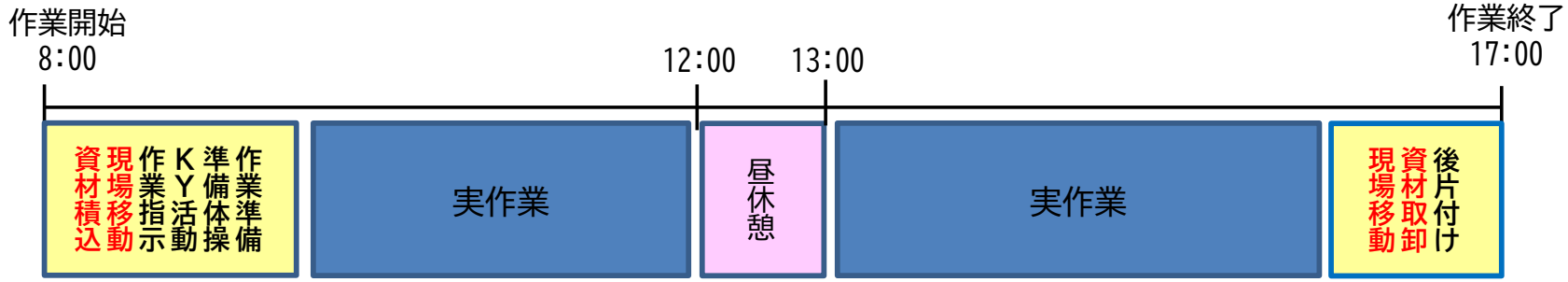
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

○　KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
○　路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和４年度に調査表の全面見直しを実施。
○ 令和７年度は、路上工事だけでなくトンネル工事や砂防工事等においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



路上路盤再生工など１１工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。　⇒Ｒ８年度歩掛改正に反映

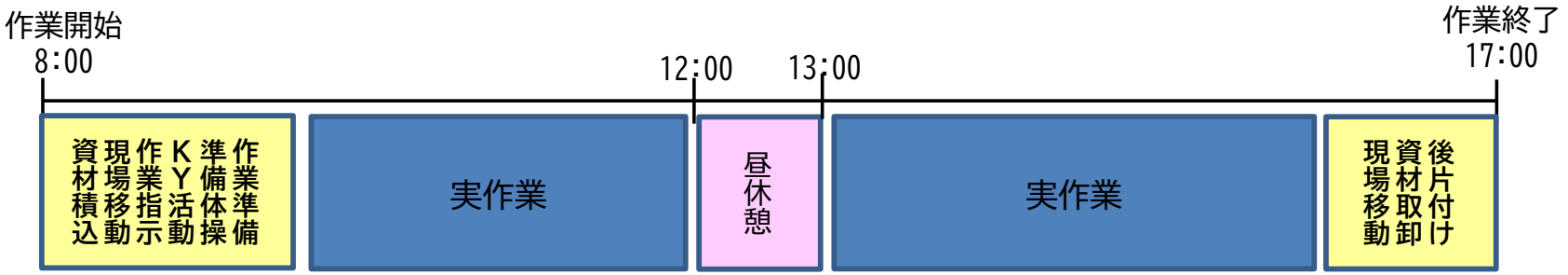
半たわみ性（コンポジット）舗装工、伸縮装置工（鋼製）、トンネル漏水対策工、濁水処理工（一般土木工事）、地すべり防止工（ふとんかご）、路上路盤再生工、トンネル濁水処理工、トンネル工（NATM）[発破工法]、トンネル補修補修工（ひび割れ補修工）低圧注入工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工、

移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

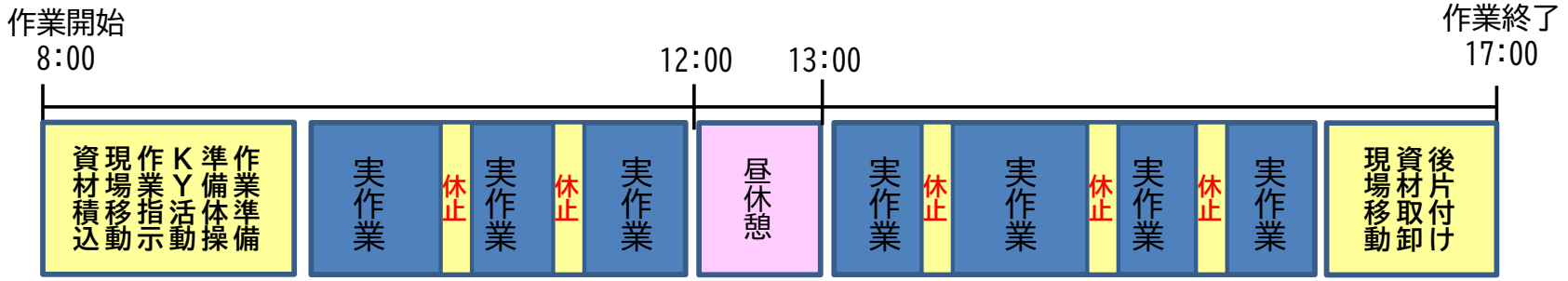
作業休止時間を考慮した歩掛の改定

○　建設現場の作業管理として行われている**作業休止時間（振動作業対策、腰痛予防対策や熱中症予防対策など）が増えた**ことにより、実作業時間に減少している傾向が見られたため、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■作業休止時間・手待ち時間を踏まえた作業時間（イメージ）



鉄筋工や仮囲い設置撤去工など６工種で、作業休止時間等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。　⇒**Ｒ８年度歩掛改正に反映**

鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工、路上路盤再生工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工

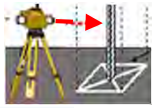
新たな枠組み「導入型ICT活用工事」による普及促進

国土交通省

○ICT施工未経験企業や地方自治体工事を主に受注している企業へのICT技術の導入を促すため、小規模工事を対象に、これまで導入のハードルが高かった3次元設計データの作成が不要となる２次元建設機械による施工など簡易なICT技術活用を加えた要領を新たに整備し、令和8年度より運用を開始。
○工事内容に応じオーバースペックにならず、最適な技術を選択することで、小規模工事における更なる現場の省人化を図る。ICT技術の利便性に触れていただくことでステップアップにつながることも期待。

■従来施工

レベル測量等による起工測量



2次元設計図から丁張設置



丁張を目安に施工



丁張を目安に検測

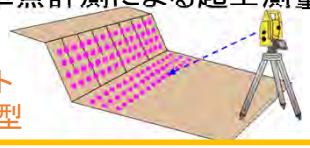


施工後の出来形を断面毎に計測し基準値内でなければ、オペレータに指示

■ICT活用工事

●導入型（R8~）

単点計測による起工測量



ファーストステップ型

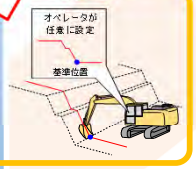
ステップアップ型

ICT建設機械を用いず、トータルステーション等のICT機器を活用し、施工を効率化

新規

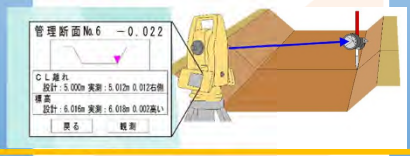
3次元設計データの作成が不要な、2次元マシンガイダンス建設機械による施工

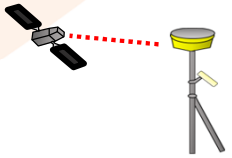
新規



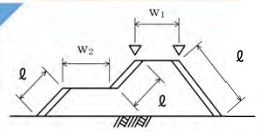
2次元マシンガイダンス建設機械による施工

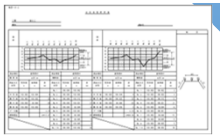
単点計測による出来形管理





3次元データ（TS等の計測データ）の納品



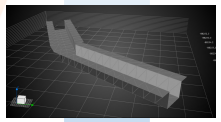


多点計測又は単点計測による起工測量



全面活用型

3次元設計データ作成



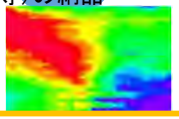
3次元マシンコントロール・マシンガイダンス建設機械による施工



多点計測による出来形管理



3次元データ（ヒートマップ等）の納品



- 作成できる人材不足
- 時間と手間がかかる

- 3次元設計データの
- 作成が必須
- 小規模だと稼働率が上がらない

小型バックホウの要領を整備（R4～）

- 機器の導入費がネック
- 小規模ではUAV測量等はオーバースペック

モバイル端末などを活用した簡易な出来形管理の要領を整備（R4～）

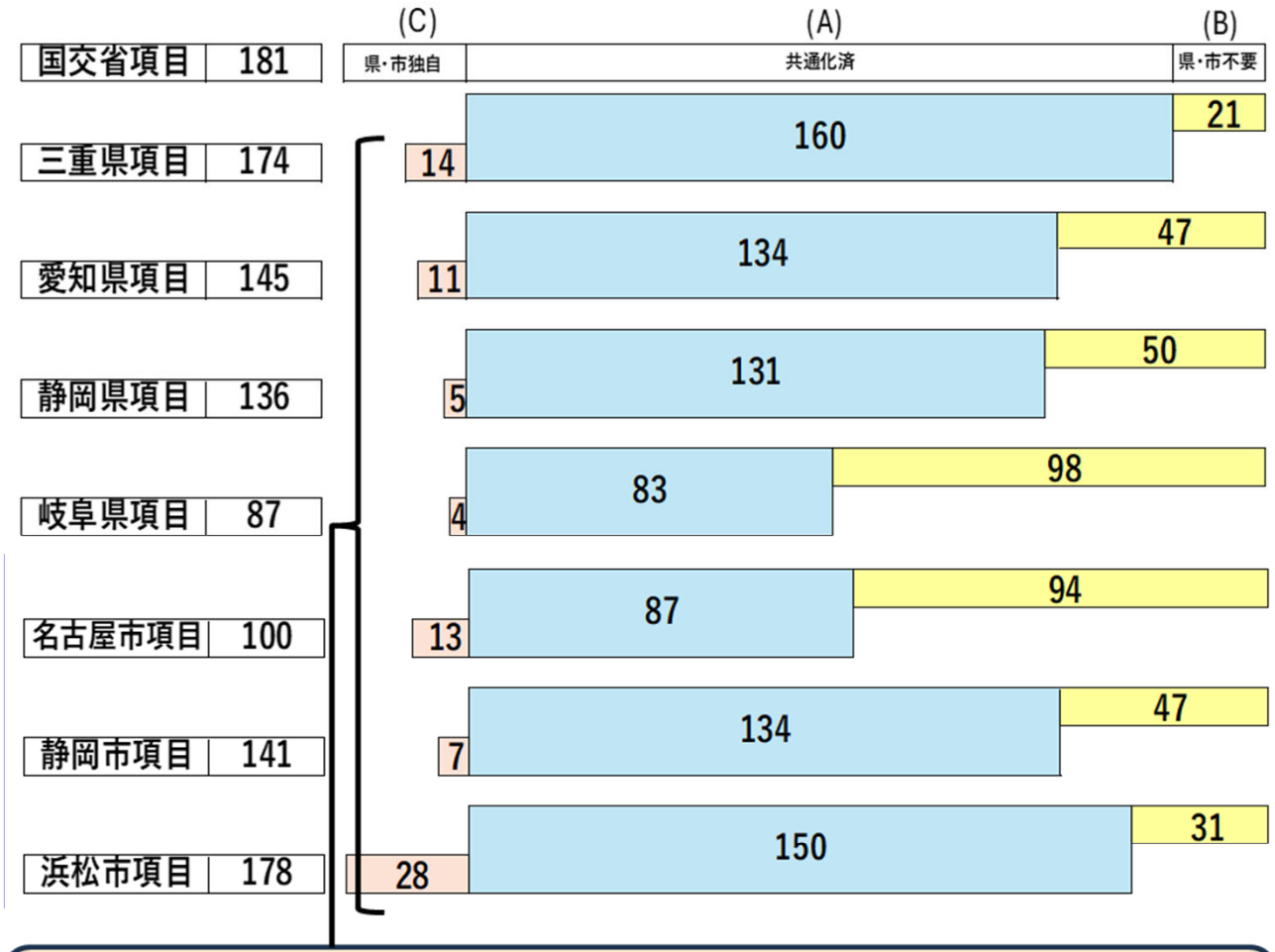
小型バックホウの刃先の3次元座標を用いた出来形管理の要領を整備（R7～）

工事書類の削減・共通化・電子化の進捗状況

国土交通省

工事書類の統一化の状況

○様式の統一に向けた調整により、**標準様式の使用割合は約9割に到達**



発注者ごとに会計制度や品質管理基準が異なるため、
完全な統一・共通化は困難

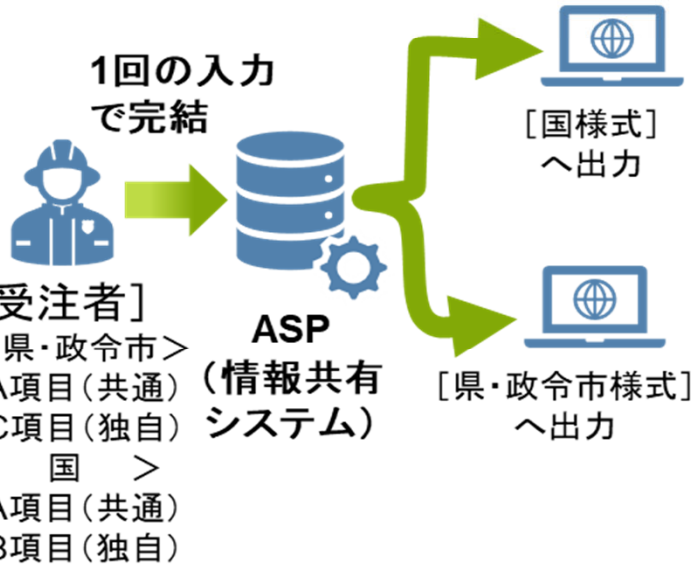
情報項目の共通化・電子化へ

○様式の外形統一から、『情報項目』の共通化へ

○情報項目は、一元的な電子格納庫（ASP）で管理（電子化）

○共通する情報項目は、1回の入力で作業削減

ASP活用イメージ



土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）

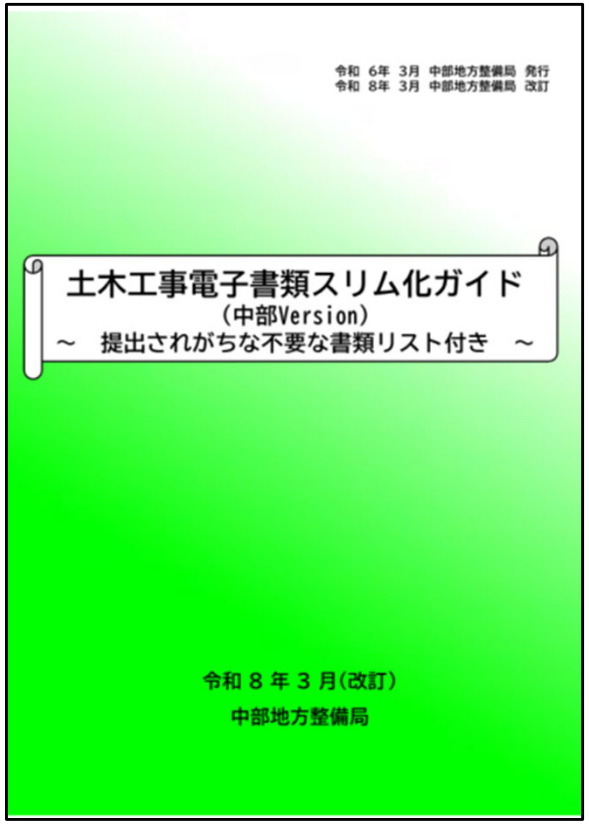
国土交通省
中部地方整備局

建設業における働き方改革を推進しており、その一環として、工事書類のスリム化（簡素化）に資するため、『土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）』を令和6年4月1日より適用を開始しています。

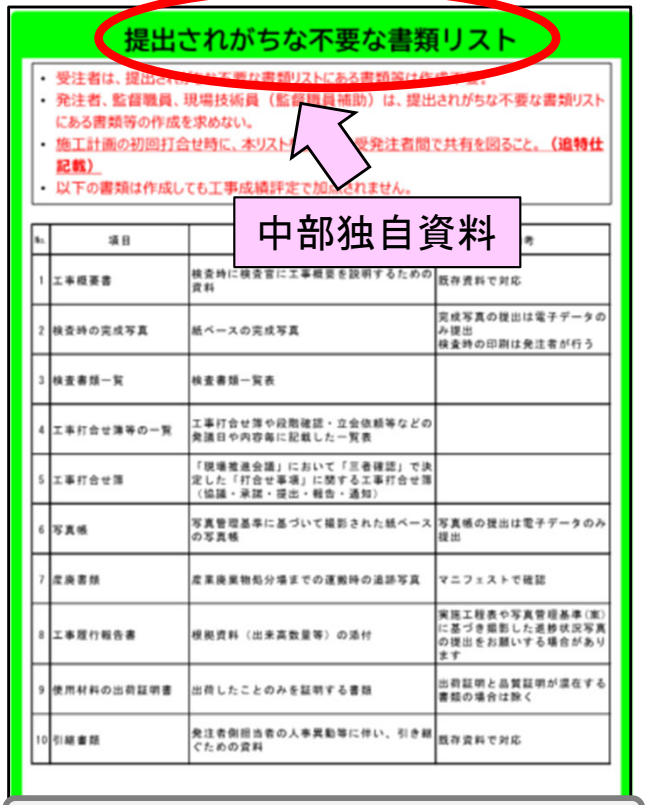
公表後2年間を経て、現場及び業界団体からの問い合わせを踏まえ、最新の事務連絡等を反映し令和8年3月に改訂しました。

巻末の「提出されがちな不要な書類リスト」は、作成不要な工事書類をリストとしてとりまとめ、掲載しています。

令和8年度は、過年度までに引き続き講習会や各種会議で周知するとともに、フォローアップを図っていきます。

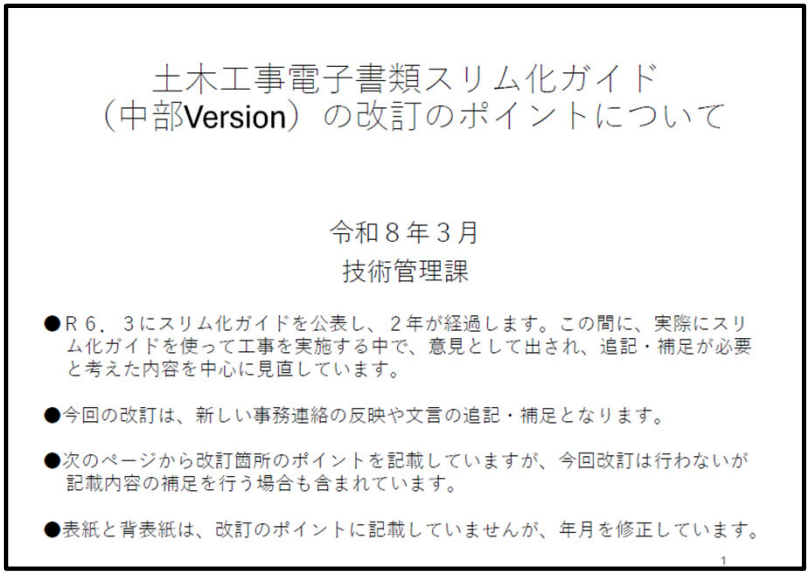


※令和8年3月改訂



●「提出されがちな不要な書類リスト」
・施工計画の初回打合せ時に、本リストを使用して受発注者間で共有を図ることとしています。

「改定のポイント」を整理※令和8年3月作成


土木工事電子書類スリム化ガイド
（中部Version）の改訂のポイントについて

令和８年３月
技術管理課

●Ｒ６．３にスリム化ガイドを公表し、２年が経過します。この間に、実際にスリム化ガイドを使って工事を実施する中で、意見として出され、追記・補足が必要と考えた内容を中心に見直しています。

●今回の改訂は、新しい事務連絡の反映や文言の追記・補足となります。

●次のページから改訂箇所のポイントを記載していますが、今回改訂は行わないが記載内容の補足を行う場合も含まれています。

●表紙と背表紙は、改訂のポイントに記載していませんが、年月を修正しています。


国土交通省 中部地方整備局

整備局トップ ＞ 建設技術に関するページ ＞ 土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）

土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）

- 土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）（令和6年3月）（PDF 3.7MB）
- 土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）R8.3改訂（PDF 3.5MB）NEW
- 土木工事電子書類スリム化ガイド（中部Version）の改訂のポイントR8.3（PDF 3.5MB）NEW

現場環境改善費の実施内容の見直し・拡大

国土交通省

○ 国土交通省直轄工事の積算では、避暑（熱中症）対策等について、従来、下記の費用を計上。
・共通仮設費 ： ミストファン、日除けテント等の設備対応
・現場管理費 ： 経口保水液、空調服等の労務管理にかかる費用（真夏日の日数に応じて補正）

○ 令和８年度からは、より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化（率分の100%を上限に積み上げ）。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

＜共通仮設費（現場環境改善費）＞

令和６年度まで

率計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	１．用水・動力等の供給設備 ２．緑化・花壇　他
営繕関係	１．現場事務所の快適化 ２．労働宿舎の快適化　他
安全関係	１．盗難防止対策 ２．イメージアップ経費 **３．避暑（熱中症対策）・避寒対策**
地域連携	１．見学会の開催 ２．デザイン工事看板　他

※計上費目４項目から５つ選択（１項目重複）

令和７年度　避暑・避寒対策を別途計上

率計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	１．用水・動力等の供給設備 ２．緑化・花壇　他
営繕関係	１．現場事務所の快適化 ２．労働宿舎の快適化　他
安全関係	１．盗難防止対策 ２．イメージアップ経費
地域連携	１．見学会の開催 ２．デザイン工事看板　他

※計上費目４項目から５つ選択（１項目重複）

＋

積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

・避暑（熱中症対策）・避寒対策
主に現場の施設や設備に対する避暑（熱中症対策）・避寒対策に関する費用について、対策の妥当性を確認の上、設計変更。（率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。）

令和８年度～　実施内容を絞り込み・見直し 避暑・避寒対策への充当強化

率計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	１．昇降設備の充実 ２．環境対策の充実　他
営繕関係	１．現場事務所の快適化 ２．労働宿舎の充実　他
安全関係	１．工事標識・照明等 安全施設の充実 ２．盗難防止対策　他
地域連携	１．広報活動等 ２．見学会・イベント等の開催　他

※計上費目４項目から４つ選択

＋

積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

・避暑（熱中症対策）・避寒対策
主に現場の施設や設備に対する避暑（熱中症対策）・避寒対策に関する費用について、対策の妥当性を確認の上、設計変更。（率分で計上される現場環境改善費の100%を上限。）

中部地整における猛暑対策の主な取組状況

国土交通省

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1－1)猛暑期間を回避した工事発注

・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

○ 令和5年度より、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良

工　期　＝　実働日数 ×（1＋雨休率）
　　＋ 準備期間 ＋ 後片付け期間 ＋ その他作業不能日
雨休率　＝（休日数 ＋ 天候等による作業不能日）／ 実働日数
天候等による作業不能日　＝　降雨・降雪日日数　＋　猛暑日日数
猛暑日日数　＝ 年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し平均した値

(1－2)猛暑期間を休工可能とする工事発注

・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施　※別紙、他頁にて紹介👉

(1－3)猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

・特記仕様書への記載を事務所に展開

○ 受注者が猛暑期間の現場施工を回避しやすくするため、特記仕様書において、監督職員と協議を行うことができる旨、規定する等、受注者の取組を促進

(1－4)猛暑時間の施工回避

・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定

○ 受注者が猛暑時間の施工を回避しやすくなるよう、早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、発注者が協力することを特記仕様書へ記載し、受注者の取組を促進できる方策を実施

2. 効率的な施工、作業環境の改善

○ 技術提案評価型S型を活用し、作業環境の改善に資する施工方法等の工夫について入札参加者から提案を求める。
○ 引き続き、効率的に現場施工を実施することは熱中症対策に資するため、i-Construction 2.0を推進　※別紙にて紹介_施工効率化👆

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3－1)熱中症対策に係る経費

・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
・実態に応じた熱中症対策費用の確保

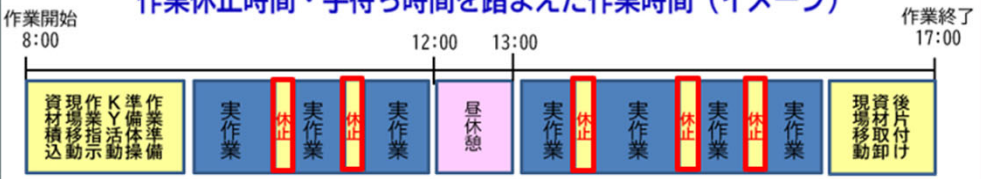
○ 現場管理費(備品等に係る経費:塩飴、飲料水、空調服等の主に作業員個人に対する熱中症対策)
令和元年度より、工事期間中の真夏日の日数に応じて補正
○ 現場環境改善費(施設対応に係る経費:遮光ネット、大型扇風機、ミストファン等の主に現場の施設における熱中症対策)
令和8年度より、率分で計上される額の100%を上限に積上げ
○ 諸経費動向調査等によって得られる熱中症対策等に係る経費の実態に応じ、現場環境改善費の計上費目の見直し等、熱中症対策等に係る経費を確保

(3－2)直接工事費

・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

○ 維持工事等の標準歩掛がない作業においては、実作業量を踏まえ、見積り等により精算変更の対応している事例もある
○ 猛暑による日当たり作業量の減少への懸念に対し、施工合理化調査の結果に基づき、作業休止時間や手待ち時間等を含め施工効率への影響を分析した上で、必要に応じ、歩掛の見直しを行う
令和8年度には6工種にて歩掛改定　(次年度以降も継続して改定)

作業休止時間・手待ち時間を踏まえた作業時間（イメージ）



猛暑対策のサポートページ開設について

国土交通省

猛暑環境における工事・業務の対策について、入札契約、現場作業の効率化や対策費用の計上、熱中症対策の情報を集約した「猛暑対策のサポートページ」を開設しました。
建設業に携わる方の、安全と健康を確保するための情報として活用ください。



建設関係情報をクリック



整備局トップ ＞ 建設関係情報

建設関係情報

建設技術に関するページ

建設技術に関する情報をご紹介しています。

建設リサイクルに関するページ

建設リサイクルに関する情報をご紹介しています。

～ 略 ～

猛暑対策の取組 NEW

猛暑（熱中症）対策に関する施策、現場対応の取組等をご紹介しています。

猛暑対策のサポートページ

建設工事における猛暑対策サポートページ

- 建設工事における猛暑対策サポートパッケージについて（R7.12月）

［新たな方式の工事発注］



- 作業の効率化・猛暑期間休工を行う新たな工事（試行実施）

［建設工事における猛暑対策］



- 建設工事における猛暑対策事例集（R7.12月）
- 中部地方整備局における主な取組状況
- 現場環境改善費の見直し・拡大（R8.4月）

［設計業務等における猛暑対策］



- 設計業務等における猛暑対策

［熱中症対策］



［厚生労働省］
- 熱中症対策リーフレット
- 熱中症予防・応急手当
- 労働安全衛生規則
- 職場における熱中症防止対策のためのガイドライン

［暑さ指数］



［環境省］
- 本日の暑さ指数（WBGT）

［施工効率化等］



- 新技術情報提供システム（NETIS）
- インフラDX知恵袋

一目でわかる伝わる工事メッセージ大賞 概要

愛知県建設業協会・中部地方整備局
一目でわかる伝わる工事メッセージ大賞

取組主旨

- 工事現場の看板・メッセージは多くの人の目に触れるものであり、建設業の関係者と地域の皆様との大切な接点。
- にもかかわらず、残念ながら、見る人に工事の目的や内容を伝えよう、理解して頂こうという意欲が感じられないものも多い。皆様から建設業への理解・共感を得ていく上でマイナスになっている可能性すらある。
- このため、工事現場の看板メッセージを皆様との貴重なコミュニケーションの機会ととらえ、工事の意義（目的）や内容が見る側に一目で伝わるようにした取り組みを称えることとした。これにより、他の多くの工事現場へも、理解・共感の得られるコミュニケーションが波及していくことを期待するところ。

開催概要

主催者　：愛知県建設業協会、中部地方整備局
対象工事：愛知県内の中部地方整備局発注工事
対象看板：青白看板（1,100mm×1,400mm）
選定方法：委員（５人）が、「伝えよう・理解してもらうとしている意思意欲をメッセージから見る側が感じられるか」について評価

選定委員会　委員（50音順、敬称略）

小川 涼子	中日新聞社　記者
小林 拓一郎	ﾗｼﾞｵﾅﾋﾞｹﾞｰﾀｰ、とよかわ広報大使
髙柳 充広	愛知県建設業協会　会長
西田 かおり	椙山女学園大学非常勤講師
森本 輝	中部地方整備局　局長

スケジュール

○令和7年
12月17日：第1回選定委員会（選定基準）※公開
12月18日：応募開始
○令和8年
4月20日：応募〆切・・・ **124件**の工事が応募
4月28日：第2回選定委員会（表彰者選定）※非公開
5月29日：表彰式
6月16日：中部地方整備局長と受賞企業との対談

受賞作品一覧『一目でわかる伝わる工事メッセージ大賞』

愛知県建設業協会・中部地方整備局
一目でわかる伝わる
工事メッセージ大賞



中部地方整備局長と大賞受賞者の対談（R8.6.16）

愛知県建設業協会・中部地方整備局
一目でわかる伝わる
工事メッセージ大賞

○「一目でわかる伝わる工事メッセージ大賞」で『大賞』を受賞した中日建設（株）が、その副賞として、中部地方整備局長と「建設業の明るい未来」をテーマに対談しました。
○ 業界全体で、「子供たちが将来なりたい職業No.1」を目指して、建設業のカッコいいイメージづくりに取り組んでゆくことをお互いが確認して、対談を結びました。

【開催概要】
日時：令和8年6月16日（火） 15:00～15:30
会場：中部地方整備局　局長室
【出席者】
受賞企業（中日建設（株））2名、報道4名
クラフトメディア、日刊建設通信新聞社
日刊建設工業新聞社、建通新聞社





中日建設（株）代表取締役社長　髙木氏



中日建設（株）監理技術者　加藤氏



森本中部地方整備局長

標示板のイメージ（案）①_国土強靭化実施中期計画関連工事

ご協力をお願いします

橋の柱を太くして
地震に強くしています

工事期間：令和〇年〇月〇日まで

対策又はプロジェクト名等
（国土強靭化実施中期計画）

発注者　国土交通省〇〇地方整備局
□□□□事務所△△出張所
電話　＊＊-＊＊＊＊-＊＊＊＊
受注者　〇〇〇〇建設株式会社
電話　＊＊-＊＊＊＊-＊＊＊＊

補足

「ご迷惑をおかけします。」など否定的・消極的な表記は行わない。

記載内容は、「あいさつ（協力依頼）文」に限らなくてもよい。

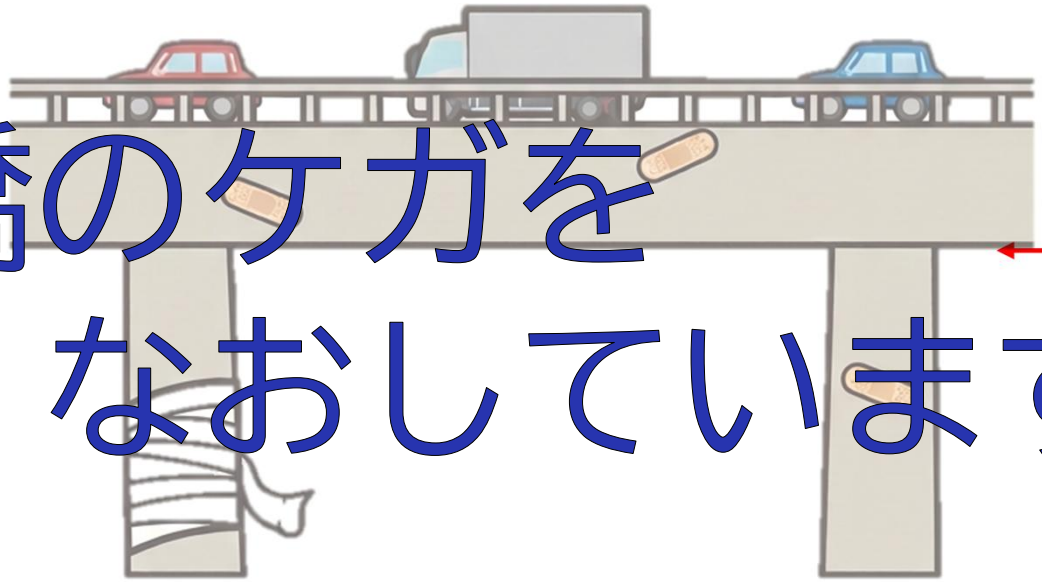
・伝えよう・理解してもらおうという意志意欲を込めたメッセージとする。
（一目でわかる伝わる工事メッセージ大賞を参照）

・イラストの併用を妨げないが、上記の意志意欲を込めたメッセージとなるよう工夫した上で、理解を深める補助として使用すること。

以下の事務連絡を参考にプロジェクト名等を記載。

・令和8年3月30日付け事務連絡「河川工事等の工事看板の取扱いについて」
・令和8年7月9日付け事務連絡「道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（補足）」

みんなの橋をなおします



橋のケガを
なおしています

工事期間：令和〇年〇月〇日まで

対策又はプロジェクト名等
（国土強靭化実施中期計画）

発注者　国土交通省〇〇地方整備局
□□□□事務所△△出張所
電話　＊＊-＊＊＊＊-＊＊＊＊
受注者　〇〇〇〇建設株式会社
電話　＊＊-＊＊＊＊-＊＊＊＊

補足

「ご迷惑をおかけします。」など否定的・消極的な表記は行わない。

記載内容は、「あいさつ（協力依頼）文」に限らなくてもよい。

・伝えよう・理解してもらおうという意志意欲を込めたメッセージとする。
（一目でわかる伝わる工事メッセージ大賞を参照）

・イラストの併用を妨げないが、上記の意志意欲を込めたメッセージとなるよう工夫した上で、理解を深める補助として使用すること。

・以下の事務連絡を参考にプロジェクト名等を記載。

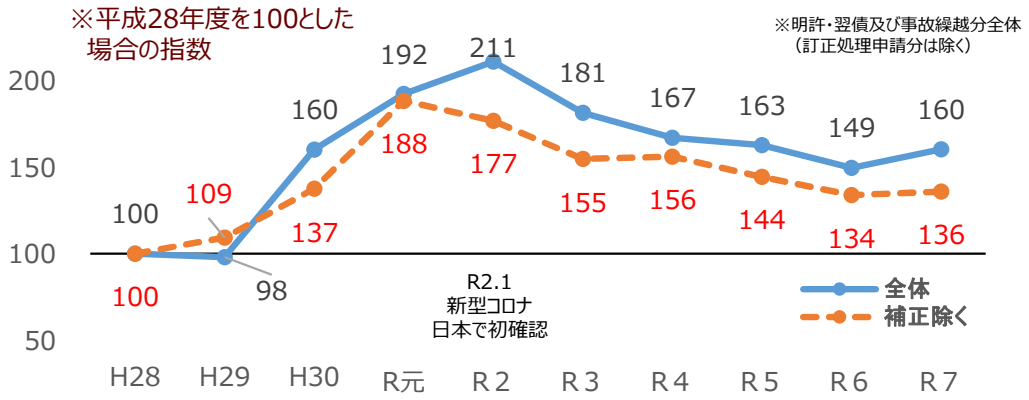
・令和8年3月30日付け事務連絡「河川工事等の工事看板の取扱いについて」
・令和8年7月9日付け事務連絡「道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（補足）」

速やかな繰越手続きについて（１）

工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

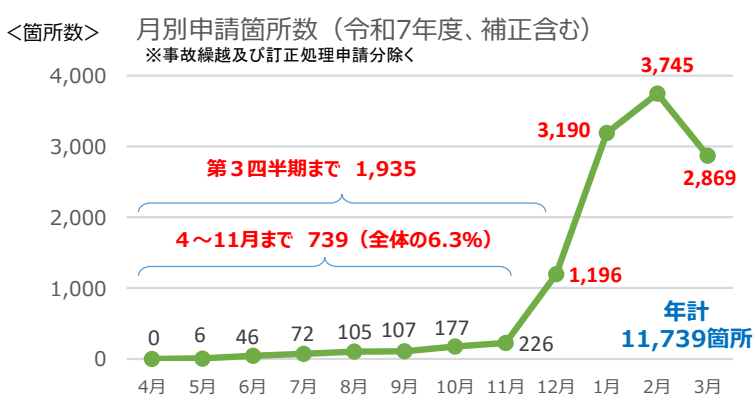
①繰越申請件数の推移

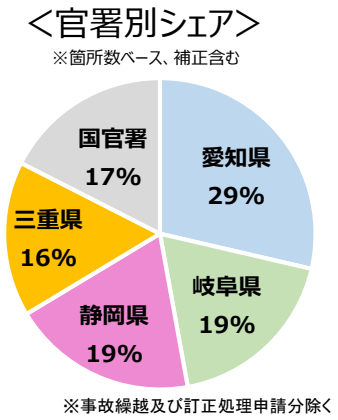
⇒ 繰越申請件数（箇所数）は依然として高水準



②Ｒ７年度　繰越申請の年度末処理の状況

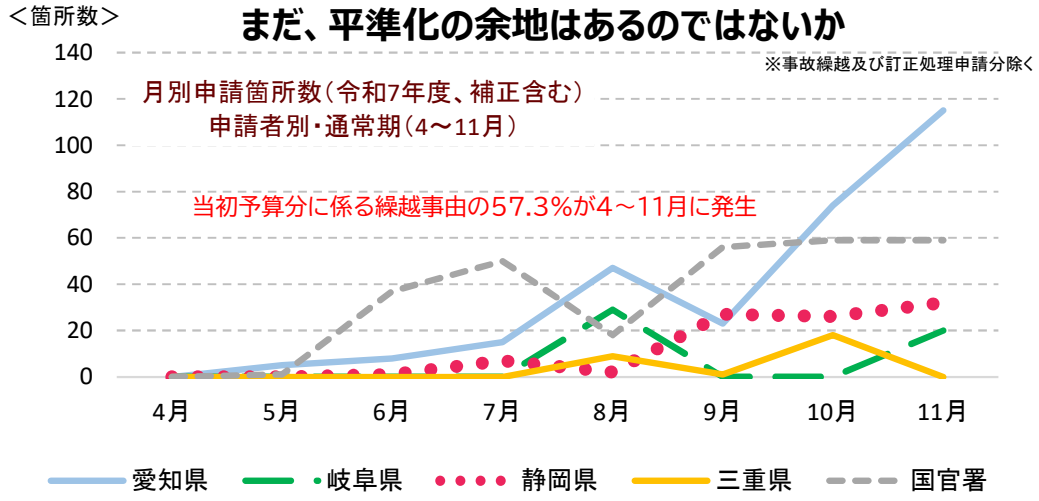
⇒ 繰越申請は年度末に集中（12～3月で全体の9割超）





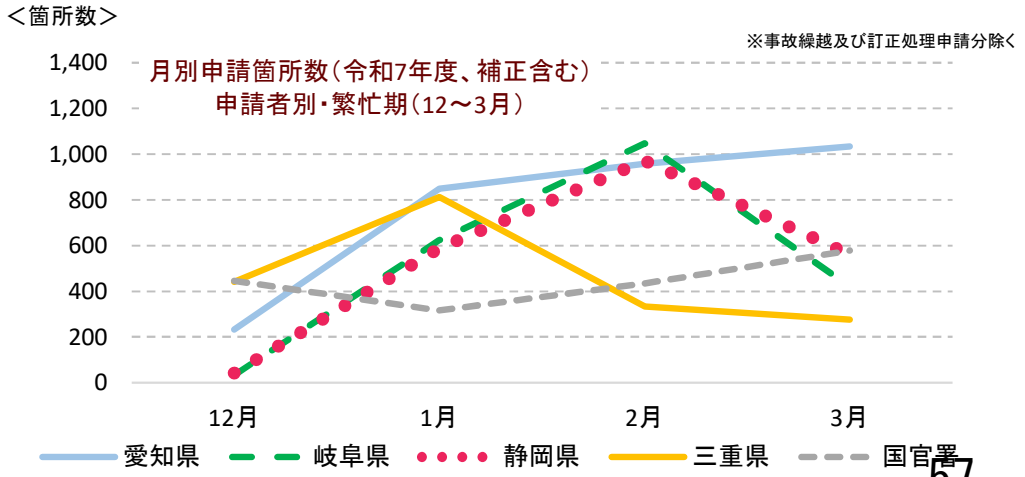
③Ｒ７年度　通常期（4～11月）の繰越申請の状況

⇒ 早期申請が実施されつつあるが、全体としてはまだ、平準化の余地はあるのではないか



④Ｒ７年度　繁忙期（12～3月）の繰越申請の状況

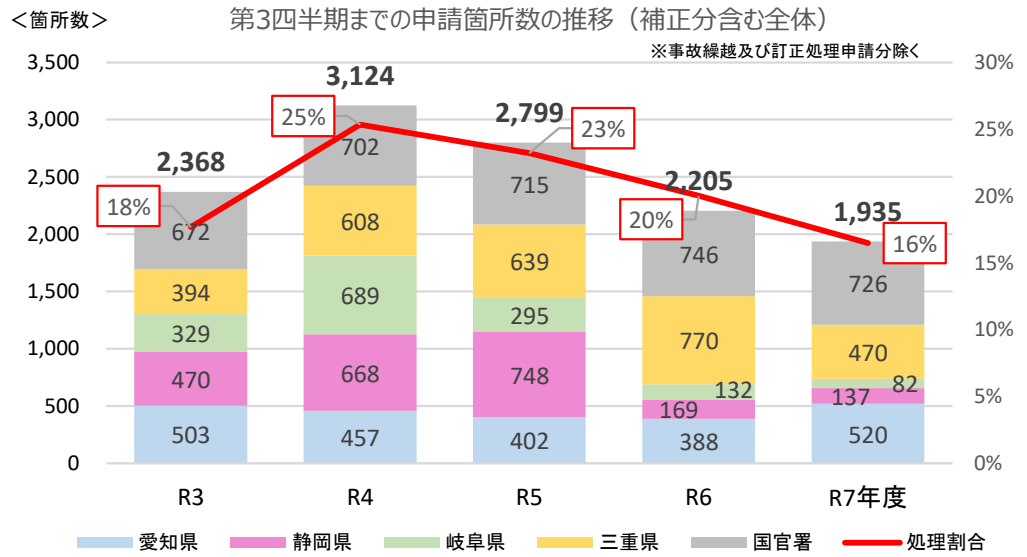
⇒ ２月の申請が増加し、2～3月に申請が集中する傾向が続く

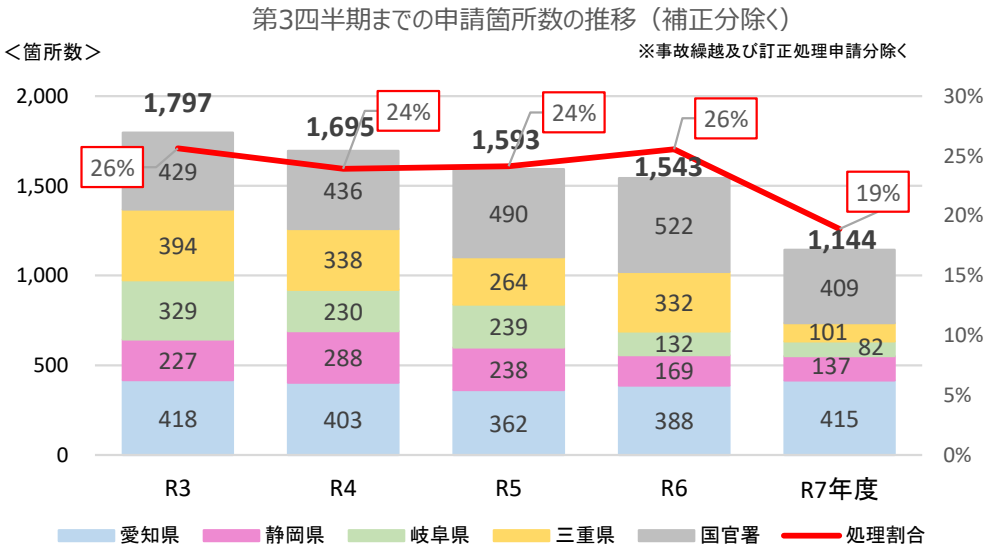


速やかな繰越手続きについて（２）

⑤R７年度　速やかな繰越手続き（第３四半期までの申請）の状況（直近５か年）

⇒　第3四半期まで（年内）の繰越申請数は減少傾向にあり、割合でみても頭打ち

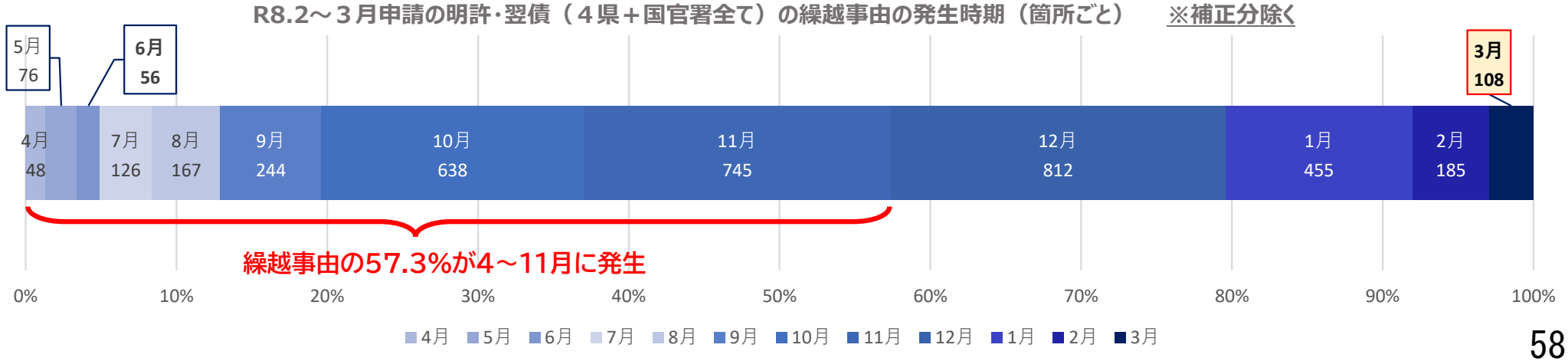




※　処理割合＝第３四半期までの申請箇所数／当該年度の年間申請箇所数

⑥R8年２月～３月の繰越申請に係る繰越事由の発生時期の状況

⇒　年度末申請案件の約半数で、繰越事由は繁忙期前に発生

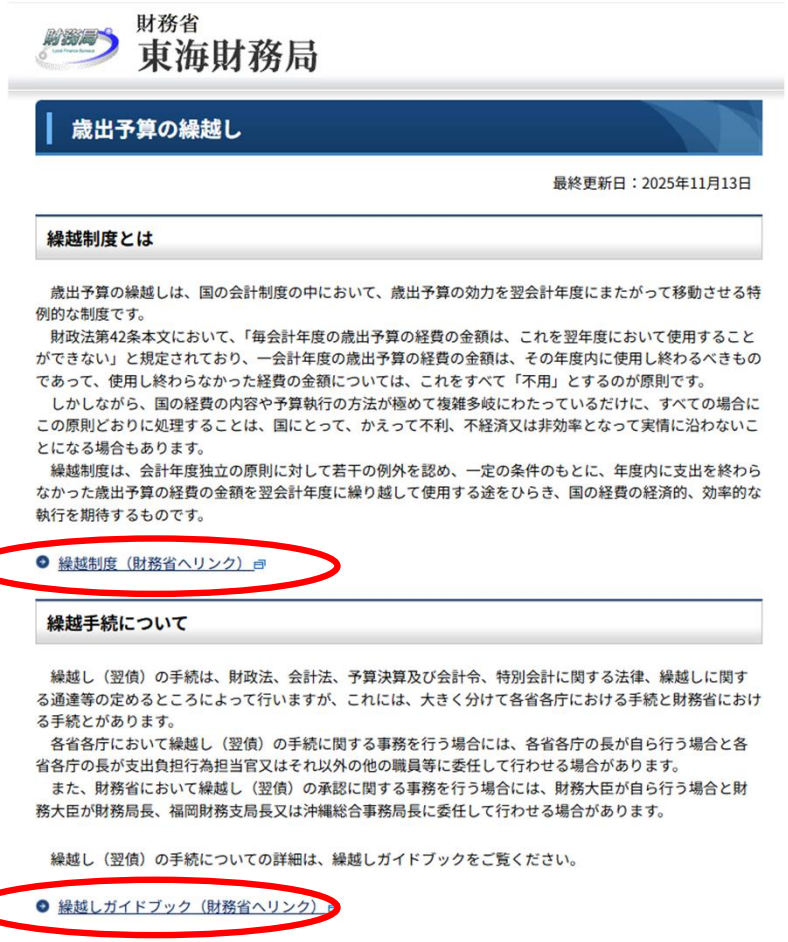


繰越申請手続きに関する地方公共団体等への周知

①申請書類や事例集の掲載（東海財務局ＨＰ）

東海財務局HPの「歳出予算の繰越し」ページに、繰越しガイドブック（財務本省へのリンク）に加えて、**東海財務局オリジナルの事例集**や箇所別調書などの**申請書類の様式**も掲載。

※ 東海財務局HP ＞ 財政 ＞ 国家予算・予算執行調査 ＞ 歳出予算の繰越し



財務省 東海財務局

歳出予算の繰越し

最終更新日：2025年11月13日

繰越制度とは

歳出予算の繰越しは、国の会計制度の中において、歳出予算の効力を翌会計年度にまたがって移動させる特例的な制度です。

財政法第42条本文において、「毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない」と規定されており、一会計年度の歳出予算の経費の金額は、その年度内に使用し終わるべきものであって、使用し終わらなかった経費の金額については、これをすべて「不用」とするのが原則です。

しかしながら、国の経費の内容や予算執行の方法が極めて複雑多岐にわたっているだけに、すべての場合にこの原則どおりに処理することは、国にとって、かえって不利、不経済又は非効率となって実情に沿わないことになる場合もあります。

繰越制度は、会計年度独立の原則に対して若干の例外を認め、一定の条件のもとに、年度内に支出を終わらなかった歳出予算の経費の金額を翌会計年度に繰り越して使用する途をひらき、国の経費の経済的、効率的な執行を期待するものです。

繰越制度（財務省へリンク）

繰越手続について

繰越し（翌債）の手続は、財政法、会計法、予算決算及び会計令、特別会計に関する法律、繰越しに関する通達等の定めるところによって行いますが、これには、大きく分けて各省各庁における手続と財務省における手続とがあります。

各省各庁において繰越し（翌債）の手続に関する事務を行う場合には、各省各庁の長が自ら行う場合と各省各庁の長が支出負担行為担当官又はそれ以外の他の職員等に委任して行わせる場合があります。

また、財務省において繰越し（翌債）の承認に関する事務を行う場合には、財務大臣が自ら行う場合と財務大臣が財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長に委任して行わせる場合があります。

繰越し（翌債）の手続についての詳細は、繰越しガイドブックをご覧ください。

繰越しガイドブック（財務省へリンク）

②繰越申請にあたっての留意事項

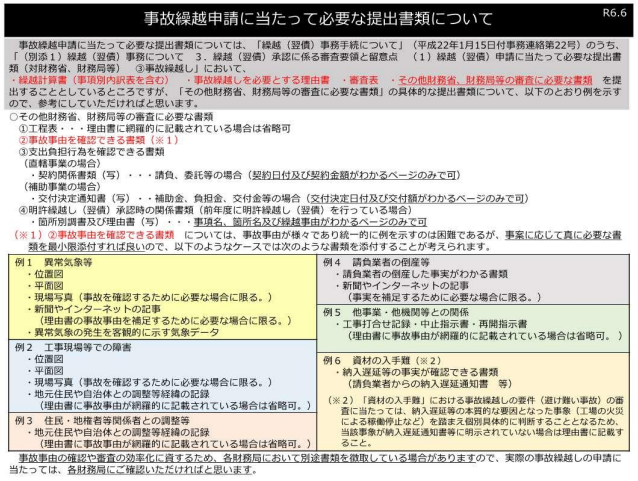
◆ 令和８年度の繰越申請の提出期限は、以下の通りです。期限内提出が難しい場合や期限後に繰越事由が発生した場合などは、個別にご相談ください。

(1)明許繰越し・翌債：**令和９年３月15日(月)**まで
(2)事故繰越し※　　：**令和９年１月25日(月)**まで

※ 資料の事前提出期限。事故繰越しについては個別に随時対応を行うが、明許繰越し・翌債申請に比べて必要資料も多く、審査等に時間を要するため、案件が発生した場合は、処理希望日の１カ月以上前を目途に、まずは当局担当者まで相談ください。

◆ 事故繰越しの申請には、事故事由を確認できる書類が必要です。客観的な疎明資料がないために、受け付けられなかった申請も過去にあります。

⇒ **事故発生の報告を受けた応接録など、業者とのやり取りを記録化することが重要**です。



事故繰越申請に当たって必要な提出書類について　R6.6

事故繰越申請に当たって必要な提出書類については、「繰越（翌債）事務手続について」（平成22年1月15日付事務連絡第22号）のうち、「（別添１）繰越（翌債）事務について　３．繰越（翌債）承認に係る審査要領と留意点　（１）繰越（翌債）申請に当たって必要な提出書類（対財務省、財務局等）　③事故繰越し」において、
・繰越計算書（事項別内訳表を含む）　・事故繰越しを必要とする理由書　・審査表　・その他財務省、財務局等の審査に必要な書類　を提出することとしているところですが、「その他財務省、財務局等の審査に必要な書類」の具体的な提出書類について、以下のとおり例を示すので、参考にしていただければと思います。

○その他財務省、財務局等の審査に必要な書類
①工程表・・・理由書に網羅的に記載されている場合は省略可
②事故事由を確認できる書類（※１）
③支出負担行為を確認できる書類
（直轄事業の場合）
・契約関係書類（写）・・・請負、委託等の場合（契約日付及び契約金額がわかるページのみで可）
（補助事業の場合）
・交付決定通知書（写）・・補助金、負担金、交付金等の場合（交付決定日付及び交付額がわかるページのみで可）
④明許繰越し（翌債）承認時の関係書類（前年度に明許繰越し（翌債）を行っている場合）
・箇所別調書及び理由書（写）・・・事項名、箇所名及び繰越事由がわかるページのみで可

（※１）②事故事由を確認できる書類　については、事故事由が様々であり統一的に例を示すのは困難であるが、事案に応じて真に必要な書類を最小限添付すれば良いので、以下のようなケースでは次のような書類を添付することが考えられます。

例１　異常気象等
・位置図
・平面図
・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。）
・新聞やインターネットの記事
（理由書の事故事由を補足するために必要な場合に限る。）
・異常気象の発生を客観的に示す気象データ

例２　工事現場等での障害
・位置図
・平面図
・現場写真（事故を確認するために必要な場合に限る。）
・地元住民や自治体との調整等経緯の記録
（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）

例３　住民・地権者等関係者との調整等
・地元住民や自治体との調整等経緯の記録
（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）

例４　請負業者の倒産等
・請負業者の倒産した事実がわかる書類
・新聞やインターネットの記事
（事実を補足するために必要な場合に限る。）

例５　他事業・他機関等との関係
・工事打合せ記録・中止指示書・再開指示書
（理由書に事故事由が網羅的に記載されている場合は省略可。）

例６　資材の入手難（※２）
・納入遅延等の事実が確認できる書類
（請負業者からの納入遅延通知書　等）

（※２）「資材の入手難」における事故繰越しの要件（遅け難い事故）の審査に当たっては、納入遅延等の本質的な要因となった事象（工場の火災による稼働停止など）を踏まえ個別具体的に判断することとなるため、当該事象が納入遅延通知書等に明示されていない場合は理由書に記載すること。

事故事由の確認や審査の効率化に資するため、各財務局において別途書類を徴取している場合がありますので、実際の事故繰越しの申請に当たっては、各財務局にご確認いただければと思います。

東海農政局の取組

令和8年10月

1　東海農政局の取組（平準化・週休２日）　中部ブロック発注者協議会 【東海農政局】

		令和7年度の取組	課題	令和8年度目標達成のための 令和8年度の取組予定
工事	地域平準化率 （施工期間の平準化）	・早期発注に努め、工事着手前に技術者、資機材の確保等の準備を行うための余裕期間や準備期間を見込むなど、適切な工期設定。 ・当該年度内に完了しない工事の工期延伸に対応するための繰越手続については、財務局等に相談、協議し円滑な対応。（5件） ・年度をまたがる工期が必要となる工事の場合には、国債を活用するなど適切な工期設定（５件）。 平準化率（稼働件数）：０．６９ （令和６年度　０．８３） （令和５年度　０．７４）	・既設水路の改修工事が多く、非かんがい期（10月以降）での施工が必要となるため、十分な余裕期間を確保することで早期発注を図っているが、実質的な工事の平準化としての効果は限定的となる。	・引き続き、早期発注に努め、工事着手前に技術者、資機材の確保等の準備を行うための余裕期間や準備期間を見込むなど、適切な工期とする。 ・当該年度内に完了しない工事の工期延伸に対応するための繰越手続については、財務局等に相談、協議し円滑な対応をとる。 ・年度をまたがる工期が必要となる工事の場合には、国債を活用するなど適切な工期を設定する（７件）。
	週休2日対象工事の実施状況 （適正な工期設定）	・受注者希望方式による４週８休の取組を原則全ての工事を対象に実施。 ・令和５年度以降に公告した東海農政局管内の対象工事の全てで４週８休の目標を達成。 達成率：１．００ （令和５、６年度　１．００）		・引き続き、４週８休の取組を継続する。 ・現場閉所率が２８．５％（８日/２８日）以上を達成した場合は、履行実績取組証明書を発行し、次年度の総合評価落札方式の工事において加点する。これらの取り組みにより、週休２日の確保を促進する。
業務	地域平準化 （履行期限の分散）	・地質調査、測量、建設コンサルタント業務を対象として、履行期限の平準化に取組む。 平準化率（納期率）：０．８５ （令和６年度　０．９２） （令和５年度　０．９３）	・単年度業務による履行であるため、どうしても第４四半期納期業務が多くなる。 ・業務内容の変更により、履行期限が延伸され、６０％以上の業務が３月の履行期限となっている。 ・環境調査及び現場技術業務等のように年間を通じて実施する業務のように他律的要因により履行期限が設定される業務も含まれる。	・引き続き、地質調査、測量、建設コンサルタント業務を対象として、履行期限の平準化に取組む。 ・業務の早期発注を目指し、内容を見極め可能な範囲で３月の履行期限を、１月～２月の履行期限となるよう業務の平準化の推進をはかる。まずは、３月履行期限の業務数を全体の５０％以下を目指す（環境調査や現場技術業務などを除く）。

（1）適切な工期の設定と工事の円滑な実施

①適切な工期の設定　（H29年度～）

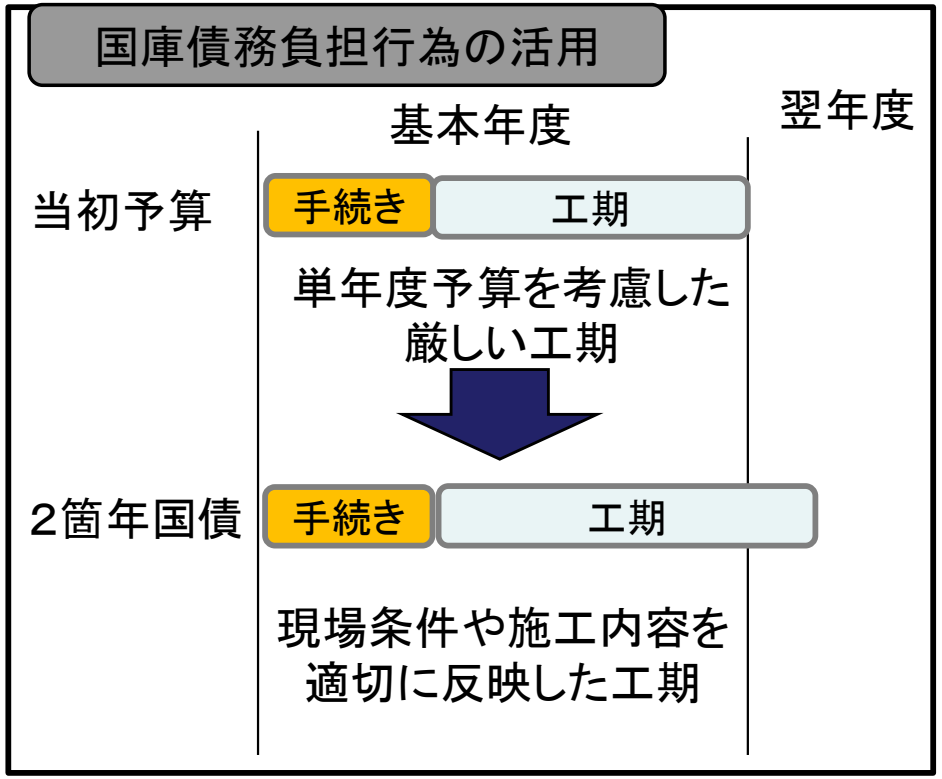
・ 準備期間（30日）、後片付け期間（15日）に係る標準日数を確保、工期末を３月上旬に設定し、適切な工期を設定。

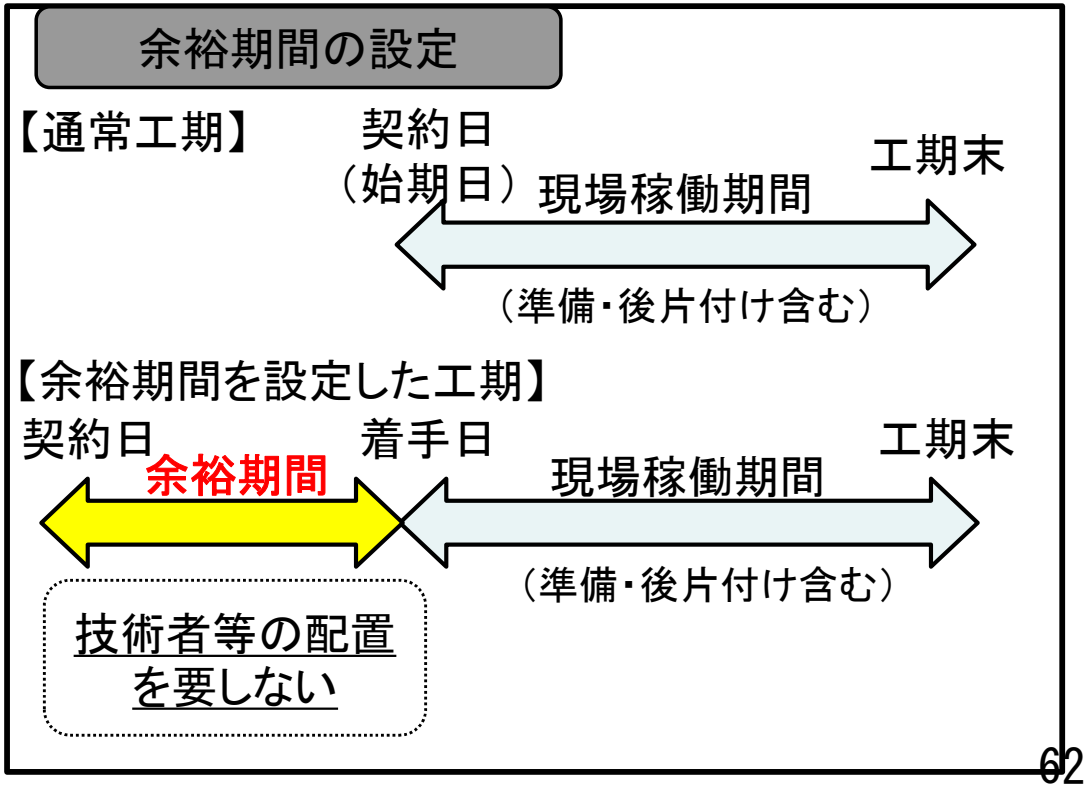
②国庫債務負担行為の一層の活用　（H27年度～）

・ 工事の現場条件や施工内容などから必要となる工期を設定することを徹底。国庫債務負担行為の一層の活用。
（平準化国債：令和７年度５件実施、令和８年度７件予定）

③「余裕期間制度」の試行　（H27年度～、令和７年度以降は全件で実施予定）

・ 工事の着手前の建設資材や労働者の確保等の準備期間として「余裕期間」を設定し、工事の円滑な実施を確保。
（任意着手方式、フレックス方式にも対応：令和２年１月１４日通知）





2　重点の取組（続き）

④コンクリート構造物におけるプレキャスト製品の導入促進（令和４年～）

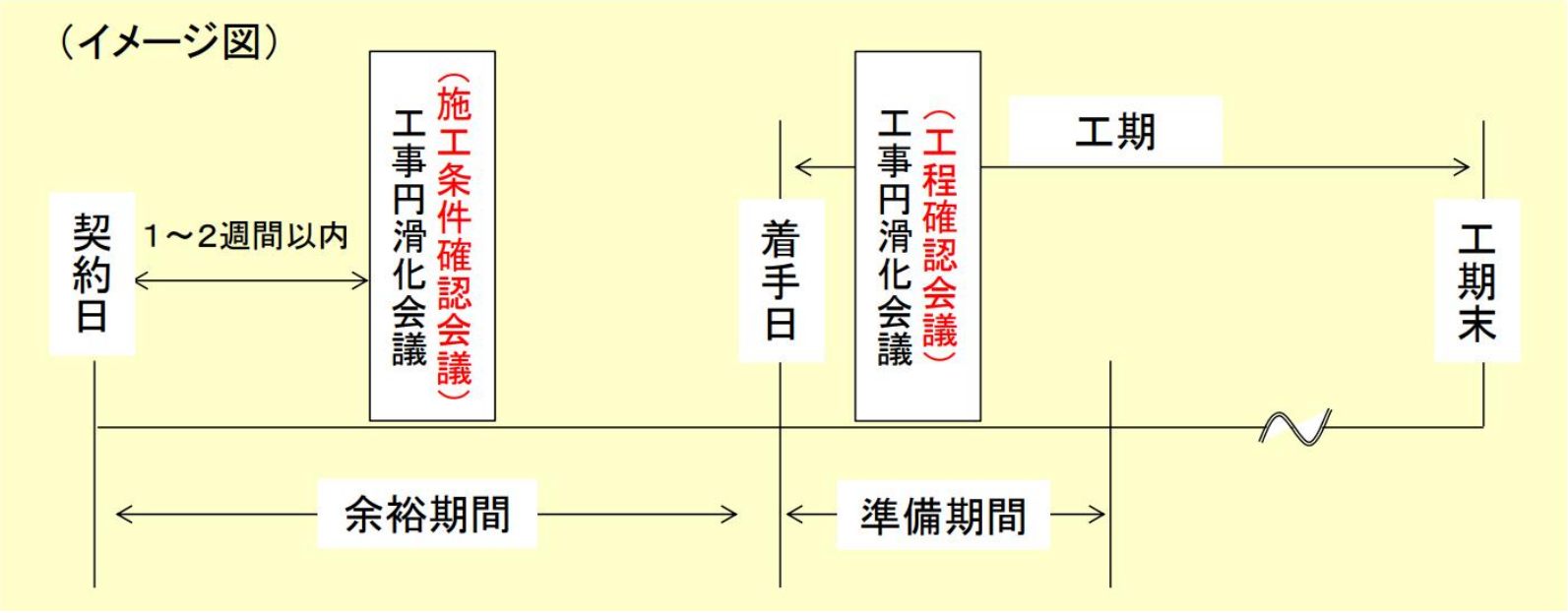
・ 国営土地改良事業等におけるコンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進のため、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化する。

⑤工事の施工効率向上対策（十分な余裕期間の設定等の試行）（令和５年～）

・ 建設業の働き方改革への対応、適切な後期設定に一層取り組んでいくため、十分な余裕期間を確保した上で早期発注を行い、工事契約後速やかに、「工事円滑化会議」を開催する取組を行う。

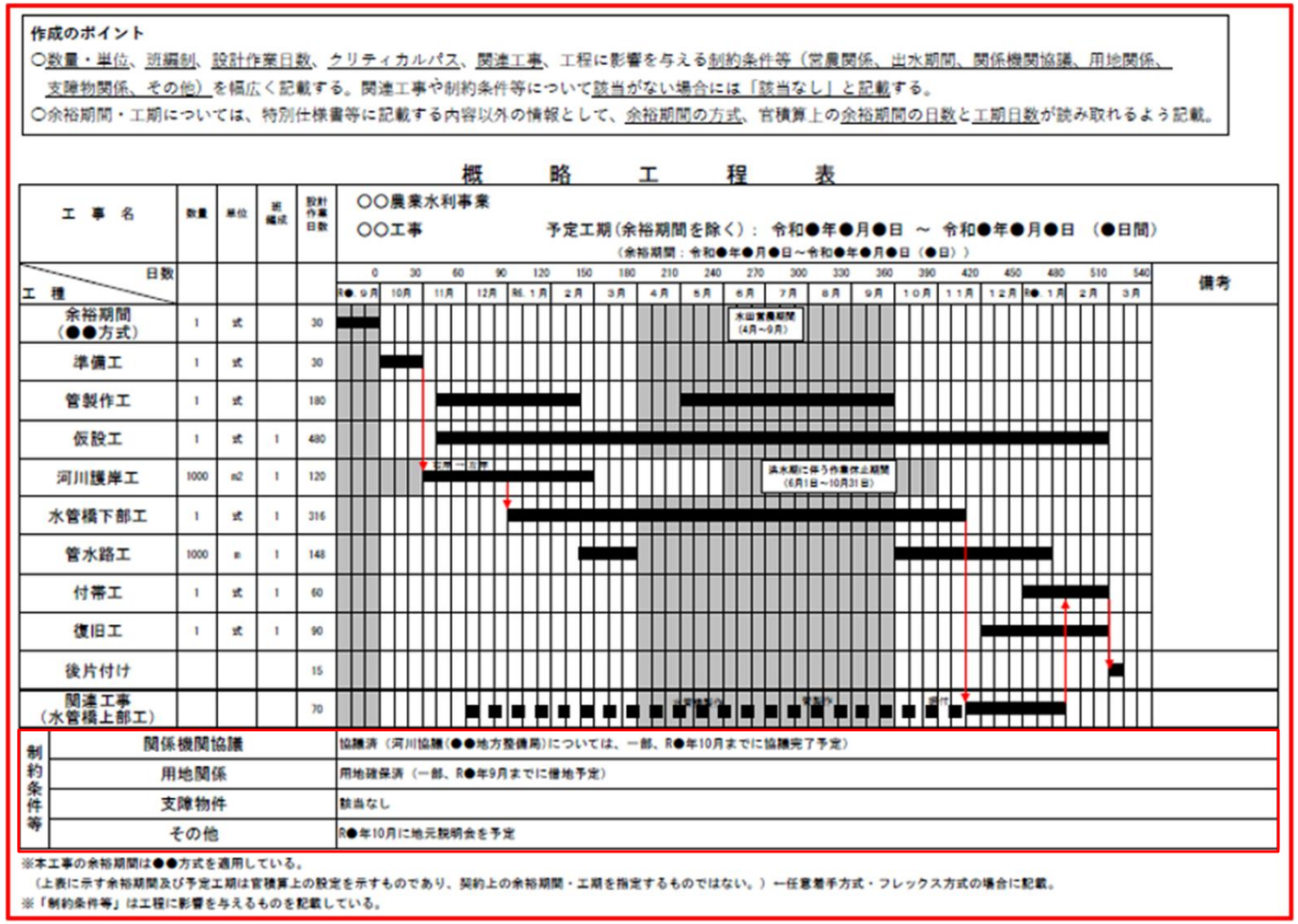
・ 予定価格３億円以上の工事は40日以上、1.2億円から３億円の工事は20日以上の余裕工期を原則確保するとともに、1.2億円以下の工事についても20日以上の余裕期間の確保に努める。

・ 工事契約後、速やかに（１～２週間以内）工事円滑化会議（施工条件確認会議）を開催し、クリティカルパスを示した発注者工程等を受注者に提示の上、現場着手前の工事円滑化会議（工程確認会議）において受注者の工事工程等を確認する。



⑥入札公告時「積算参考資料（工程表）」の参考配布について（令和5年～）

- 適切な工期設定に一層取り組んでいくため、令和5年4月以降の公告を行う工事において、入札公告時に「積算参考資料（工程表）」として概略工程表を参考配布。なお、数量・単位、班編成、設計作業日数、クリティカルパス、関連工事、制約条件等を幅広く記載することし、設計作業日数、クリティカルパスは必ず明示する。
- 令和7年度9月以降は、工事に影響を与える制約条件（営農関係、出水期間、関係機関協議、用地関係、支障物関係）についても幅広く明示する。



作成のポイント
○数量・単位、班編制、設計作業日数、クリティカルパス、関連工事、工程に影響を与える制約条件等（営農関係、出水期間、関係機関協議、用地関係、支障物関係、その他）を幅広く記載する。関連工事や制約条件等について該当がない場合には「該当なし」と記載する。
○余裕期間・工期については、特別仕様書等に記載する内容以外の情報として、余裕期間の方式、官積算上の余裕期間の日数と工期日数が読み取れるよう記載。

概　略　工　程　表

○○農業水利事業
○○工事　　予定工期（余裕期間を除く）：　令和●年●月●日　～　令和●年●月●日　（●日間）
（余裕期間：令和●年●月●日～令和●年●月●日（●日））

工事名	数量	単位	班編成	設計作業日数	備考
余裕期間（●●方式）	1	式		30	
準備工	1	式		30	
管製作工	1	式		180	
仮設工	1	式	1	480	
河川護岸工	1000	m2	1	120	
水管橋下部工	1	式	1	316	
管水路工	1000	m	1	148	
付帯工	1	式	1	60	
復旧工	1	式	1	90	
後片付け				15	
関連工事（水管橋上部工）				70	

制約条件等		
	関係機関協議	協議済（河川協議（●●地方整備局）については、一部、R●年10月までに協議完了予定）
	用地関係	用地確保済（一部、R●年9月までに借地予定）
	支障物件	該当なし
	その他	R●年10月に地元説明会を予定

※本工事の余裕期間は●●方式を適用している。
（上表に示す余裕期間及び予定工期は官積算上の設定を示すものであり、契約上の余裕期間・工期を指定するものではない。）一任意着手方式・フレックス方式の場合に記載。
※「制約条件等」は工程に影響を与えるものを記載している。

（２）週休２日制工事の実施

①工事における週休２日の取得に要する費用の計上（令和８年３月廃止））

○　農業農村整備事業等の直轄工事において週休２日の取組を推進するため、関係通知「工事における週休２日の取得に要する費用の計上に関する試行について」に基づき、週休２日の取組に応じて労務費等の各経費を補正。

○　令和７年度からは通期の補正を廃止し、週単位及び月単位の補正を行ってきた。

○　令和８年度以降は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休２日や交替制など、適切な方法により取り組む。（令和８年４月１日以降に公告する工事で費用計上を廃止）

■ 現場閉所による週休２日の補正係数

	R6年度	R7年度	
	4週8休以上	週単位の週休2日	月単位の週休2日
労務費	1．02	1．02	1．02
機械経費（賃料）	1．02	—	—
共通仮設費（率分）	1．02	1．05	1．04
現場管理費（率分）	1．05	1．06	1．05

■ 交替制による週休２日の補正係数

	R6年度	R7年度	
	4週8休以上	交替制による週単位の週休2日	交替制による月単位の週休2日
労務費	1．02	1．02	1．02
現場管理費（率分）	1．01	1．03	1．02

令和８年４月１日以降に公告する工事において、費用計上を廃止

②週休２日制の履行実績を工事の総合評価落札方式で評価する取組（R8.3改正）

○　建設業における働き方改革を引き続き推進すべく、週休２日（４週８休以上の現場閉所）を行った工事への履行実績取組証明書の発行及び工事の総合評価落札方式において証明書の通知を受けた企業を評価する取組を実施。

評価内容

通常の工事の総合評価落札方式の評価項目に、以下の項目を追加して評価

評価項目		評価基準	評価点
企業評価	週休２日制の履行実績 管内直轄／過去１年間	「週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書」の通知を受けた実績有り	１点

評価方法

・証明書の写しを必ず添付させるものとし、添付が無い場合は評価しない。
・評価の対象は、入札公告日の前年度に証明書の通知を受けたもの。
・共同企業体にあっては、構成員のいずれかが証明書の通知を受けていた場合に評価。

（1）農業農村整備における情報化施工技術の拡大に向けて

・　農業農村整備では、「情報化施工技術の活用ガイドライン」を策定・公表（平成29年3月）。

・　策定以降、建設業者へのアンケート等による現場ニーズや国土交通省におけるガイドライン等の策定動向を踏まえ、新たな対象工種の拡充や新技術による出来形管理技術を追加することで、ガイドラインの掲載内容の充実を図り、これまでに10工種・10技術を掲載。引き続き、現場実証・現場の要望等にあわせて改正を検討。

・令和8年4月、舗装工の適用技術に地上移動体搭載型レーザースキャナーによる出来形管理を追加。

情報化施工技術の活用ガイドラインの策定・改定状況

【農業農村整備事業】

種 適用技術　＼　対象工	土工	ほ場整備工	舗装工	水路工	暗渠排水工	ため池改修工	地盤改良工	法面保護工	小規模土工	付帯構造物工※
TS等光波方式による出来形管理	H29	H29	R3	R5	R5	R5		R6	R7	R4
MC/MG施工技術	H29	H29	R3		R5		R6		R7	
空中写真測量（無人航空機）による出来形管理	H30	H30				R5		R6	R7	
地上型レーザースキャナーによる出来形管理	H30	H30	R3	R5		R5		R6	R7	R4
無人航空機搭載型レーザースキャナーによる出来形管理	R4	R4				R5		R6	R7	
地上移動体搭載型レーザースキャナーによる出来形管理	R4	R4	R8			R5		R6	R7	
TS（ノンプリズム）による出来形管理	R4	R4		R5		R7		R6	R7	R5
施工履歴データによる出来形管理	R5	R4			R5		R6		R7	
RTK-GNSSによる出来形管理	R4	R4		R5	R5	R5		R6	R7	R5
モバイル端末による出来形管理	R5					R5			R7	

※付帯構造物工は、土工、ほ場整備工等の関連工工種として実施。

（2）農業農村整備プロセス全体で3次元データ活用

・ 農業農村整備における3次元データ活用プロセス（調査設計、施工、維持管理、営農等）の特徴として、営農段階において農家等の一般者による活用が期待されることであり、実用化によりスマート農業の実践にも繋がる。



（３）国営土地改良事業等におけるBIM/CIM活用ガイドラインの策定（R5.3～（R8.4改正））

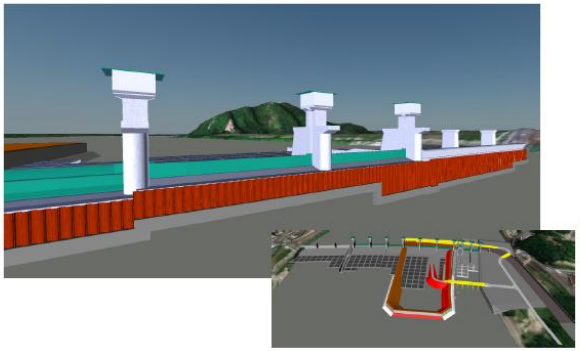
・　国営土地改良事業等における3次元データ活用によるプロセス全体の生産性の向上を図るため、令和５年３月以降、「国営土地改良事業等におけるBIM/CIM活用ガイドライン」（案）を策定。

・　BIM/CIM活用ガイドラインには、主にBIM/CIM活用業務・工事の実施における留意点や活用のポイント等を記載。

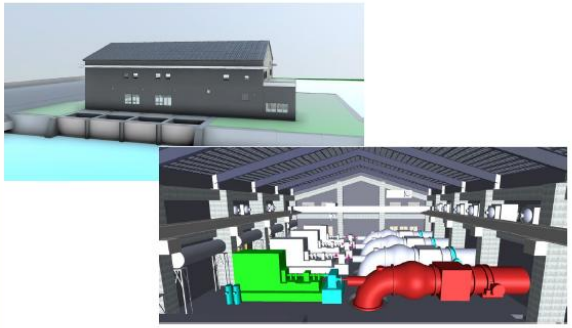
・　過年度に、共通編、土工編、ほ場整備工編、頭首工編、水路工編、ダム編、ため池編、ポンプ場編を策定しており、令和８年４月には、新たにBIM/CIMモデルを活用した数量算出の手引きを策定。

・　令和８年度以降は、現場実証等を踏まえた活用手法の検討及び課題抽出を行い、適宜ガイドラインへ反映。

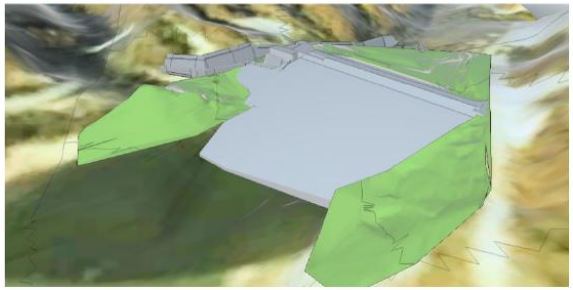
頭首工：「犬山頭首工」（岐阜県・愛知県）



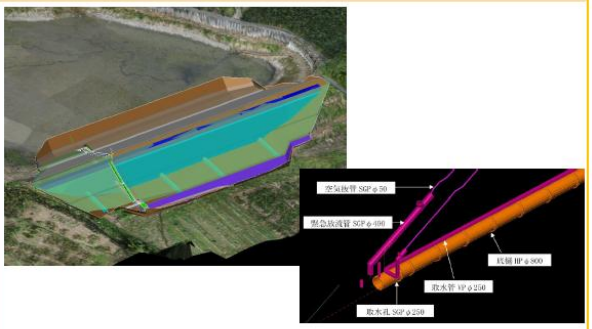
ポンプ場：「流藻川排水機場」（熊本県）



農業用ダム：「羽鳥ダム」（福島県）



ため池「大溜池」（和歌山県）



【BIM/CIMモデルを活用した数量算出の手引き概要】

「土構造物」（ほ場整備工）を対象としてBIM/CIMモデルを用いた工事数量算出を行う際の手順や留意事項等

（構成）

１．はじめに

本手引きの位置付け・目的、適用範囲、手引きの構成について解説。

２．土工の数量算出

BIM/CIM モデルによる数量算出の基本的な考え方を整理したうえで、ほ場整備工を対象として数量算出を目的としたモデル作成方法や具体的な手順等について解説。

３．参考文献

参考文献、参考となるソフトウェアのホームページへのリンク等を掲載。

4　週休2日の推進にかかる取組事例

1. 工事書類省力化の手引の活用（R7. 3改訂）

工事関係書類を省力化するための方法や削減可能な工事書類の紹介、資料作成者の役割分担を明確化し、受発注者双方の働き方改革の推進を図る。





手引きはホームページに掲載。施工前の会議において、受発注者双方の共通認識を図っている。

工事検査

書類を限定した工事検査の実施。

・完成検査、既済部分検査、中間技術検査において、資料検査を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の削減により効率化を図る。
・検査職員は、工事検査時に9書類に限定して資料検査を実施する。
・9書類以外の追加書類を求める場合は、事前に受注者に通知する。

【対象工事】
土木工事共通仕様書及び施設機械工事共通仕様書に基づき実施している全ての工事。

※以下の工事については対象外
・「低入札価格調査対象工事」
・施工中、監督職員により文書等により改善指示を発出された工事

【必要書類】
検査職員は、工事検査時に下記の9種類に限定して資料検査を実施。
①施工計画書、②施工体制台帳（下請けとの関係及び下請引取検査書類含む）、③打合簿（協議）、④打合簿（承諾）、⑤打合簿（提出）、⑥出来形管理図表、⑦品質管理図表⑧工事材料品質証明書、⑨工事写真

材料確認

材料確認は、設計図書において指定された材料のみでよい。

・材料確認は、設計図書（共通仕様書、特別仕様書）で指定された材料のみ実施。
・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態を監督職員が確認する場合において見本又は品質証明資料等の提出は省略。

休日・夜間作業

電子メール等による監督職員への事前連絡でよい。（※口頭のみの連絡は不可）。

・「作業日及び作業時間」「作業理由」「作業場所」「作業内容」が把握できる　週間工程表等の資料を事前に電子メールの送付等により受発注者双方が把握していれば、改めて休日夜間の連絡は不要。

供用中の道路における工事については休日等作業届をメール等で提出。

2. 週休2日制の履行実績を工事の総合評価落札方式で評価する取組（R8. 3改正）

建設業における働き方改革を引き続き推進すべく、週休２日（４週８休以上の現場閉所）を行った工事への履行実績取組証明書の発行及び工事の総合評価落札方式において証明書の通知を受けた企業を評価する取組を実施。

対象工事・評価内容

標準B、簡易Ⅰ型又は簡易Ⅱ型を適用する工事。
週休2日制の履行実績、管内直轄／過去1年間。

・評価の対象は、入札公告日の前年度に証明書の通知を受けたもの。
・共同企業体にあっては、構成員のいずれかが証明書の通知を受けていた場合に評価。

5　建設業の魅力発信に関する取組事例

1. 現場環境改善費を活用した広報活動（R8. 3改正）

農業農村整備事業の工事は、農家調整などの対応が多く効率的ではないことから、地域対策として農家調整や周辺住民の生活環境への配慮に要する費用の他、一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行う等の現場環境改善に要する費用を現場環境改善費として導入。

現場における広報の例（PR看板の設置）



工事現場の看板とは別に、地域住民等に工事の目的や完成図などをわかり易く掲示した、事業のPR看板を設置。

【愛知県春日井市】

2. 現場研修会への協力（現場の提供）

東海農業土木事業協会※が平成27年度から実施している、農業土木系学生を対象とした現地研修会への現場提供及び説明。

※岐阜、愛知、三重県内の建設業者ほか57社からなる協会。

現地研修会の内容

産・官・学の協働による農業土木系学生の育成

・昨今、農業土木を専攻する大学生が減少傾向にあり、公務員、建設コンサルタント、建設会社等関係企業への就職希望者が減少していると思慮。
・意欲ある新規採用者を確保することを目的に、農業土木に興味と関心を持つ学生を対象に開催。
・令和7年度は、管内の2大学の学生を対象にそれぞれ開催。（参加者58人）
・東海農政局としても、国営事業地区における見学場所の提供や事業効果の説明など積極的に協力。
・農業土木に限らず農村振興に関する分野など幅広い見学機会の提供や、学生が親近感を持ちやすい若手技術者を説明者に加えるなど、若者同士の積極的な交流が行われるよう配慮。



現地研修会の様子

環境配慮対策として改修・新設した頭首工の魚道について見学。

【岐阜県　揖斐郡】

岐阜県部会の取組状況について

1．岐阜県及び市町村の取組

2．岐阜県部会の取組

令和8年10月

１．岐阜県及び市町村の取組

1. 岐阜県・市町村の取組（平準化・週休2日）

		令和７年度の取組	課題	令和８年度目標達成の為の 令和８年度の取組予定
工事	地域平準化率 （施工時期の平準化）	**県の取組** ・ゼロ県債、債務負担行為の活用、速やかな繰越を実施 ・「フレックス工期による契約方式」の本格導入 ・各自治体を対象としたハンズオン支援により令和５年度に策定した入札制度改善ロードマップのフォローアップの実施	―	・ゼロ県債、債務負担行為の活用、速やかな繰越を実施 ・各自治体を対象としたハンズオン支援による入札制度改善に向けた勉強会を開催 ・各自治体が策定したロードマップのフォローアップの実施
		市町村の取組 ・令和11年度目標に達している自治体はボトムアップ２自治体（目標0.80）、ピークカット20自治体（目標1.07） ・「さしすせそ」の実施に積極的に限り取組んでいるが、地元調整等により予定通りに発注出来ない案件や、短期間で完了する案件もあり、平準化率の達成に至っていない自治体がある。 ・令和５年度に策定した入札制度改善ロードマップの実行	・交付金事業の債務負担行為工事は次年度の予算の確約がないため、実施には慎重に対応している。 ・国や県からの補助事業については、補助決定後の公告となるため、早期発注が難しい場合がある。 ・技術者不足、かつ、年度末・当初に事務が集中することから設計が間に合わない。 ・CORINS登録対象外（500万円未満）の工事が多いため実績値に表れていない。	・早期発注に向けた体制の整備、技術職員の確保。 ・関係各課へ平準化（早期発注）の周知。 ・工事発注スケジュール等の見直しを図り、平準化に向けた取組みを推進。 ・他自治体の取組状況を関係各課へ共有 ・令和５年度に策定した入札制度改善ロードマップの実行
	週休２日対象工事の実施状況 （適正な工期設定）	**県の取組** ・原則全ての工事を、発注者指定型「完全週休２日」で実施。 ・各自治体が策定したロードマップのフォローアップの実施	―	・原則全ての工事を、発注者指定型「完全週休2日（土日）」の現場閉所で実施。
		市町村の取組 ・令和7年度目標に達している自治体は11自治体（目標1.00） ・取組を進めている自治体もあれば、検討中の自治体もある。 ・令和５年度に策定した入札制度改善ロードマップの実行	・自治体職員の週休２日への取り組み（令和６年４月からの建設業にも罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されること）に対し発注者としての責務の理解が不足 ・経費上乗せによる費用負担の増。 ・週休２日工事に関する要領の策定	・週休２日への取り組みに対する認識の改善。 ・経費計上改定の周知。 ・令和５年度に策定した入札制度改善ロードマップの実行 ・完全週休２日（土日）工事に関する要領の策定・公表
業務	地域平準化率 （履行期限の分散）	**県の取組** ・早期発注のほか、適宜適切に繰越を行った。	―	・引き続き、早期発注及び適宜適切な繰越を行う。
		市町村の取組 ・令和11年度目標に達している自治体は７自治体（目標0.40） ・取組を進めている自治体、検討中の自治体、ばらつきがある。	・災害発生等による発注時期の遅れや既契約案件の遅れ等により１～３月期が納期となることがある。 ・通年業務の委託もあり平準化率の改善につながっていないと考える自治体がある。	・関係各課との連携等による発注スケジュール等の見直しを図るとともに、平準化に向けた取組みを推進。 ・他自治体の取組状況を関係各課へ共有 ・債務負担行為の積極的活用、すみやかな繰越手続きの実施等

入札制度改善に向けたハンズオン支援の活用（勉強会の開催）

入札契約改善に向けたハンズオン支援の取組

国土交通省

※国土交通省HPより

○国土交通省が支援事業者と共に、地方公共団体における入札契約改善の取組を支援。

○管内市町村が参加し、勉強会等を通じて、各団体で個別に抱える入札契約に関する課題等を確認した上で、各団体に応じた支援を実施。

支援の概要

支援の枠組み

地方公共団体
（都道府県、管内市町村）

・勉強会の参加
・随時、相談

・勉強会等の実施
・相談に対する助言、情報提供

国土交通省
（業務委託契約）
支援事業者

都道府県の担う主な役割

●管内市町村の取りまとめ、国土交通省との連絡窓口
・管内市町村との各種連絡調整
・都道府県の制度要綱・様式等の提供　等

管内市町村の主な対応

●入札契約改善の取組
・勉強会の参加
・改善ロードマップの作成　等

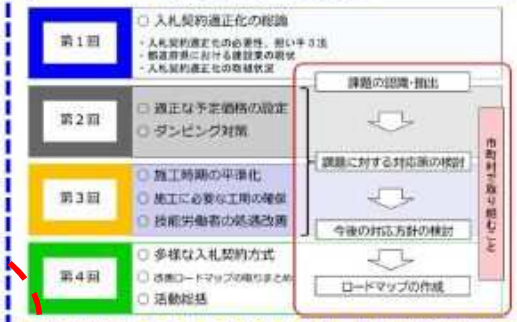
国土交通省の担う主な役割

●全体のマネジメント

支援事業者の担う主な役割

●入札契約改善の取組支援
・勉強会の資料作成補助
・市町村からの相談に対する助言・資料作成補助　等

勉強会の開催



入札契約改善に向けた重点取組

①	総合評価落札方式の活用	⑧	週休２日工事の実施
②	低入札価格調査制度（算定式）	⑨	施工時期の平準化の取組
③	低入札価格調査制度（公表時期）	⑩	設計変更ガイドラインの策定
④	最低制限価格制度（算定式）	⑪	スライド条項の適用基準の策定
⑤	最低制限価格制度（公表時期）	⑫	下請からの社会保険等未加入業者の排除
⑥	法定福利費の適切な計上	⑬	第三者機関等の設置
⑦	予定価格の公表時期	⑭	義務付け事項の実施

支援による成果イメージ



入札制度改善に向けたハンズオン支援の活用（勉強会の開催）

入札契約改善に向けた岐阜県の取組（市町村平均）

国土交通省

※国土交通省HPより

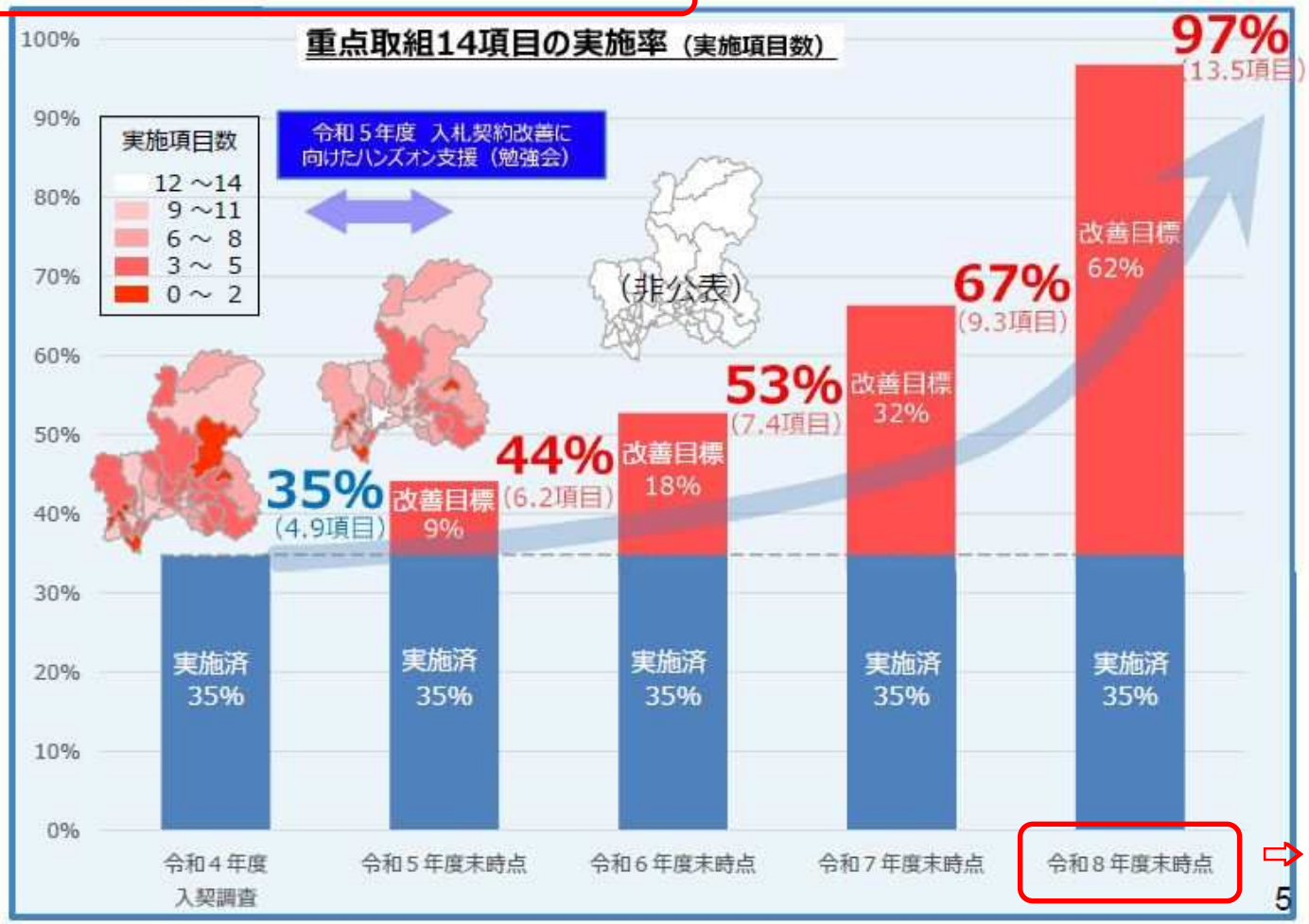
重点取組14項目について、

○令和４年度入契調査では、実施率の市町村平均が約３割強

○令和８年度末時点では、市町村平均で９割以上の実施率を目指す

入札契約改善に向けた重点取組14項目

① 総合評価落札方式の活用
② 低入札価格調査制度（算定式）
③ 低入札価格調査制度（公表時期）
④ 最低制限価格制度（算定式）
⑤ 最低制限価格制度（公表時期）
⑥ 法定福利費の適切な計上
⑦ 予定価格の公表時期
⑧ 週休２日工事の実施
⑨ 施工時期の平準化の取組
⑩ 設計変更ガイドラインの策定
⑪ スライド条項の運用基準の策定
⑫ 下請からの社会保険等未加入業者の排除
⑬ 第三者機関等の設置
⑭ 義務付け事項の実施



⇨ 最終年度

入札制度改善に向けたハンズオン支援の活用（勉強会の開催）

今後の取組に向けて（フォローアップ）

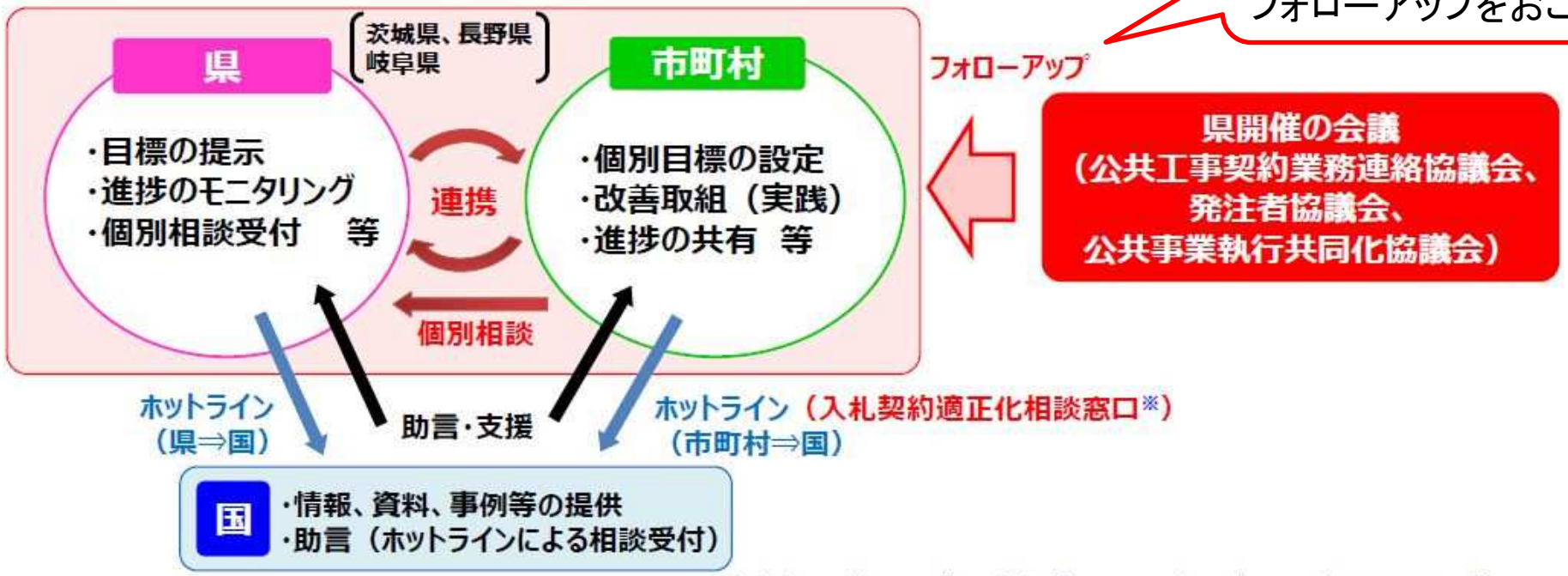
国土交通省

※国土交通省HPより

○市町村での各年度の実行計画（ロードマップ）による改善に向けた実践を行い、各県との連携や国への相談窓口の活用を図り、**目標達成に向けた継続した取組が必要。**

○また、市町村全体の改善状況の可視化・共有を行うことにより、県開催の会議を通じたフォローアップを図り、県内市町村全体の入札契約改善に繋がることを期待。

最終年次である令和8年度の目標達成が図られるよう、フォローアップをおこなう



（※）https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001486415.pdf

6

岐阜県の取組（１／６）

岐阜県

概　要

- 建設業は、地域の社会資本の整備・維持管理の担い手であるとともに、災害時の応急復旧や冬期の除雪作業など、地域の安全・安心の守り手であるが、29歳以下の若年層の入職数の低下に加え、今後の就労者の高齢化による大量の離職が見込まれることから、将来の深刻な担い手不足が懸念されている。
- 令和８年度は、ＩＣＴの活用を促進するため、引き続き、ICTを活用したモデル工事を行うほか、リーディング認定企業制度においてWebプロモーションなどを行い、若い世代の入職を促進するなど、人材確保事業の取組みを拡充していく。

項　目	取　り　組　み				
①適正な利潤の確保	○適正な予定価格の設定 ・実態に即した労務及び資材単価の設定	○ダンピング受注対策 ・低入札価格調査制度 ・最低制限価格制度 **○労務費ダンピング調査**	○適切な設計変更 ・設計変更ガイドライン ・工事の一時中止にかかるガイドライン	○建設職人基本法 岐阜県計画の推進	**市町村への取り組み展開**
②生産性向上 **③労働環境改善**	**○ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度** ・制度及び認定企業の各種PR ・SNSを活用した認定企業取組み紹介 ・ブラッシュアップセミナー、認定促進セミナー ○総合評価落札方式での評価 ・建設工事 人材育成の取組を加点項目とした試行を継続 ・建設関連業務 人材育成の取組を加点項目とした試行を継続	○ＩＣＴを活用したモデル工事（H29～） ○情報機器を活用した遠隔臨場確認 ・電波不感地帯で使用可能な通信機器等の導入 ○工事書類の簡素化・効率化 ○設計業務の品質向上	○施工時期の平準化 ・ゼロ県債等を活用した発注時期の平準化 ・フレックス工期契約制度の活用 ○社会保険未加入対策 ・建設業許可・更新における適切な社会保険加入の要件化 ○法定福利費の適切な支払い **○完全週休2日制(土日)**工事(H29～) ○建設現場環境改善モデル工事（H29～） ○建設ｷｬﾘｱｱｯﾌﾟｼｽﾃﾑ活用ﾓﾃﾞﾙ工事（R3～）	○建設職人基本法 岐阜県計画の推進 【再掲】 ○ウィークリースタンス	
④人材育成	**○ぎふ建設人材育成・確保連携協議会** ・人材育成・確保に関する取組みの基本方針決定 ・建設関連企業と学生の交流サロン、ICT体験学習 ・研修参加負担金支援 ・安全教育講習会負担金支援 ・高校生等を対象とした建設産業出前授業 ・建設業における女性の就業に関する意見交換会 ・女性の就業推進事業 **・イベント等でのVR重機体験**	**○建設ICT人材育成センターの管理・運営、スキルアップ支援** ・ICTによる生産性向上研修 ・ドローン操作研修 ・技術力・経営力向上研修 ・新人育成に関する研修　等 ○建設業関連団体（センター含む）の魅力発信 ・人材育成ｾﾝﾀｰHPでの情報発信 ・工事現場見学会（工業高校、教諭、女性、小中学生の親子） ・意見交換会（工業高校教諭と建設業者、女性技術者等） ・工業高校ＯＢによる就職サポート ・小学生向け魅力PR事業	○若手及び女性技術者の登用・育成を支援するモデル工事 ○技術者及び企業の表彰 ・優秀建設現場従事者表彰 ・優良工事施工者表彰 ○外国人材の受入れ支援 ・セミナー・交流会の開催、相談窓口 ○保護者や小中学生等を対象とした魅力発信、人材育成・確保支援 **・月刊無料冊子への特集記事掲載** **・かっこいい建設業の動画作成** ・中学生向け出前授業 ・転職希望者等を対象とした業界セミナー ・高校生等の資格取得支援 **・若手人材離職防止事業** ○「働いてもらい方改革」企業展の開催		
⑤魅力発信					

岐阜県の取組（２／６）

岐阜県

１．債務負担行為の活用

年度当初時期の工事量の減少を緩和するため、平成29年度からゼロ県債を9月補正予算で設定している。
なお、工事発注のほか調査設計業務についても対象としている。

令和７年度	単独事業	交付金、補助事業
ゼロ県債設定額	１０億円（１０億円）	２０億円（２０億円）

※(　)内は令和6年度実績

２．柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

平成26年度から任意着手方式として受注者が最大90日間で工事開始日を選択することができる 「フレックス工期による契約方式」を一部の工事で試行し、令和3年度から本格導入を行っている。
令和3年2月15日から、発注者指定方式の適用を開始。

３．速やかな繰越手続

当該年度で完成しないことが明らかな工事については、平準化の観点からも速やかに対応するため、平成27年度から繰越明許費の設定時期を12月補正予算時点から9月補正予算時点に繰り上げて行っている。

議会提出		件数
令和7年度	9月議会	３０　（８４）
	12月議会	４９０　（３９５）
	3月議会	１，３２８（１，３８０）
	合計	１，８４８（１，８５９）

※(　) 内は令和7年度実績

岐阜県の取組（３／６）

岐阜県

完全週休2日制（土日）工事　（旧：週休2日制モデル工事）について

対象工事

・平成29年度～
　県土整備部の発注工事
・令和2年度～
　都市建築部（公共建築課を除く）、農政部、林政部の発注工事
・令和5年度～
　都市建築部の発注工事
　現場閉所が困難な工事は「交替制」で実施（8月～）

実施状況・入札結果

R01	：	発注者指定型	73件	受注者申入れ	60件	合計　133件
R02	：	発注者指定型	154件	受注者申入れ	127件	合計　281件
R03	：	発注者指定型	336件	受注者申入れ	245件	合計　581件
R04	：	発注者指定型	653件	受注者申入れ	119件	合計　772件
R05	：	発注者指定型	912件	受注者申入れ	24件	合計　936件
R06	：	発注者指定型	861件	受注者申入れ	0件	合計　861件
R07	：	発注者指定型	757件	受注者申入れ	0件	合計　757件

令和8年度の対応

　発注者指定型として「完全週休2日（土日）」を原則として、工事発注を行っている。「現場閉所」が困難な工事は「交替制」を適用している。
　なお、発注者指定型以外の工事において、契約後に受注者からの申入れがあった場合、受発注者の協議により実施することができる。

岐阜県の取組（４／６）

岐阜県

建設現場環境改善モデル工事について

対象工事

・平成29年度～　県土整備部の発注工事
・令和2年度～　都市建築部（公共建築課を除く）の発注工事
・令和4年度～　農政部、林政部の発注工事（受注者申入れのみ）
・令和6年度　都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）の発注工事

実施状況・入札結果

H30	：	発注者指定型	94件	受注者申入れ	3件	合計　97件
R01	：	発注者指定型	202件	受注者申入れ	19件	合計　221件
R02	：	発注者指定型	222件	受注者申入れ	14件	合計　236件
R03	：	発注者指定型	328件	受注者申入れ	74件	合計　402件
R04	：	発注者指定型	737件	受注者申入れ	26件	合計　763件
R05	：	発注者指定型	767件	受注者申入れ	6件	合計　773件
R06	：	発注者指定型	768件	受注者申入れ	4件	合計　772件
R07	：	発注者指定型	806件	受注者申入れ	4件	合計　810件

令和8年度の対応

・発注者指定型で各土木事務所の予定価格5，000万円以上の工事は「快適トイレ」、「快適休憩所」、「標準的な現場環境改善」の全項目、5，000万円未満の工事は快適トイレに取り組む。
・発注者指定型以外の工事であっても、初回打合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

岐阜県の取組（５／６）

岐阜県

ICTを活用したモデル工事について

対象工事

・平成29年度～　　・令和2年度～
　県土整備部の発注工事　　都市建築部の発注工事（農政部、林政部は独自に運用）
・ICTを活用できる工種の拡大
　H29：土工1,000㎥以上　、　H30：路盤2,000㎡以上　、　R01：河川浚渫工
　R02：法面工（植生工・吹付工）、付帯構造物設置工、床掘工、地盤改良工（浅層・中層）
　R03：舗装修繕工（切削工）、法面工（吹付法枠工）、地盤改良工（深層）
　R04：土工（小規模施工）、構造物工（橋台・橋脚）、　R05：基礎工、擁壁工
　R06：構造物工（橋梁上部工）、暗渠工
　R07：地盤改良工（ペーパードレーン工・サンドコンパクションパイル工）コンクリート堰堤工、　R08：ICT（導入型）

実施状況・入札結果

H30	：	発注者指定型	9件	受注者希望型	18件	その他	5件	合計	32件
R01	：	発注者指定型	11件	受注者希望型	15件	その他	6件	合計	32件
R02	：	発注者指定型	26件	受注者希望型	13件	その他	7件	合計	46件
R03	：	発注者指定型	44件	受注者希望型	4件	その他	23件	合計	71件
R04	：	発注者指定型	51件	受注者希望型	10件	その他	23件	合計	84件
R05	：	発注者指定型	98件	受注者希望型	8件	その他	13件	合計	119件
R06	：	発注者指定型	96件	受注者希望型	29件	その他	8件	合計	107件
R07	：	発注者指定型	69件	受注者希望型	9件	その他	2件	合計	80件

令和8年度の対応

1,000㎥以上の土工を含むものについては「発注者指定型」とし、1,000㎥未満の土工、2,000㎥以上の舗装工（路盤工、修繕工）及び1,000㎥以上の地盤改良工を含むものについては、「施工者希望型」として発注している。受注者からの申入れがあった場合も、「申し入れ型」として協議によりモデル工事として適用している。

さらに、小規模土工における現場の省力化を図るため、ICT（導入型）を追加し、それに伴う工事成績評定の加点を内容の追加を行った。

岐阜県の取組（６／６）

岐阜県

建設キャリアアップシステム活用モデル工事について

対象工事

・令和3年度～
　県土整備部の発注工事
・令和4年度～
　都市建築部の発注工事
・条件、基準
　事業者登録　　：　元請のみ。下請の登録は求めない。
　技能者登録　　：　1名以上
　管理者ID登録　：　当該現場の登録
　ｶｰﾄﾞﾘｰﾀﾞ設置　：　実働日数30日以上のICカード読取

実施状況・入札結果

R04　：　発注者指定型　　30件　受注者申入れ　3件
R05　：　発注者指定型　116件　受注者申入れ　7件
R06　：　発注者指定型　183件　受注者申入れ10件
R07　：　発注者指定型　172件　受注者申入れ12件

令和8年度の対応

・発注者指定型で各土木事務所Aランク工事の10割を実施予定
・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合わせ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（１／９）

岐阜県

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

産学官が一体となって入職者の増加及び若者の定着等を目指す

産	学	官
（企業、団体等）	（大学、高専、高校）	（岐阜県等）

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

【設置目的】県内の建設人材を育成・確保するための対策について、その取り組み方針を決定

【基本方針】取り組み方針に沿った事業を推進

【設 立 日】平成30年6月13日

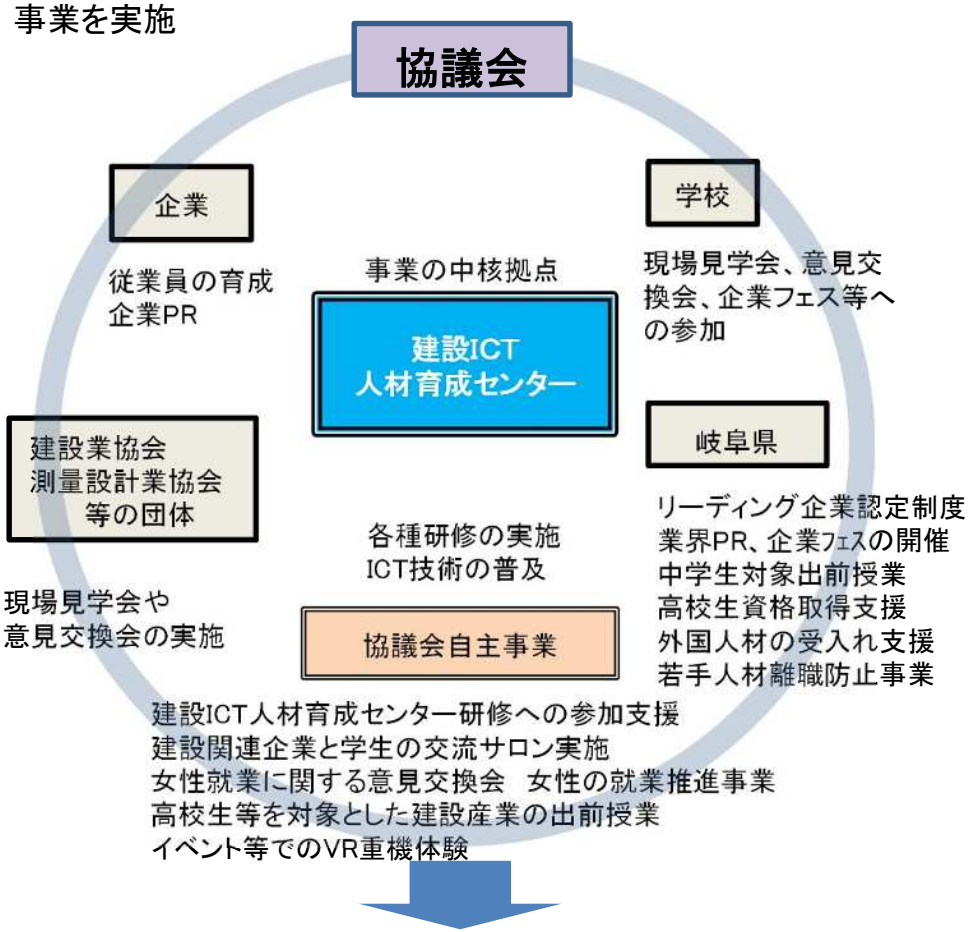
【会 員 数】237社
（令和8年9月15日現在）



会　長　：　　企業代表
構成員【産】企業建設関連団体
（県建設業協会・県測量設計業協会等）、
（公財)岐阜県建設研究センター
【学】岐阜大学、岐阜高専、
県高等学校教育研究会(工業部会建設系分科会)
【官】県、国(オブザーバー)等

取り組み方針に基づき効率的かつ効果的に事業を展開

◎協議会に参画する各団体が連携・協働し、研修や魅力発信事業を実施



将来の建設業を担う若者・女性・学生

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（２／９）

岐阜県

建設ICT人材育成センター

平成30年4月に、建設業の人材育成・確保施策の推進拠点として、岐阜県建設研究センター内に設置。
建設現場における生産性向上のための研修や、建設業の魅力発信に関する事業等を行っている。

○新規入職者の確保・定着と建設業の担い手育成に関する取組み

	R7実施回数	R7受講者数	R8予定回数
建設業初任者研修	2回	57人	2回
OJT研修	1回	29人	1回
ICT土工一括研修	1回	20人	1回
ドローン操作研修	3回	64人	2回
建設ICT　PC研修	2回	47人	2回
建設ICT普及研修	1回	75人	1回
建設ICT技術研修	8回	199人	8回
建設ICTマネジメント研修	5回	43人	5回
技術力向上セミナー	6回	203人	4回
技術者基礎能力向上研修	6回	141人	5回
経営力向上セミナー	8回	130人	5回
合　計	43回	1008人	36回

○建設業界のイメージアップに関する取組み

	R7実施回数	R7受講者数	R8予定回数
建設業担い手確保事業等のPR	随時	―	随時
中学生を対象とした建設ICT体験学習	15回	1202人	10回
小・中学生の親子土木見学ツアー	1回	33人	1回
合　計	16回	1235人	11回

＜受講者の感想＞

○受講時、質問がしやすかったです。
何度もドローン操作ができて良かった。
（ドローン操作研修）

○実際に体験しながら学べる事で理解が深まりやすい。
（建設ICT技術研修）

○人材育成と定着について参考になる事が本当に多かった。
（経営力向上セミナー）

○事故が何故起きるのか、どう対処すればいいのかを具体的に知れたので良かった。
（技術力向上セミナー）

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（３／９）

岐阜県

建設関連企業と学生の交流サロン

建設関連企業の技術者と学生の交流を通して、学生が抱える建設業界への不安や疑問を拾い上げるとともに、それらを解消し、さらに建設関連業の魅力を伝えることで、建設業界への就職促進や就職後のミスマッチの防止を図る。

○令和8年度予定

開催時期：９月～２月
開催回数：１２回
対 象 者 ：高校１～２年生
実施概要：①建設産業の概要説明
②グループワーク（建設業の良いイメージ、悪いイメージを書き出す）
③意見交換（生徒と企業担当者）
④グループワーク（意見交換後に感じているイメージを書き出す）
⑤グループ発表
⑥総括

○令和7年度実績

開催時期：９月～２月
開催回数：１２回（１１校／大垣工業高校、可児工業高校、中津川工業高校、岐阜総合学園高校、高山工業高校、岐南工業高校、飛騨高山高校、関商工高校、岐阜農林高校、恵那農業高校、岐阜工業高校）

【生徒の感想】
・給料や職場環境など実際働いてる人に聞くことはなかったので気になっていたことについて詳しく聞けてよかった。
・企業によって働き方についての考え方が違うと思っていたけど、どの企業も社員の方が働きやすいようになっていること言うことが特に印象に残った。

【企業の感想】
・学生と直接交流する機会も少なく、今回の交流サロンを通して話し事ができて良かった。
・高校生が持っている建設業のイメージを聞くことで、社内で出来る改善方法の模索ができる他、高校生が持つマイナスイメージの払拭をすることができる良い機会だと感じました。

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（４／９）

岐阜県

ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度

人材の確保、育成や職場環境の改善等に積極的に取り組む建設業者等を「岐阜県建設人材育成企業」として登録するとともに、実際の取り組みが特に優秀な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定し、幅広く広報することで建設業者及び建設関連業者の取り組みを支援し、建設業への人材の入職、育成及び定着を図る。

○「岐阜県建設人材育成企業」の登録条件

下記の3つの項目について、会社をあげて積極的に取り組むことを宣言した企業を「岐阜県建設人材育成企業」として登録。

①労働環境の整備、処遇の改善
②将来の建設産業を担う人材の確保・育成
③魅力ある建設現場等の環境づくり

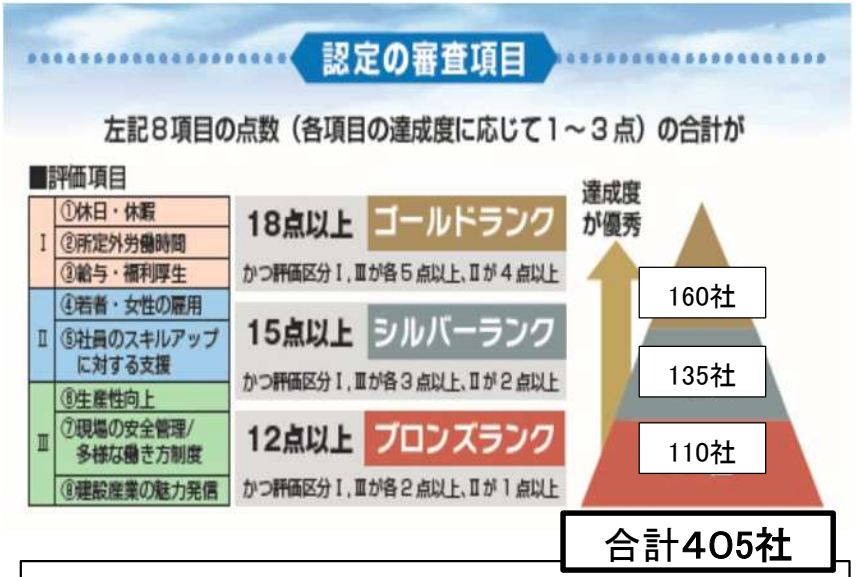
○「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定条件

認定評価項目の達成状況に応じて、下記の3つのランクに分けて認定。

①ゴールドランク　：評価項目についての達成状況が非常に優秀な企業
②シルバーランク　：評価項目についての達成状況が優秀な企業
③ブロンズランク　：評価項目についての達成状況が優良な企業

○認定のメリット～企業のイメージ向上～

- ○ 認定企業専用ウェブサイトでの認定企業紹介
- ○ ハローワークの求人票に認定企業である旨紹介
- ○ 認定企業集を作成しハローワーク、高校や市役所等に配布
- ○ ポスター・チラシでの認定制度紹介
- ○ のぼり、ピンバッジやロゴの使用



○各種セミナーの開催

①ブラッシュアップセミナー
既に認定を受けている企業の取組意識の向上を図るセミナー
（ランクアップセミナー）

②認定促進セミナー
まだ認定を受けていない企業に対し、リーディング企業認定取得に向けた、労働環境整備等に関するセミナー

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（５／９）

岐阜県

建設業の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

平成29年度に開始した「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」の充実を図るとともに、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「人材育成型総合評価落札方式」の試行を平成30年度から開始、令和8年度も継続する。

○人材育成の取組

評価内容	評価基準	評価点（技術提案、簡易型1，2）	評価点（地域型）
ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定	2．0	1．0
	シルバー認定	1．5	0．75
	ブロンズ認定	1．0	0．5
	上記以外	0．0	0．0

○県内企業の活用率

評価内容	評価基準	評価点
県内企業の活用状況	県内企業活用金額率　90%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	1．5
	県内企業活用金額率　90%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	1．0
	県内企業活用金額率　50%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	0．75
	県内企業活用金額率　50%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	0．5
	県内企業活用金額率　50%未満	0．0

令和8年度も積極的に実施予定

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（６／９）

岐阜県

人材育成(企業能力評価)型総合評価落札方式モデル工事の試行

〇次世代を担う若手技術者が実績を積む機会の拡大目的とし、令和４年２月１日から試行開始

〇「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定や「岐阜県建設人材育成企業」の活用を評価

■人材育成型との違い

	人材育成型	人材育成（企業能力評価）型
一般競争入　参加資格要件	配置技術者の施工実績	項目削除
総合評価落札方式の加点項目 （簡易型①の場合のみ）	配置技術者能力	項目削除

■試行対象

《考え方》

工事難易度が高くなく、配置技術者の施工実績の評価を付加しないことが適当であると認められる工事

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（７／９）

岐阜県

建設関連業務の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」では、令和元年度よりコンサルタント会社等も認定対象となったことから、この制度の充実を図るとともに、建設関連業務における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、令和2年度から「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「地域型（人材育成型）総合評価落札方式」試行を令和8年度も継続する。

評価項目	評価内容	評価基準	技術評価点
人材育成の取組み	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり	４．０
		シルバー認定あり	３．０
		ブロンズ認定あり	２．０
		登録あり	１．０
		登録・認定なし	０．０

地域型（人材育成型）

- 技術提案を求めず、地域に根差し人材育成に取り組んでいる企業を評価する。
- 県土整備部予算の事業であって、予定価格が１００万円以上の業務を対象とする。

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（８／９）

岐阜県

働いてもらい方改革企業展「岐阜WORKフェス」

県が開催する企業及び学生が集う県内最大規模の合同企業展において、県内建設業者の魅力を発信する機会を創出する。

○令和8年度予定

インターンシップ編　令和8年6月13日～14日（2日間）　岐阜市文化センター　179社出展
（うち建設関連34社）

開催時期　：高校生の日　令和8年12月（3日間）
一般開催日　令和9年2月（2日間）
出展数　　：未定
主な対象　：県内外の大学生、第2新卒、既卒、高校生、保護者など
主催　　：岐阜県、産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会

○令和7年度実績

【インターンシップ・オープンカンパニーの日（開催場所：じゅうろくプラザ）】
開催日　　：令和7年6月8日～9日（2日間）
参加者数　：282人
出展数　　：170社（うち建設関連企業は35社）
【高校生の日（開催場所：岐阜市文化センター、セラミックパークMINO）】
開催期間　：令和7年12月16日～18日（3日間）
参加者数　：2，473人
出展数　　：302社（うち建設関連企業は84社）
【新卒・転職の日（開催場所：岐阜市文化センター）】
開催期間　：令和8年2月25日～26日（2日間）
参加者数　：410人
出展数　　：279社（うち建設関連企業は45社）

岐阜県　担い手の育成・確保のための取組（９／９）

岐阜県

将来的な建設業の担い手確保を図るため、出前授業等により、建設業の役割、建設業で活躍する若者や女性の声、ICT等の最先端の技術等を紹介し、子供や学生に対して建設業のイメージアップを図る。

○令和８年度予定

①【新規】月刊無料冊子への特集記事の掲載
　GiFUTO等の地域情報誌（計12冊子）年１回
②【新規】かっこいい建設業の動画作成
③【新規】若手人材離職防止事業
　建設業に入職した若手が同世代と交流する場を設ける
④中学生向け出前授業の実施　９回
⑤工業高校等を対象とした土木関係の資格取得支援
　２級土木施工管理技士等の資格取得に係るテキスト購入費支援
⑥転職希望者等を対象とした建設業界セミナーの開催
　岐阜・大垣・多治見・美濃加茂の４か所と連携して実施　計６回

○令和７年度実績

①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載
　小学生：子ども新聞「マナビのトビラ」年3回
　中学3年生及び高校生「高校ダイアリー」年3回
②新聞特集紙面の掲載
　岐阜新聞　年1回、特集紙面（見開き2ページ）
③PR冊子「建設業の現在」の増刷　14，000部
④中学生向け出前授業の実施　16回
⑤工業高校等を対象とした土木関係の資格取得支援
　２級土木施工管理技士等の資格取得に係るテキスト購入費支援
⑥転職希望者等を対象とした建設業界セミナーの開催
　岐阜・大垣・中津川の３か所と連携して実施　計５回
⑦ぎふの土木フォト＆動画コンテストの開催
　ＳＮＳを活用し、県内の土木構造物や現場で活躍する人達を撮影したフォト&動画コンテストを実施

○学生を対象としたその他の広報

①リーディング企業認定制度を紹介したチラシ・ポスターを配布
②専用Webサイトによるリーディング認定制度と企業を紹介
③Instagramによる建設産業の魅力や情報を発信

2. 岐阜県部会の取組

岐阜県公共事業執行共同化協議会における取組（１／３）

岐阜県

岐阜県公共事業執行共同化協議会の組織概要

協議会

岐阜県公共事業執行共同化協議会　H19.11.1設立

会　　長：羽島市長（市長会会長）
副 会 長：大野町長（町村会会長）
協議会員：県内全市町村、県

オブザーバー
中部地方整備局
企画部技術開発調整官

幹事会

岐阜県公共事業執行共同化協議会　幹事会

幹 事 長：羽島市（市担当課長（会長指名））
副幹事長：大野町（町村担当課長（会長指名））
幹　　事：岐阜市、大垣市、関市、多治見市、高山市（各圏域市町村担当課長１名以上）
　　岐阜県 県土整備部 技術検査課長

部会

実施機関（委託先）
(公財)岐阜県建設研究センター

総合評価審査部会	人材育成部会	工事成績評定部会	維持管理部会	平準化等推進部会
(設立H19.11.1)	(設立H19.11.1)	(設立H19.11.1)	(設立H19.11.19)	(設立R01.8.19)
代表：大垣市	代表：各務原市	代表：高山市	代表：岐阜市	代表：岐阜県技術検査課
参加市町村 41/42	参加市町村 42／42	参加市町村 42／42	参加市町村 42／42	参加市町村 42/42（5圏域毎に開催）

※岐阜市は独自で審査部会を設けている

事務局　羽島市、 岐阜県（技術検査課）

岐阜県公共事業執行共同化協議会における取組（２／３）

岐阜県

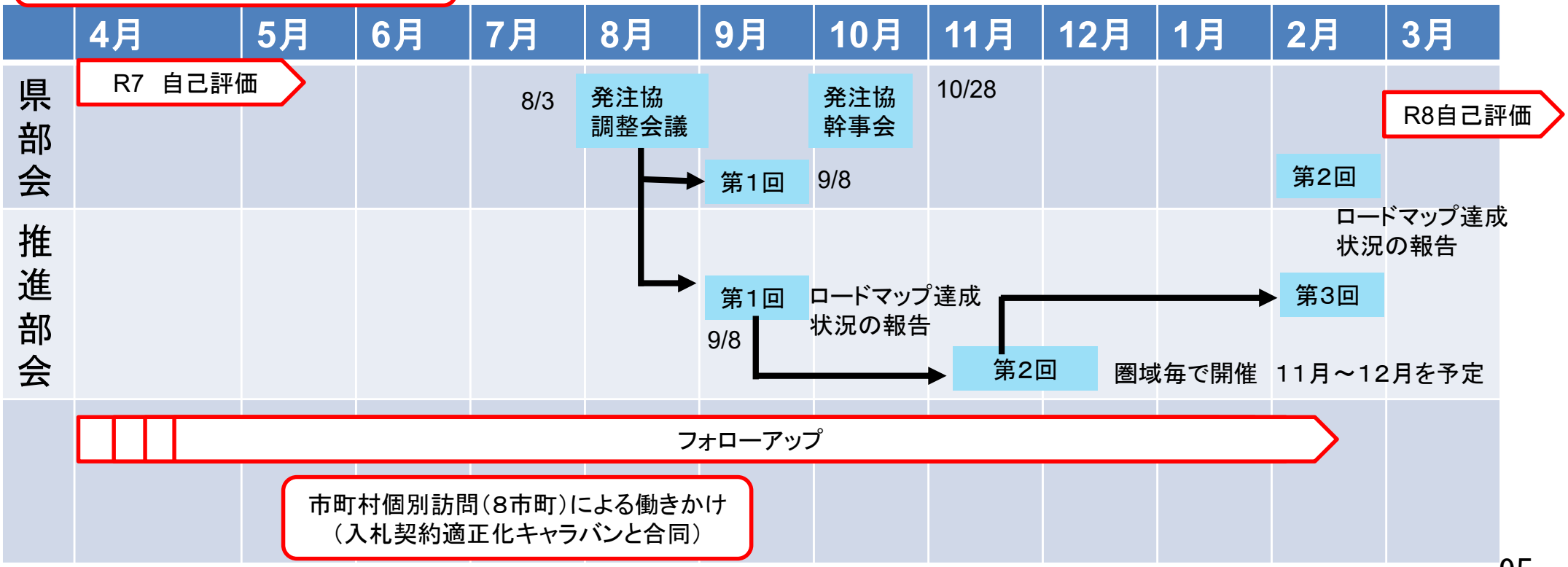
○岐阜県公共事業執行共同化協議会の概要

各自治体が、公共工事の設計、入札、工事管理、検査、維持管理の各段階において、公平性、透明性の確保を図るとともに、事務の共同化による効率化を目的として「岐阜県公共事業執行共同化協議会」を設立。協議会の支援組織として、岐阜県建設研究センター（発注者支援機関）を活用。

①総合評価審査 ：学識経験者の意見聴取を行い、総合評価の審査を行って いる。
②人 材 育 成 ：人材育成に係る研修等を県及び市町村を対象に行っている。
③維 持 管 理 ：公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関する事務などを行っている。

令和8年度の取組（予定）

令和8年度も岐阜県公共事業執行共同化協議会での活動及び活用を図る



岐阜県公共事業執行共同化協議会における取組（３／３）

岐阜県

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の概要

各自治体が、公共工事の設計、入札、工事管理、検査、維持管理の各段階において、公平性、透明性の確保を図るとともに、事務の共同化による効率化を目的として「岐阜県公共事業執行共同化協議会」を設立。協議会の支援組織として、岐阜県建設研究センター（発注者支援機関）を活用。

①総合評価審査 ：学識経験者の意見聴取を行い、総合評価の審査を行って いる。
②人 材 育 成 ：人材育成に係る研修等を県及び市町村を対象に行っている。
③維 持 管 理 ：公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関する事務などを行っている。

○発注者支援機関（（公財）岐阜県建設研究センター）の概要

建設事業に関する調査、研究、研修、設計、積算、現場管理、建設ICT等の業務を通じて、県内社会基盤の品質の確保と県、市町村など自治体の発注者ニーズに応えられる「建設行政総合支援機関」。

○発注者支援業務の内容

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の定めに基づき、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環としての公共工事発注者支援機関に再認定され、次の業務を行っている。

①設計・積算補助（工事発注作業の補助業務）
②技術審査（総合評価方式の審査等）
③監督補助（現場での監督業務の補助）
④検査補助（工事の完成検査補助業務）
⑤用地業務補助（用地取得にかかる調査等補助業務）
⑥公共物管理業務（道路パトロール、河川パトロール等業務）
⑦橋梁点検・施設点検等
⑧長寿命化計画策定

令和8年度も必要に応じて発注者支援機関を活用していく

品質確保および持続可能な建設業等の実現に向けた取り組み

【説明資料：静岡県】
１．多様な働き方の実現に向けた取組について
２．生産性向上に向けた取組
３．建設業の魅力発信の取組

【添付資料】
（静岡市）
１．週休２日の推進にかかる取り組み事例
２．建設産業の魅力発信に関する取り組み事例

（浜松市）
１．技術者支援の取り組み
２．週休２日の推進の取り組み
３．建設業の魅力発信の取り組み

技術調査課
Engineering Affairs Division

1．多様な働き方の実現に向けた取組について

★建設事業者を守る！「サマータイム導入工事」★

概要

- 実施期間　　：令和7年7月中旬～9月上旬頃まで（約2か月間）
- 対象工事　　：事業者及び地域の理解が得られた工事現場
- 就業時間の例：　導入前　**8:00～17:00**
 　　導入後　**5:00～14:00**

実施状況

- 発注者　　：下田土木事務所
- 工事名　　：前田川支川湊北沢砂防工事（渓流保全工）
- 受注者　　：長田建設工業（株）
- 施工箇所　　：静岡県賀茂郡南伊豆町湊地先





★建設事業者を守る！「サマータイム導入工事」★

導入手順

受注業者が受注工事担当の職員に相談（承認）
→①労働基準監督署へ作業者の就労時間変更の届け出
→②周辺住民への理解と協力を得る
→③発注者に就労事項変更に関する施工計画書の変更を提出
→①②③を実施の上、サマータイムの導入となる

現場・関係者からの感想（メリット・デメリット）

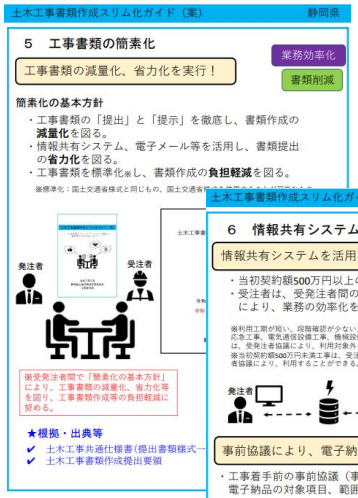
立場	メリット	デメリット
作業員・施工業者	• 14時に仕事が終わるため、夕方に子どもの迎えに行けるなどプライベートの時間が充実する • 涼しいので身体への負担が目に見えて少ない	• 朝5時開始のため、非常に朝が早く生活サイクルの調整（睡眠不足など）が必要 • 協力会社や資材メーカーとの時間調整に配慮がいる
発注機関	本来の熱中症対策だけでなく、働き方改革の一助や良好な作業環境の整備支援に繋がっている	現場周辺の住民に対する早朝の騒音・振動への配慮や事前の理解協力が不可欠である

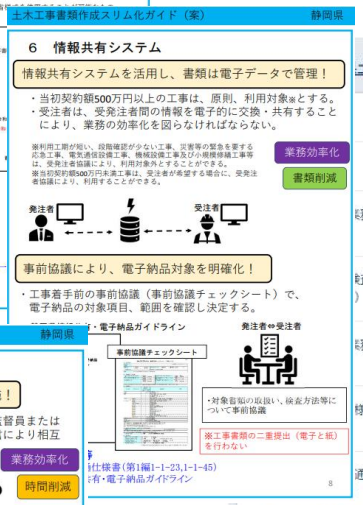
1．多様な働き方の実現に向けた取組について

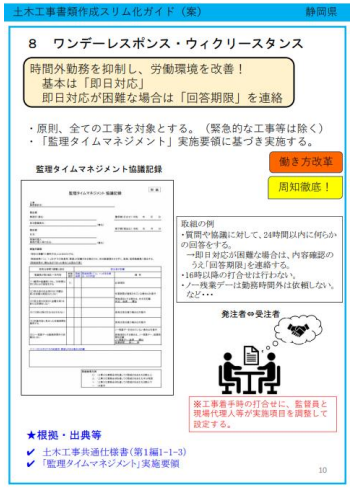
★土木工事書類作成スリム化ガイド策定★

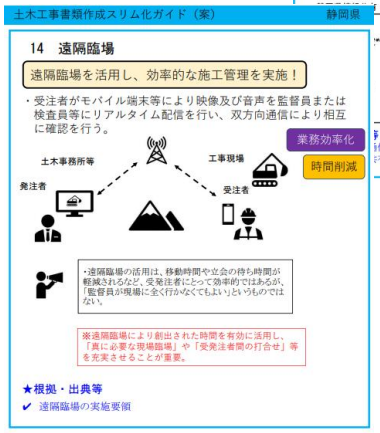
受注者の施工管理業務及び発注者の監督・検査業務の効率化を図り、工事の円滑な施工や働き方改革を推進する。











技術調査課
Engineering Affairs Division

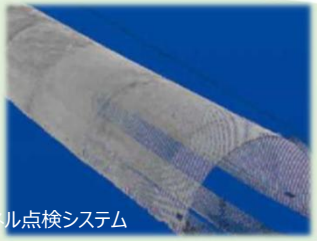
2. 生産性向上に向けた取組

★ＩＣＴの全面的な活用★

新技術の活用

＜点検・調査・診断における新技術の導入＞



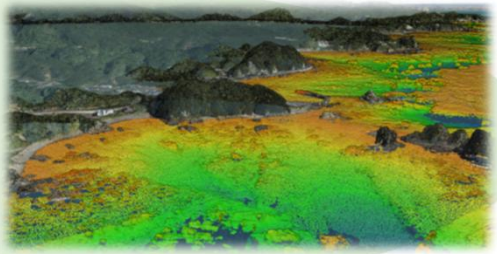


- 工期短縮
- コスト縮減
- 点検精度の向上
- 現場規制時間の短縮

＜3次元点群データの活用＞



ＶＩＲＴＵＡＬ　ＳＨＩＺＵＯＫＡ　プラットフォーム

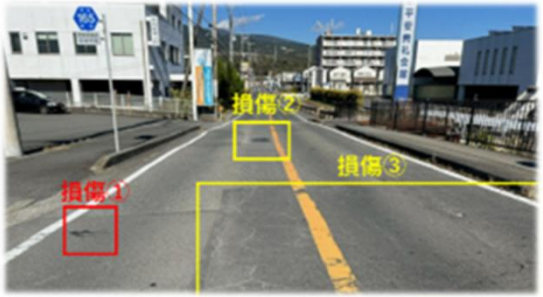


*3*次元点群データ（ＡＬＢ測量データイメージ）

デジタル技術の活用

＜ＡＩを活用した道路点検技術の試行＞





スマホカメラの映像をＡＩで解析、道路損傷を検出



ICT活用工事

＜ICT施行の活用促進＞



＜主な取組＞

① 工事セミナーの開催

ＩＣＴ活用工事の内製化を図る

開催日：４回
（R7.11.6･12･26、12.8）
場　所：施工総研　他
対　象：事業者工事担当
参加者：33名(5･6･8･14)

② 県独自のマニュアル作成

ICT活用工事等推進のためのマニュアル作成

(1)完成形状の３次元計測実施要領（R4）
(2)ﾓﾊﾞｲﾙ端末を用いた3次元計測技術ｶﾞｲﾄﾞ(R5)
(3)VIRTUALSHIZUOKAを用いた測量マニュアル（R6）
(4)張作業軽減手法マニュアル(R7)

技術調査課
Engineering Affairs Division

3．建設業の魅力発信の取組

★静岡どぼくらぶ★

“静岡どぼくらぶ”の取組（H29～）

○建設業の将来にわたる担い手確保のため、
［・土木の仕事のイメージアップ
・社会インフラの意義の周知　　等
を土木に関する全ての人が一緒になって
情報発信・参加できる情報プラットフォーム



①どぼくらぶ講座

＜建設現場体験見学会＞
県内工事現場、インフラ施設見学会
（バス代や保険料等の費用を県で負担）


伊豆総合高校　危機管理センター建築工事現場


掛川工業高校　静岡地区新特別支援学校新築工事

＜出前講座＞
各学校にて建設業の仕事や魅力を伝える
キャリア教育、技能体験講座


浜松日体中学校
馬込川水門工事見学


南伊豆町立南中小学校

＜外国人学校出前講座＞
外国人学校にて建設業の仕事や魅力
を伝えキャリア教育、技能体験講座




エスコーラ オブジェチーボ デ イワタ(磐田市)

②親子インフラツーリズム

対象：県内在住の小学生とその保護者
回数：年２回（夏・冬）


沼川新放水路


富士山静岡空港

③中高生インフラツーリズム

対象：県内の県内中学生、高校生
回数：年1回（夏）




静岡理工科大学・ＮＥＸＣＯ中日本(東名リニューアル工事)

④静岡どぼくらぶ若手交流会

対象：県内若手従事者（概ね30歳まで）
回数：年３回
内容：研修や現場見学会等を通じて
同世代間の交流・親睦を深める

静清バイパス工事見学 ▶



大沢川遊砂地現場見学会 ▶



⑤SNS・動画配信



〈静岡どぼくらぶアンバサダーが誕生〉
アンバサダーはアイドルグループ「僕が見たかった青空」の西森杏弥さんと萩原心花さん。
お二人は土木の魅力発信動画、「僕が見たかった土木の現場」に出演。

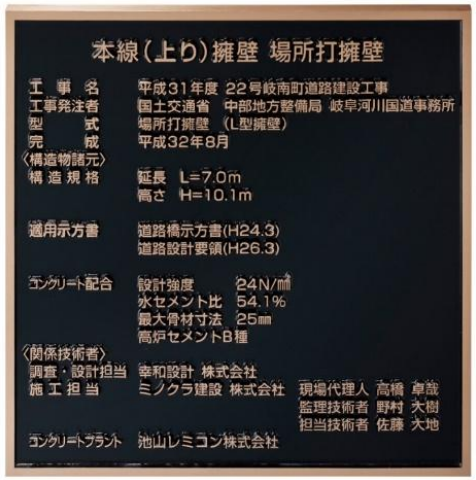
Engineering Affairs Division

3. 建設業の魅力発信の取組

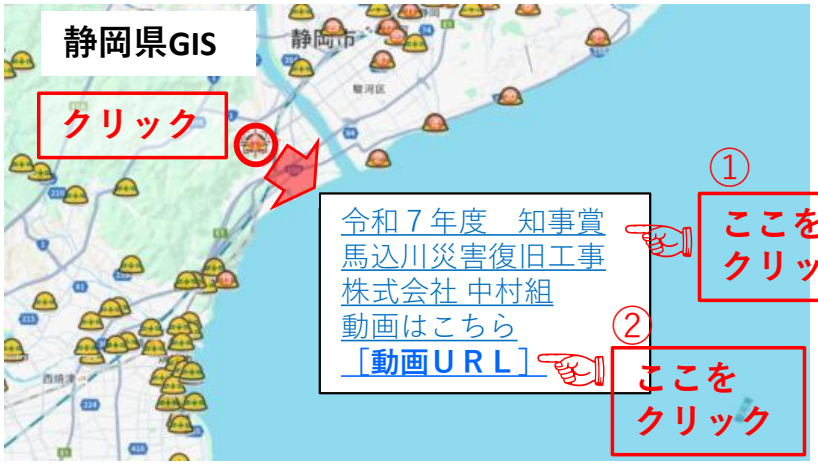
★デジタル工事銘板★

○技術者の誇りとやりがいを伝え、建設業界の将来の担い手確保につなげるため、完成工事の内容だけでなく、現場に携わるすべての関係者(測量・設計・施工・発注者・地元)を紹介する新たなデジタルを活用した工事銘板作成を始めている
○YouTubeの動画配信や県のHPで掲載することで現場の士気、モチベーション向上

従来の工事銘板



デジタル工事銘板



②動画で紹介

動画へリンク！



①優良工事の概要を紹介

令和５年度[第35-B4832-01号]二級河川馬込川４年災害復旧（過）工事（４年災査定第317号）（導流提左岸下流）

河川災害復旧工事	５５・０ｍ
鋼矢板打込	１１１枚
鋼管杭圧入	６２本
施工箇所	浜松市中央区江ノ島町
施工年度	令和６年度
事業主体	静岡県浜松土木事務所
設計	中日本建設コンサルタント株式会社
施工	株式会社　中村組
管理技術者	○○ ○○
就任技術差	○○ ○○
現場代理人	○○ ○○



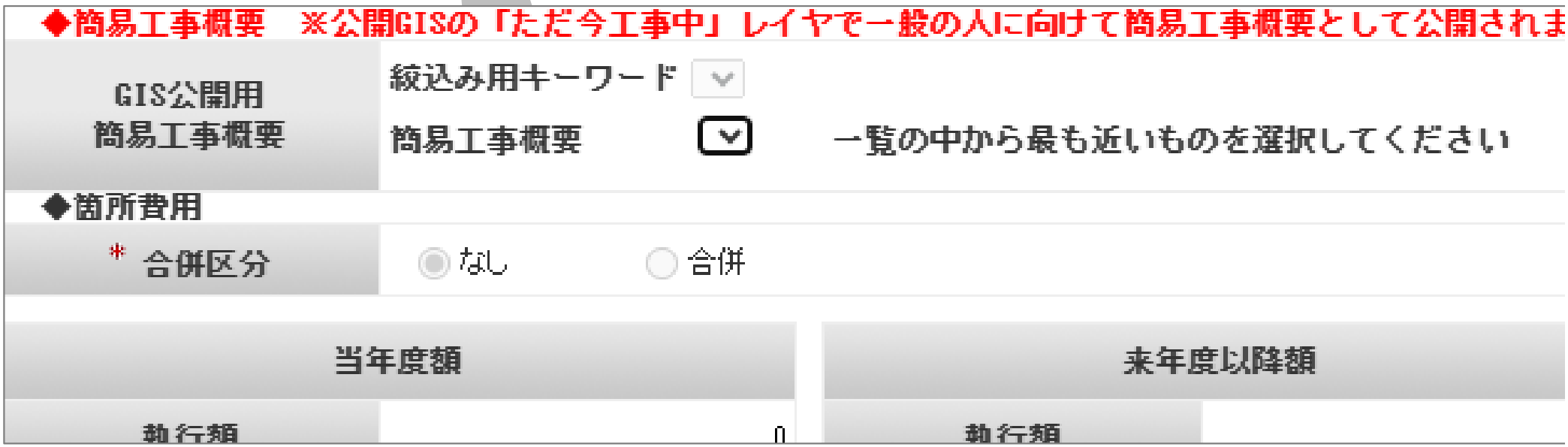
技術調査
Engineering Affairs Divisi

3. 建設業の魅力発信の取組

★ＧＩＳの活用「ただいま工事中」★

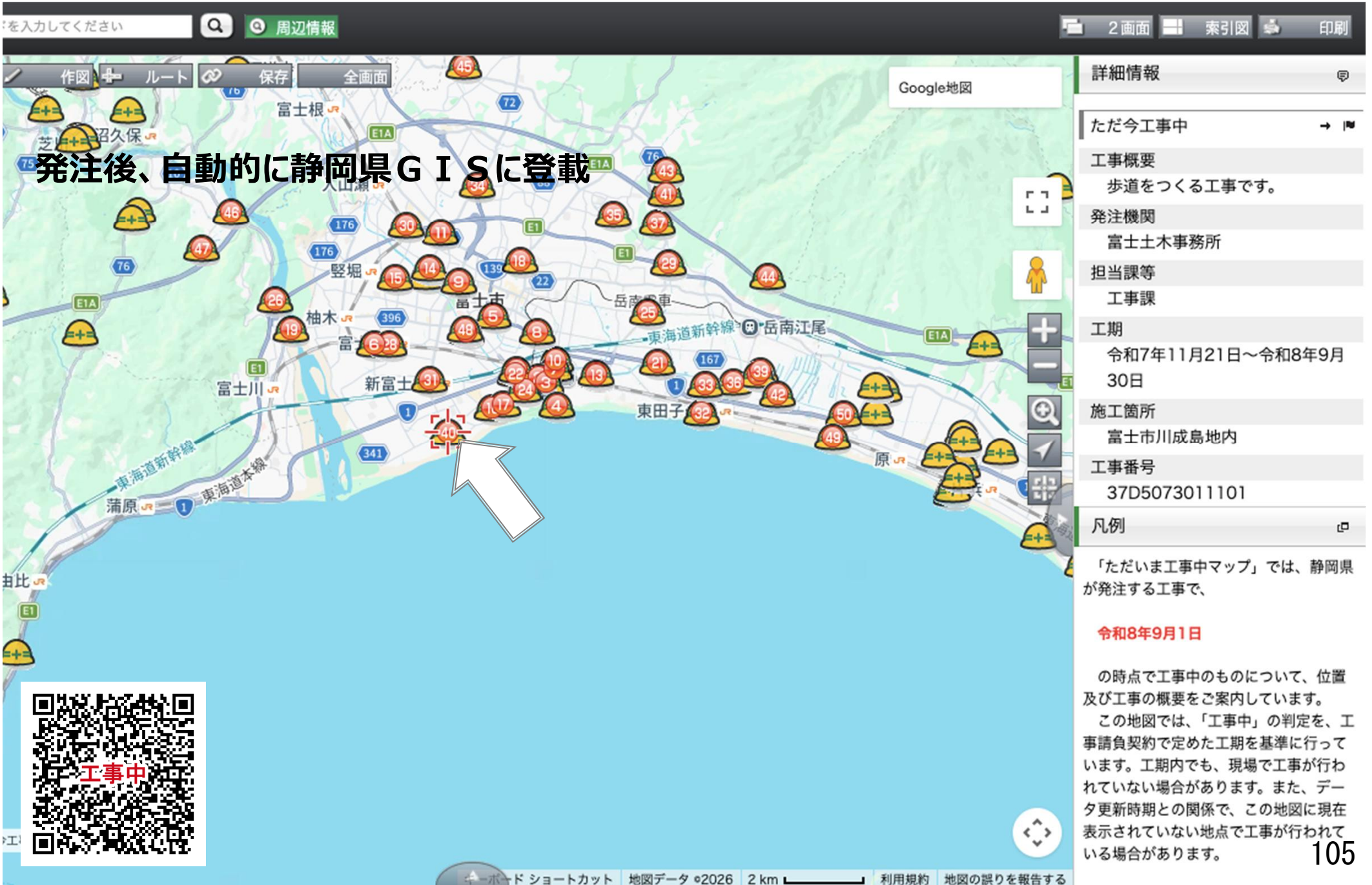


発注用設計書作成の際、バックシステムで簡易的な工事概要を選択



3. 建設業の魅力発信の取組

★ＧＩＳの活用「ただいま工事中」★



3. 建設業の魅力発信の取組

★地域のヒーロー動画★

ヒーロー動画とは

生活基盤を整備・維持する現場従事者の一所懸命な姿・声を動画を通じて県民に伝えることで、建設産業への興味・関心を促し、建設業界のＰＲを行う。

- YouTubeのショート動画にて公開
- 従事者自身や現場を１分程度の動画で紹介
- 毎月20日前後に動画を公開

＜PRチラシ＞



【静岡市】週休2日の推進にかかる取り組み事例

週休２日工事の取組

【発注方式】

・発注者指定型のみ

【発注形式】

・週単位
・月単位
・通期
・交替制モデル ※土木工事のみ
（週単位、月単位、通期）

週休2日工事(R2～)

静岡市では令和２年度から週休２日工事として４週８休以上の休日を取得する工事を実施し、令和６年度からは**月単位の週休２日**及び**交替制モデル**の運用を開始しました。

令和７年度からは**週単位の週休２日**を導入し、労働環境改善に取り組んでいます。

また、以下の取組により、生産性の向上や業務の効率化を図り、休暇を取得しやすい現場環境づくりを行っています。

インフラＤＸの促進

ICTの活用を推進

労働力不足をカバーするため、ICT機器の活用を推進しています。



オンライン電子納品の導入(R7.4～)

受発注者間の情報共有及び書類授受の迅速化を目的に電磁的記録媒体からオンライン電子納品に切替えました。

現場のノンコア業務軽減の取組

バックオフィス体制強化(R7～)

令和７年度より担い手確保の取組として、バックオフィス体制（建設ディレクター等の活躍など）を構築した事業者へ工事成績インセンティブの付与を開始しました。

建設スリム化セミナー開催

技術者のノンコア業務の負担軽減スキル向上を目的に建設事業者を対象にセミナーを開催しました。



適切な工期設定の取組

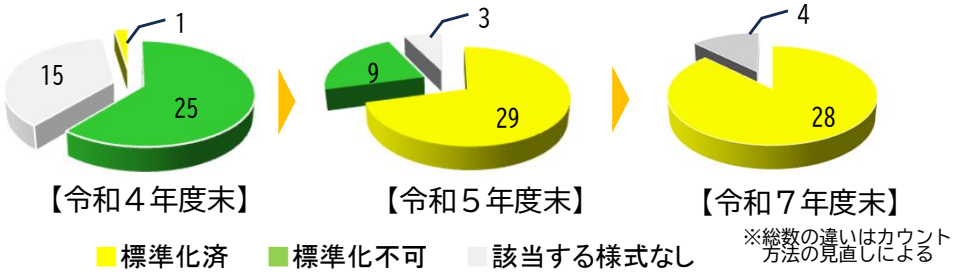
猛暑日設定(R6.7～)

静岡市が発注する建設工事（建築関連工事む）及び外業を伴う建設関連業務を対象に、６月から９月に稼働する案件は全て『猛暑日』を考慮した工期設定で発注しています。

工事書類削減の取組

工事書類の標準化(統一化)

令和３年度から工事書類の標準化（統一化）に着手し、令和７年度には、標準化か完了しました。



※総数の違いはカウント方法の見直しによる

【静岡市】建設産業の魅力発信に関する取り組み事例

しずおか建設まつりの実施

R7の実施内容

子どもから大人まで、幅広く建設産業の魅力を感じてもらう体験型イベント「しずおか建設まつり」は、令和７年度の開催で10周年を迎えました。

建設産業が、選ばれる職業として職業選択肢に入るよう、処遇改善が進んでいる建設産業の仕事を具体的にイメージしてもらうことが目的です。

令和７年度は、地元商業施設主催のはたらくクルマ展と同調開催し、行政機関、教育機関、建設関係団体など計31団体によるブース出展のほか、地元高校生のボランティアスタッフなど産官学連携により、約4,400人の来場がありました。

R７実施



R8は、１１月２８日開催予定です！





会場入口


車両展示


試乗体験


試乗体験


ペーパーブリッジ制作体験


アーチ橋の仕組体験（高校生出展）

【出展団体】

・国土交通省中部地方整備局
　静岡国道事務所
　静岡河川事務所
　清水港湾事務所
　富士砂防事務所
・静岡県交通基盤部
・静岡県立科学技術高等学校
　都市基盤工学科
　建築デザイン科
・建設関連団体

計31団体

浜松市の取り組み

■技術者支援の取り組み

品確法の基本理念を踏まえ、週休２日制工事の全面的導入、猛暑日を考慮した工期設定などの就労環境改善に加え、ICT推進による業務効率化、CCUS利用促進による処遇改善の取り組みを行っている。

○ ICT推進：ICT活用指定工事の発注や、工事成績評定の加点など、ICT導入を動機付け

○ CCUS利用促進：工事現場での利用した場合、工事成績評定で加点

取り組みの課題

○ 小規模事業者や中山間地の事業者にとって、ICT推進には費用やノウハウの面から導入が進みにくい状況がある。
特にICT技術に関する技術者・技能労働者の不足が顕著

○ CCUS導入企業は増加傾向だが、技術者の処遇と連動した実効性のある運用に至っていない。

○ 小規模事業者にとっては、CCUSシステム費用が障壁

今後の課題

○ 国のICT導入補助制度の周知や活用提案を強化し、利用促進と負担軽減を図るとともに、地域の建設業のニーズを把握し、追加支援の必要性を検討

○ CCUS利用を技術者の処遇改善へ繋げるため、意義や利点の周知を強化し、認知向上と普及促進を図るとともに、強力に導入を推進するため、初期費用や運用経費を、発注工事での費用計上を検討

浜松市の取り組み

■週休２日の推進の取り組み

○ 週休２日制工事の実施要領を定め、完全週休２日（土日）による 発注者指定 としている。
○ 現場閉所日を土、日曜日としない場合は、受発注者間の協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよい。
○ 受発注者間の協議により、完全週休２日（土日）に取り組まない場合でも、月単位の週休２日もしくは、通期の週休２日は必須としている。

対象外工事

【土木工事】
（１）当初設計金額400万円以下の工事
（２）施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事
（３）通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
（４）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

【建築工事】
（１）当初設計金額400万円以下の工事
（２）契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が１週間程度の工事
（３）対象とすることが適当でないと工事担当課が判断した以下の工事
① 災害復旧工事や急施行工事など緊急性の高い工事

取り組みの実績

○ 令和7年度　４週８休以上の完成件数（658件）/年度の完成件数（815件）-対象外件数（157件）＝ 1.0

○ 対象外件数の内訳
工期が１ヶ月未満：38件、緊急を要する工事：12件、災害復旧工事：22件
施工時期が限られる工事：7件、責任設計施行：77件、デザインビルド方式での発注工事：1件

※責任設計施行は積算によらない工事であり、未実施の場合の労務費補正分の減額変更が困難であるため対象外工事としている。

浜松市の取り組み

■建設業の魅力発信の取り組み

建設業は、防災や都市基盤整備を担う重要な役割を持つことを、幼少期や教育段階から認識してもらうことが、中長期的な人材確保として不可欠であると認識しており、建設関係団体との協働により、以下の取り組みを行っている。

○ 小中学校や高校への出前講座（建設業のキャリア講座）
○ 子供たちとその保護者を対象としたPRイベント（はままつ建設フェスタ）

取り組みの課題

○ 建設業のキャリア講座による建設業の職業認知向上には、教育委員会や学校との連携体制の構築が大きな課題であり、受動的な応募型ではなく、学校教育への標準化された取り組みが必要
○ はままつ建設フェスタでは重機等の展示が主体であり、職業選択としてのイメージ形成が十分でない。
建設業の魅力を伝えるため、面白さが実感できる体験型コンテンツへの転換が必要
○ 講座やイベントだけではなく、入職の動機を持つ人への働きかけや、継続的に建設業に触れる機会の創出など、実際の入職につながる新たな取り組みとの連携が必要



建設業のキャリア講座

【概要】
　平成30年度から、建設業の担い手確保の課題の一つである「幼少期からの興味の醸成機会の不足」、「生徒や教員の理解不足」を解消する取組みとして、小中学校で出前講座を実施している。
　令和6年度からは、同様の取組をしていた静岡県と連携し、「浜松どぼくらぶ会議」として、高校生を含めた取組んでいる。

【実績】
令和6年度：25回　開催（小学校18回 、 中学校3回 、 高校4回）
令和7年度：19回　開催（小学校13回 、 中学校4回 、 高校2回）



浜松市の取り組み

はままつ建設フェスタ

【概要】
　令和6年度から、子どもと保護者を主対象として「建設のしごと」に関わる機会を提供することで、親しみと理解を深めていただき、子どもたちの将来の就職の選択肢のひとつになることを目的とした「はままつ建設フェスタ」を開催している。

【実績】

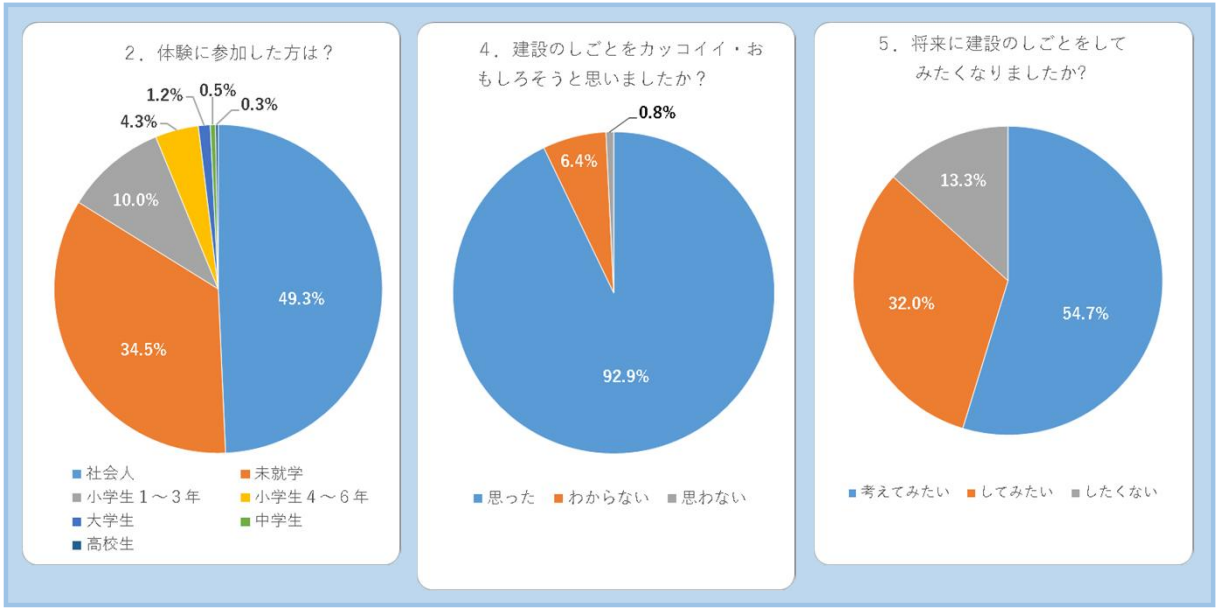
年度	開催日時	来場者数	出展数
令和6年度	12月14日（土）	804人	14ブース
令和7年度	11月15日（土）	1,859人	15ブース







【令和7年度のアンケート結果】



愛知県の取組について

1. 愛知県部会の取組
2. 愛知県の取組
3. 週休2日の推進に関する工夫
4. 建設業の魅力発信の取り組み

令和８年１０月

愛知県部会の取組について

1. 愛知県部会の取組

令和7年度の取組

年度	協議会等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度 実績	中部ブロック発注者協議会								第1回 11/19				
	幹事会				第1回 7/3								
	県等調整会議	第1回 4/24		第2回 6/17	第3回 7/11			第4回 10/16	第5回 11/6				第6回 3/9
	個別訪問							●豊山町 ●碧南市					
	自己評価				結果公表 7/24								
	愛知県公共事業発注者協議会(県部会)				第1回 7/29								第2回 3/12
	推進会議 ＋ 意見交換会							第1回 尾張・一宮地区 10/8 海部・知多地区 10/10 三河地区 10/20					
	個別訪問							●豊山町 10/15 ●碧南市 10/20					
	取組状況調査							第1回					第2回

取組推進の要請
第三次・全国統一指標の周知

他自治体の状況把握・相談

フォローアップ

取組状況調査

令和7年度開催状況

第1回　県部会

【内容】　○**取組推進の要請**

○第三次・全国統一指標の周知

○R6自己評価結果

推進会議・意見交換会

【内容】　○**取組推進の要請**

○第三次・全国統一指標の周知

○市町村の取組事例等、意見交換



■ 意見交換会の様子

個別訪問

中部地方整備局と愛知県で週休2日未導入の市町村（豊山町、高浜市）を訪問、**個別の取組状況や課題等について助言し**、取組の促進を図る。

豊山町　週休2日工事（下水道、土木）の対象工事であることを特記仕様書に明示して**年度内に3件**工事を発注し**週休2日を達成**。

高浜市　建築工事における週休2日制工事試行要領を制定しホームページに掲載し、**年度内に1件**工事を発注し**週休2日を達成**。

第2回　県部会

【内容】　○**R7市町村の取組のフォローアップ**

意見交換会で各グループから出された週休2日・平準化・ASPなどの取組事例等を全体で共有。

令和8年度の取組

年度	協議会等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度 予定	中部ブロック発注者協議会												
	協議会							第1回 10/28					
	調整会議					第1回 8/3							
	県等調整会議		第1回 5/21			↓							
	入札適正化キャラバン				●碧南市 7/3 ●高浜市 7/15 ●豊明市 7/28								
	自己評価	自己評価				結果公表 8/26				フォローアップ			依頼
	愛知県公共事業発注者協議会(県部会)						第1回 9/7						第2回
	推進会議 + 意見交換会		取組推進の要請 第三次・全国統一指標の周知				↑	第1回 尾張・一宮地区 11/2 AM 海部・知多地区 10/30PM 三河地区 11/11AM					↑
	入札適正化キャラバン				●碧南市 7/3 ●高浜市 7/15 ●豊明市 7/28								
	取組状況調査				取組状況調査		第1回	他自治体の状況把握・相談					第2回

令和8年度開催状況

入札適正化キャラバン

中部地方整備局と愛知県で、低入札調査基準価格または最低制限価格の導入及び適切な算定式水準の設定をしていない市町村（碧南市、高浜市）、週休2日未導入の市町村（豊明市）を訪問、**個別の取組状況や課題等について助言し**、取組の促進を図る。

第1回　県部会

【内容】　**○取組推進の要請**

○第三次・全国統一指標の周知

○R7自己評価結果

R7実績とR8目標に対する各市町村の達成状況を一覧表に整理し、現状を把握するとともに取組を促進。



■ 県部会の様子

取組により発現した効果、取組が進まない要因

■県部会での取組により発現した効果　　県内54市町村

週休2日工事の達成について　　（単位：市町村数）

目標達成市町村　　**令和7年度　29**（令和8年度予定　33）

平準化率について（ボトムアップ）

目標達成市町村　　**令和7年度　11**（令和8年度予定　35）

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定について

目標達成市町村　　**令和7年度　47**（令和8年度予定　48）

■市町村で取組が進まない要因

週休2日工事について

週休2日を対象とする工事に金額要件（例：2千万円以上を対象等）を設定しており、全体件数（200万円以上を対象）に対し、その対象となる件数が少ない。

平準化率について

債務負担行為や早期の繰越手続きを行うよう発注関係部局等に働きかけを行っているが、小規模工事が大半をしめており、平準化率（閑散期のボトムアップ）の目標値を満たしていない。

愛知県の取組について

愛知県における平準化の取組(1／2)

■業務執行マネジメントチーム設置 【土木】

【目的】 建設局及び都市・交通局の事業について、関係者が情報を共有し、**施工時期の平準化に向けて計画的かつ早期発注**を図る。(R2.2～)

【実績】 令和7年度は 業務執行マネジメント会議を4回開催。

○発注計画の作成、地方機関との調整
○発注計画及び執行状況のとりまとめ、確認
○早期執行に向けた取組の検討
○令和8年度の目標設定
※令和8年度も同様に開催予定。

■余裕期間制度 (フレックス方式) 【土木・建築※(R6～)・農林・企業庁】

【目的】 全体工期の範囲内で請負者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度(フレックス方式)により、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にし、請負者の円滑な工事施工体制の確保を図る。

(※建築局は、「発注者指定方式」「任意着手方式」を採用)

【実績】 (単位:件数)

部局名	R5	R6	R7
土木	419	480	468
建築	-	10	18
農林	232	274	291
企業庁	13	25	21
合計	664	789	798

※R8.3末時点

愛知県における平準化の取組（2／2）

■当初予算における繰越明許費の拡大見直し 【土木】

【内容】　○年間を通じて工事等の計画的な発注や適正な工期の設定が行えるように、建設部門では令和2年度当初予算から繰越明許費の計上額を拡大見直し。

○原則として、**公共事業については25%を、さらに単県事業についても10%を計上。**

■近年の当初予算における繰越明許費【建設部門】　（単位：億円）

公・単＼年度	R6	R7	R8
公共	205	209	209
単独	63	71	76
合計	268	280	285

【効果】　○ 年間に必要となる繰越明許費に基づいた発注見通しを立てることにより、**工事等の前倒し**を図り、さらなる**「施工時期の平準化」**につなげていく。

○ 工事の規模や難易度などを考慮した工期設定が契約段階において可能となることから、**「適正な工期」を確保**し、**計画的な発注**を行うことができる。

○ 施工時期の平準化等により年間の**工事量が安定**すれば、**現場技術者の処遇改善や経営の健全化**に寄与し、ひいては**品質確保**につながる。

愛知県におけるICT活用工事の取組

■取組経緯【土木】

R1	**「発注者指定型」の規模要件引き下げ** （予定価格8千万以上⇒5千万円以上、土工量10,000m3以上⇒5,000m3以上）
R2	**ICT土工に「受注者希望1型」**を新設し、土工量1,000m3以上の工事を対象に**実施協議を必須** ICT建設機械による施工を総合評価の加点対象に追加
R4	**ICT土工に「発注者指定簡易型」**を新設し、予定価格5,000万円以上かつ土工量1,000m3以上の工事を対象に、**「ICT建設機械による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」のいずれか必須**
R6	**「発注者指定簡易型」の規模要件引き下げ（金額要件の廃止）**
R8	**ICT舗装工（修繕工）に「受注者希望1型」**を新設し、5,000m2以上の工事を対象に**実施協議を必須**

■普及促進【土木】

○ ICT現場研修会の開催（H30～） 《対象》県職員、市町村職員、施工業者

○ 建設技術研修（ICT活用工事実務講座）の開催（R2～） 《対象》県職員、市町村職員

■取組実績【土木・農林・企業庁】

（単位：件数）

部局名	R5	R6	R7
土木	141 (36)	141 (19)	131 (40)
農林	21 (21)	26 (26)	24 (24)
企業庁	1 (1)	3 (1)	1 (1)
合計	163 (58)	170 (46)	156 (65)

※ R8.3末時点
※（ ）は受注者希望型の件数で内数を示す

あいち建設情報共有システムの運用開始【土木・建築・農林・企業庁】（ＡＳＰ）

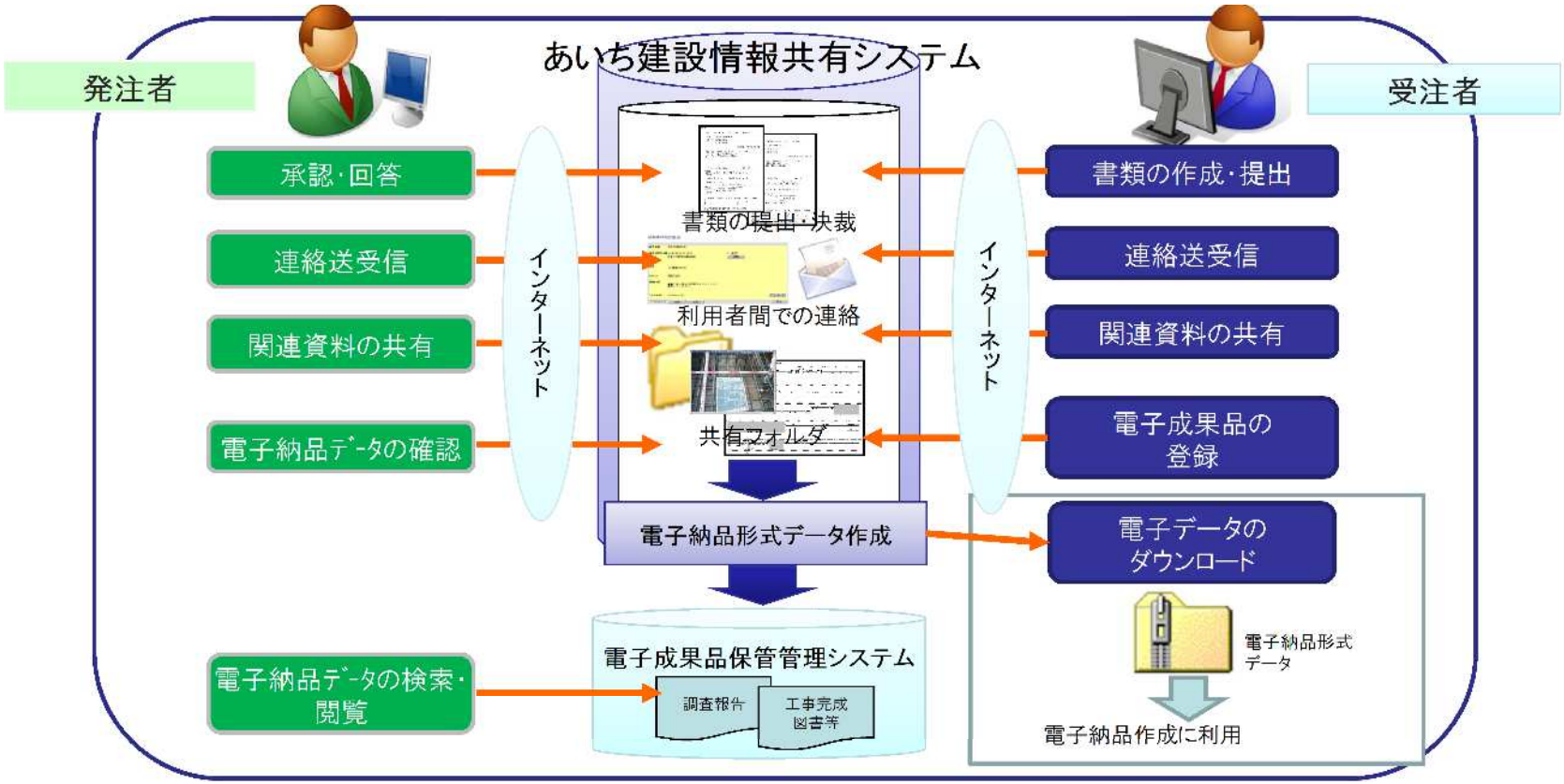
○インターネットを利用し、受発注者間で工事の施工又は業務の履行に関する様々な情報を共有し相互利活用

［工事］　令和2年度から順次本格運用を開始。

［業務］　建設局、都市・交通局、企業庁で**令和8年度から本格運用を開始。**
建築局、農業水産局、農林基盤局で令和8年度から利用開始。

○市町村に対しても、本システムのメリット等を説明し、導入を促進（ 工事：49/54市町村、業務：22/54市町村で導入）

R8.10.1時点



週休2日の推進に関する工夫

3. 週休2日の推進に関する工夫

■取組実績 【土木･建築･農林･企業庁】

（単位：件数）

部局名	R5	R6	R7
土木	1490 (317)	1416 (278)	1627 (727)
建築	81	236	219
農林	430 (182)	423 (132)	420 (183)
企業庁	77 (48)	58 (32)	59 (35)
合計	2078 (547)	2133 (442)	2325 (945)

※ R8.3末時点
※（ ）は完全週休2日の件数で内数を示す

■週休2日工事の取組経緯 【土木】

○平成28年度～　原則として土曜日及び日曜日を休工とする「完全週休2日制工事」を実施
○令和3年度～　休工日を土日に限らない「週休2日制工事（4週8休）」を導入（令和4年度～総合評価の加点対象に追加）
対象工事を原則全ての工事に拡大、発注者指定型の件数を拡大
○令和5年度～　発注者指定型の件数を原則全ての工事に拡大
○令和6年10月～　「月単位の週休2日工事」を発注者指定（令和7年度～総合評価で加点）
○令和7年10月～　「完全週休2日（土日）」を発注者指定
●令和8年10月～　**多様な働き方を前提に、形式を指定せず週休2日に取り組む**

建設業は週休2日が可能な業界であることを確認。今後、週休2日を含め、多様な働き方の実現を目指す

3. 週休2日の推進に関する工夫

■業務の効率化、無駄の排除等に関する取組

○ウィークリースタンス

【 **工事**での取扱い 】 ※建設部門ウィークリースタンス実施要領（工事）
受発注者間で取組内容の確認・共有を行い、**確認した取組内容を施工計画書に記載**
（令和8年度より）

【 **委託業務**での取扱い 】 ※建設部門委託業務ウィークリースタンス実施要領
業務着手時に「ウィークリースタンス取組チェックシート」により、**受発注者間で取組内容を確認**
受注者は発注者に**チェックシートを提出（令和7年度より）**

【 対 象 】 建設局、都市・交通局及び建築局が所管する事業の工事・委託業務、および局内関係事務
【 内 容 】 以下の取り組みの実践に努める。 ※ 緊急を要する場合等やむを得ない場合は「例外」とする。
(1)マンディ・ノーピリオド ： 月曜日（休日明け日）は依頼の期限日から外す。
(2)ウェンズディ・ホーム ： 水曜日（定時退庁日）は定時の帰宅に心がける。
(3)フライディ・ノーリクエスト ： 金曜日（休前日）の依頼は控える。
(4)イブニング・ノーリクエスト ： 勤務時間終了間際、および勤務時間外の依頼・打合せは避ける。
(5)ミーティング・1アワーリミット ： 打合せ時間は“1時間以内を基本”とし、
効率的・効果的な打合せの実施に努める。（WEB打合せの率先活用）

○ワンデーレスポンス

監督職員又は受注者は、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応する**「ワンデーレスポンス」に努めている。**

建設業の魅力発信の取り組み

担い手確保の取組（建設分野の魅力発信）

■あいち建設みらいサロン【土木】

これから進路を決定する学生と、行政や建設会社、建設コンサルタントなどの**建設分野に携わる技術者とが交流する場**として開催し、**建設分野の魅力を発信**するとともに、建設分野のみらいを担う**若手人材の育成**を行う。

年度	学校名	参加者数		
		学生	社会人	計
H25～R6		927	468	1395
R7	椙山女学園大学	7	6	13
	中部大学	36	8	44
	愛知総合工科高等学校	20	8	28
	豊田工業高等専門学校	18	7	25
	名古屋工業高等学校	20	6	26
	名古屋工業大学	49	17	66
R8	【実施予定校】5校予定 豊田工業高等専門学校、愛知総合工科高等学校、 中部大学、名古屋工業高等学校、名古屋工業大学			





あいち建設みらいサロンの様子

■出前講座・現場見学会【土木】

小学校の特別授業の一部として「出前講座」を、小学生～大学生を対象に「現場見学会」を開催し、**社会資本の役割について理解を深める**。

	出前講座		現場・施設見学会			
	学校数	参加人数	学校数	参加人数	その他（一般向け）	
R7	25校	1,576人	34校	568人	102回	1,754人

■SNSアカウント（愛知県庁・土木[公式]）

YouTubeチャンネル
動画数：54本、登録者数：684人　（2026.9.18時点）



チャンネル登録 ←

Instagramアカウント
投稿数：35件、フォロワー数：124人　（2026.9.18時点）



フォロー ←

建設業界の魅力を発信する「体験型イベント」の実施

将来の建設人材の確保のため、**小学生を始めとした若い世代やその保護者**に向け、土木のしごとを身近に感じてもらうことができる**「体験型イベント」を建設業団体との連携により実施**する。

【開催概要】

名　　称：あいち建設みらいフェスタ
開催日時：2026年11月21日（土）
開催場所：愛・地球博記念公園　大芝生広場

主催：愛知県
共催：一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部、一般社団法人愛知県測量設計業協会



【イベント内容】

1　体験ブース
　土木の技術を「みて、ふれて、体験」できるブースの出展

2　ステージ
　土木の魅力を発信するステージプログラムを実施

3　その他
　災害対策用車両やキッチンカーの出展

三重県部会の取組状況について

1. 三重県部会の取組概要
2. 取組による発現した効果
3. 取組が進まない要因
4. 週休2日の推進に関する工夫
5. 建設業の魅力発信の取組

1．三重県部会の取組概要

1．令和７年度の県部会の状況

●第１回県部会（令和７年８月７日WEB）

- 中部ブロック発注者協議会の取組
- 第三次・全国統一指標、中部独自指標の提案
- 三重県の取組　　他

〇地域分科会(令和７年１０月対面)

・取組周知・意見交換

〇重点取組のフォローアップ（９市町）

（令和８年1月～２月対面）

●第２回県部会（令和８年３月１８日WEB）

- 三重県部会の取組
- 中部地方整備局からの情報提供
- 三重県活性化プラン２０２４の取組

＜中部ブロック発注者協議会＞

●発注者協議会幹事会

・令和７年７月３日

- 第三次・全国統一指標、中部独自指標の説明
- 幹事県の取組内容の説明　他

●発注者協議会

・令和７年１１月１９日

- 第三次・全国統一指標、中部独自指標の目標値の設定

1．三重県部会の取組概要

2．地域分科会（推進会議）の状況

●地域分科会

- 令和７年１０月２日～２８日の間に１０建設事務所単位で開催。
- ５つの重点取組ついて、現状や課題について意見交換。



10/6 四日市建設事務所管内
（四日市市、菰野町、川越町、朝日町、四港）

主な意見

①週休２日制工事

- 実働日数が短い工事は週休２日の対象外としている。
- 教育施設（学校等）の工事では工期の制約があり、週休２日の対象外としている。
- 県の要領を準用し、発注者指定で発注している。

②施工時期の平準化

- 小規模な工事が多く債務を設定することが、財政部局、議会の理解を得にくい。
- 繰越は議会の理解もあり、繰越申請している。

③低入対策

- 財政的な面から、早期に最低制限価格を上げることは難しい。

④ＩＣＴ活用工事

- ICTを活用するメリットがあるような大きな規模の工事が無い。
- 工事費が上がり、財政面で負担となる。
- 発注者の知識不足がしており、対応できていない。
- 県の要領を準用し、活用している。

⑤ＡＳＰの導入

- 電子決裁の体制が整っていない。
- インターネットの接続環境の問題がある。
（個人のパソコンでは使用不可）
- 必要性は理解しているため、導入に向け検討していきたい。

地域分科会から見える課題や令和７年度の取組状況をもとに、個別にフォローアップを実施

1．三重県部会の取組概要

3．重点取組のフォローアップの状況

- 週休２日の設定率が低い市、低入対策の改善が必要な市町を中心に、県幹部から市町幹部職員へ重点取組の必要性と取組の推進を要請（９市町に実施）
- ICT・ASP活用について、取組の周知を目的とした説明会や市町担当者向けの研修会を開催

フォローアップ（市町意見）

【週休2日の設定率向上】

・小規模業者については週休2日することで経営を圧迫する懸念がある。

・建設業協会や受注企業から要望等があれば検討の余地はある。

・来年度から要領を見直して対象工事を拡大する予定である。

【低入対策の改善】

・会計規則に基づき、予定価格に定率を乗じた金額を最低制限価格としている。

・業団体や受注企業から要望等があれば検討の余地はある。

・来年度から工事について最低制限価格の算定式を導入する。

【施工時期の平準化】

・少額工事が多く、平準化のための債務設定が困難である。



1/23　松阪市建設部長、関係課長へ重点取組の推進を要請

ASP活用研修会（市町職員向け）

- 開催日時

 令和7年8月27日～12月9日
- 開催場所

 各県庁舎（10会場）の会議室
- 参加者　106名
- 内容

 ・ASPの取組と活用について

 ・県工事で施工中のASP、遠隔臨場の紹介



研修の開催状況

1．三重県部会の取組概要

4．令和７年度　重点取組結果

（１）週休２日制工事

取組指標	R6 実績	R7 実績（目標）
導入済市町数	29	―
市町達成率	0.97	0.97(0.99)
市町設定率（参考）	0.59	0.62

（参考）R7設定率50%未満　6市町（四日市市、亀山市、津市、松阪市、名張市、朝日町）

（２）施工時期の平準化

取組指標		R6 実績	R7 実績（目標）
市町平準化率（ボトムアップ）	工事（市）	0.54	0.59（0.59）
	工事（町）	0.55	0.58（0.59）
市町平準化率（ピークカット）	工事（市町）	1.18 ※県を含む	1.16（1.17）
	業務（市町）	0.49	0.54 (0.45)

（３）低入札対策

取組指標		R6 実績	R7 実績（目標）
低入札価格調査基準、最低制限価格の設定（市町）	工事	0.99	0.99 (0.99)
	業務	0.89	0.92 (0.99)

（４）ＩＣＴ活用工事の導入

取組指標	R6 実績	R7 実績（目標）
導入済市町	4（導入率17%）※導入率は県を含んで計算（5/30）	4（導入率17%）（25%）※導入率は県を含んで計算（5/30）

（参考）R7導入済：鈴鹿市、津市、尾鷲市、紀北町

（５）ＡＳＰ活用工事の導入

取組指標		R6 実績	R7 実績（目標）
導入済市町	工事（市町）	4（導入率17%）※導入率は県を含んで計算（5/30）	7（導入率27%）（20%）※導入率は県を含んで計算（8/30）
	委託（市町）	3（導入率14%）※導入率は県を含んで計算（4/30）	3（導入率14%）（20%）※導入率は県を含んで計算（4/30）

（参考）R7導入済：鈴鹿市、亀山市、伊勢市、鳥羽市、名張市、尾鷲市、紀北町
鈴鹿市、伊勢市、尾鷲市

総括

（１）週休２日制工事　概ね達成

- **全市町が制度導入。**
- **週休２日の達成率は、ほぼ100%に近い**状況であるが、**設定率の低い市町の底上げが必要**である。

（２）施工時期の平準化　概ね達成

- 工事は令和６年度実績よりは向上しているが、目標に達していない。
- 業務については、令和６年度より低下している。

（３）低入札対策　概ね達成

- 工事、業務とも多くの市町で全案件を対象に低入札価格調査基準または最低制限価格を設定としている。

（４）（５）ＩＣＴ活用工事、ＡＳＰ活用工事　未達成

- 一部の市町で導入がされたが、依然、対象案件が無い事や、**職員の理解不足、インターネット環境等**の課題が払拭できず取組が浸透していない。

建設業のイメージアップにつながる労働環境の改善・生産性の向上には、業界全体で取組の浸透が必要！

1．三重県部会の取組概要

1．令和８年度の取組予定

●1．三重県部会の予定

（第１回）令和８年９月１７日
・R7年度自己評価結果、R8年度取組

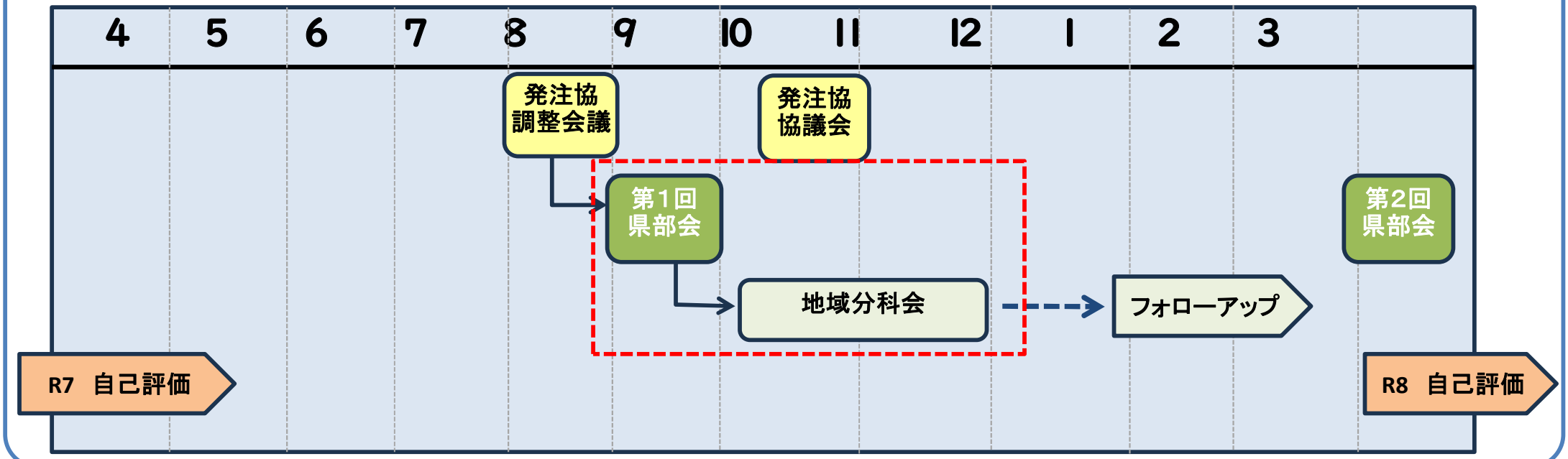
（第２回）令和９年２～３月
・R8年度取組総括、R9年度取組予定

●2．地域分科会の予定

令和８年１０月～１１月
・目標達成のための取組の協議

地域分科会にて**進捗状況の確認**を行い、必要に応じてフォローアップしていきます。

令和8年度スケジュール（案）



3．取組が進まない要因

建設ICT･ASPの導入と低入札対策

◆建設ICTの導入状況

R7目標値25%に対し、実績値は17%。29市町のうち導入は4市町となっている。

＜地域分科会における未導入市町意見＞
･ICTを活用するメリットがあるような大きな規模の工事が無い。
･工事費が上がり、財政面で負担となる。
･発注者の知識不足がしており、対応できていない。
＜対応方針＞
･ICT活用は大規模工事での増産やコストダウンの手段ではなく、地域の建設業が生き残るための投資であることを引き続き、市町へ説明していく。
･発注者（特に未導入市町）を対象に、促進説明会や個別に支援をしていく。

地域分科会



10/6 四日市建設事務所管内
（四日市市、菰野町、川越町、朝日町、四港）

◆ASPの導入状況

R7目標値20%に対し、実績値は工事は27%、業務は13%。
29市町のうち導入は工事は7市町、業務は3市町となっている。

＜地域分科会における未導入市町意見＞
･電子決裁の体制が整っていない。
･インターネットの接続環境の問題がある。（個人のパソコンでは使用不可）
･必要性は理解しているため、導入に向け検討していきたい。
＜対応方針＞
･企業や市町向けに説明会を開催。
･今のインターネット環境の中でできること･できないことを、引き続き市町へ説明していく。

◆低入札対策

R7目標値0.99に対し、実績値は工事は0.99、業務は0.92となっている。

＜課題＞
･一部市町において、最新の算定式を採用しておらず、低い算定式となっている。
＜対応方針＞
･県幹部から市町幹部に対し、引き続き直接依頼していく。

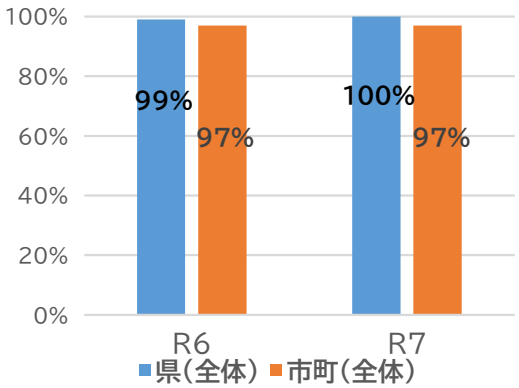
4．週休２日の推進に関する工夫

市町発注工事の週休2日定着と民間工事への週休2日を含めた適正工期の確保等について依頼

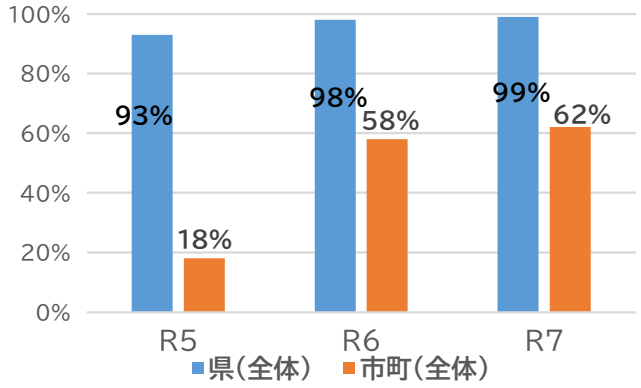
◆市町発注工事の週休2日の定着

・週休2日制工事の達成率は、すでに概ね目標を達成しています。さらなる業界全体への定着を図るために、設定率にも着目していきます。
・県発注工事ではほぼすべての工事を週休2日制工事として設定しています。
　市町に対して、発注者協議会三重県部会等により、県独自で設定率の上昇も要請しています。

◆【市町】週休2日の達成率



◆【市町】発注者指定工事(4週8休)の設定率



週休2日制工事(4週8休)設定率
＝週休2日制として発注した工事/当該年度に発注した工事件数(随意契約の除く)

市町のフォローアップ

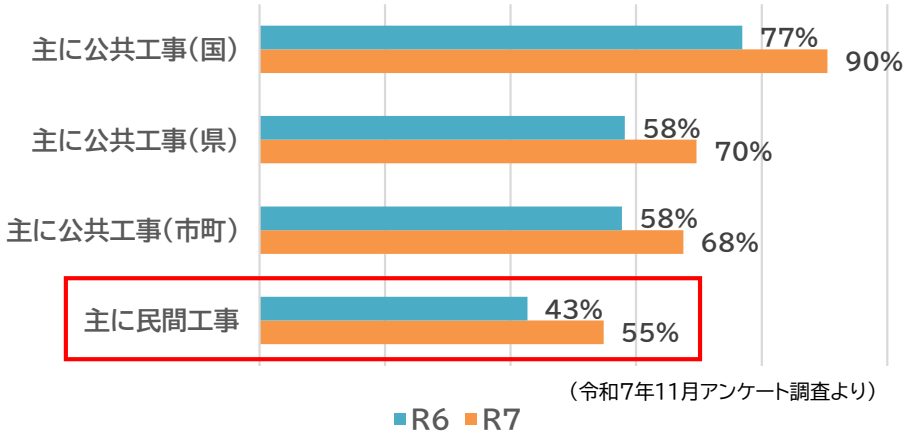


市町幹部への取組要請

◆民間工事の週休2日を含めた適正工期確保の依頼

・4週8休の取得状況は国工事は90%、県工事は70%、市町工事は68%、民間工事43%に留まっています。
・労働局や商工会と連携し、週休2日を含めた適正工期の確保等について、民間企業(発注者) にも周知を依頼します。

◆ 就業規則上の休日の取得状況(事業の主たる発注元別)



(令和7年11月アンケート調査より)

商工会議所において民間工事における取組促進を依頼



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和８年１０月２３日
中部地方整備局

『公共工事発注者支援機関(土木、建築)』の認定に係る公募のお知らせ

「品質確保に関する推進協議会」では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、「公共工事発注者支援機関評価制度」により「発注者支援のための発注関係事務を適切に実施することができる者」の評価・認定を行っています。

このたび、この公共工事発注者支援機関の認定に係る公募を、下記のとおり実施します。

記

●申請書の受付期間

令和８年１０月２３日(金)１４時 ～ 令和８年１１月１８日(水)１６時まで

●申請に必要な書類・提出方法等

「公共工事発注者支援機関認定に係る公募及び認定要項」による
（ホームページに掲載）

●「公共工事発注者支援機関認定に係る公募及び認定要項」は、ホームページで公開しています

■中部地方整備局ＨＰ 公共工事の品質確保に関するページ「発注者支援業務等の認定について」
https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/shienkikan.htm
■岐阜県ＨＰ 土木分：公共工事発注者支援機関(土木)の認定にかかる公募のお知らせ
https://www.pref.gifu.lg.jp/page/99771.html
建築分：公共工事発注者支援機関(建築)の認定にかかる公募のお知らせ
https://www.pref.gifu.lg.jp/page/324957.html
■静岡県ＨＰ 公共工事発注者支援機関(土木、建築)の認定にかかる公募のお知らせ
https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/1066938/1029051.html
■愛知県ＨＰ 公共工事発注者支援機関(土木、建築)の認定にかかる公募のお知らせ
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/sienkikan.html
■三重県ＨＰ 公共工事発注者支援機関(土木、建築)の認定にかかる公募のお知らせ
https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/index.htm

※各県、同じ内容・同じ時期で公募をしています。また、申請要件・様式を統一しています。

１.添付資料　参考資料：発注者支援機関の評価制度について

２.配　布　先　中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、三重第二県政記者クラブ

３.問合せ先　品質確保に関する推進協議会事務局
（国土交通省　中部地方整備局　企画部　技術管理課）
技術管理課長　岩田　明、建設専門官　大鷲　浩己
TEL　０５２－９５３－８１３１